MINATO
ビジョンマーク

分野計画

港区教育推進計画（素案）

Minato City Educational Promotion Plan (Draft)

令和９（2027）年度～令和 12（2030）年度

本資料は、港区教育推進計画素案の令和８（2026）年 11 月９日時点の案です。
なお、具体的な取組名、掲載順、指標等については、今後の調整により変更となる場合があります。

令和８（2026）年 11 月

港区教育委員会

教育推進計画の策定に当たって（教育長あいさつ）

目次

第１編　総論 5
第１章　計画の概要 6
１　計画策定の目的と位置付け 6
２　計画期間 8
３　計画の進行管理 8
第２章　踏まえるべき社会変化、各分野の動向 10
１　港区を取り巻く状況等 10
２　各分野の動向 12
第３章　めざす将来像と基本的方向性 17
１　「ＭＩＮＡＴＯビジョン」「港区教育ビジョン」との関係 17
２　ＭＩＮＡＴＯビジョンと推進計画の全体構成イメージ 18
３　基本理念・各分野の施策 19
４　施策の体系と分野横断的な取組 20
第２編　分野 25
第１章　学校教育・幼児教育分野 26
１　めざすべき姿 26
２　現状と課題 27
３　施策の全体像 34
４　目標・施策・取組の展開（具体的な取組等） 35
第２章　生涯学習分野 57
１　めざすべき姿 57
２　現状と課題 59
３　施策の全体像 64
４　目標・施策・取組の展開（具体的な取組等） 65
第３章　スポーツ分野 79
１　めざすべき姿 79
２　現状と課題 80
３　施策の全体像 84
４　目標・施策・取組の展開（具体的な取組等） 85
第４章　図書館サービス分野 114
１　めざすべき姿 114
２　現状と課題 115
３　施策の全体像 121
４　目標・施策・取組の展開（具体的な取組等） 122

第５章　学びを支える環境づくり分野 133
１　学びを支える環境づくり分野の位置付け 133
２　学びを支える環境づくり分野に掲載する施策・取組の考え方..... 133
３　めざすべき姿 135
４　現状と課題 136
５　施策の全体像 137
６　目標・施策・取組の展開（具体的な取組等）..... 138
第６章　分野横断的な取組 145
分野横断的な取組１　教育ＤＸの推進と未来を切り拓く力の育成..... 145
分野横断的な取組２　個別最適な学びの支援 147
分野横断的な取組３　教育の担い手支援・多様な主体との連携..... 148
分野横断的な取組４　グローバル化・多文化共生への対応..... 149
第３編　参考資料..... 151
１　港区教育ビジョン（概要） 152
２　関連計画等一覧 155
３　区民アンケート実施概要 156
４　教育推進計画策定委員会設置要綱 157
５　港区教育推進計画策定委員会名簿 159
６　教育推進計画策定委員会検討経過 159
７　教育推進計画分科会名簿 160
８　教育推進計画分科会検討経過 163
９　港区教育推進計画検討会設置要綱 165
10　港区教育推進計画検討会名簿 166
11　港区教育推進計画検討会検討経過 166
12　区民説明会等開催状況 167
13　ＳＤＧｓと施策の関係 168

第１編　総論

第１章　計画の概要

１　計画策定の目的と位置付け

（１）計画策定の目的

教育委員会では、これまで学校教育（学校教育推進計画）、生涯学習（生涯学習推進計画）、スポーツ（スポーツ推進計画）、図書館サービス（図書館サービス推進計画）の各分野において個別計画を策定し、それぞれの計画に基づき教育施策の着実な推進を図ってきました。

一方で、現行の個別計画はそれぞれ内容の充実が図られている反面、教育施策全体を俯瞰的に把握しづらい状況となっています。教育を取り巻く課題が年々複雑化する中、これまでの取組の成果や課題を整理・分析し、分野横断的な取組も含めて施策間の関連性を明らかにするとともに、教育施策全体の方向性を総合的かつ体系的に整理することが求められています。

また、区では、より一貫性のある区政運営を推進するため、これまでの基本構想・基本計画・実施計画を統合した新たな総合計画である「ＭＩＮＡＴＯビジョン」の策定を進めています。令和６年 12 月に決定した「ＭＩＮＡＴＯビジョン策定に向けた方向性」では、個別計画の位置付けの整理が示されており、教育分野については、現行計画の整理・統合等を検討し、分野計画を定めることとされています。

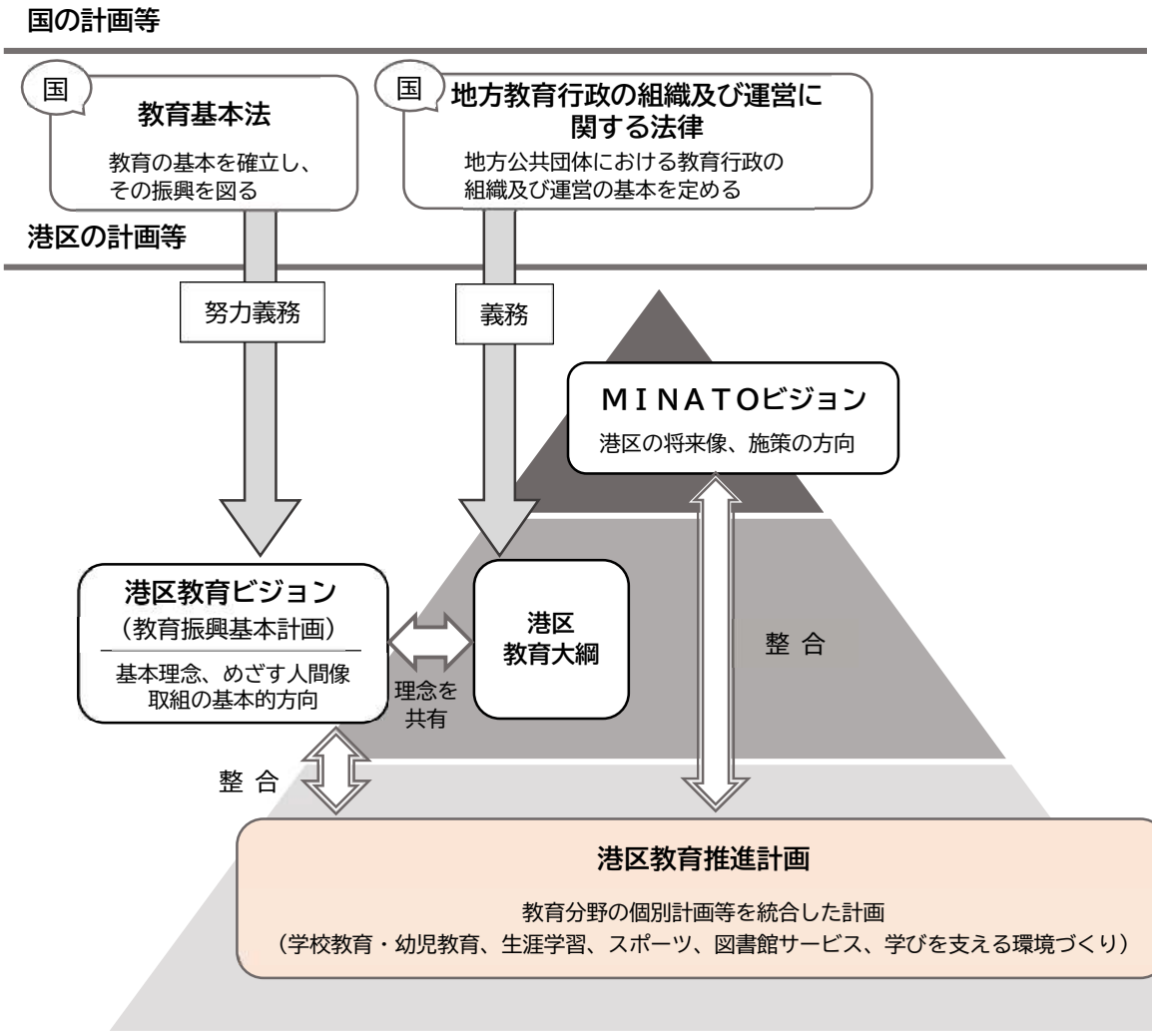
こうした教育分野における課題や区全体の計画体系の見直しの動きを踏まえ、これまでの教育分野の個別計画等を統合し、ＭＩＮＡＴＯビジョンの教育分野計画として「港区教育推進計画（以下「推進計画」といいます。）」を策定することとしました。

（２）計画の位置付け

推進計画は、ＭＩＮＡＴＯビジョンの教育分野計画として、将来像や政策・施策の方向性を具体化するとともに、港区教育ビジョン及び港区教育大綱の理念を踏まえた教育施策の展開を図るための計画です。

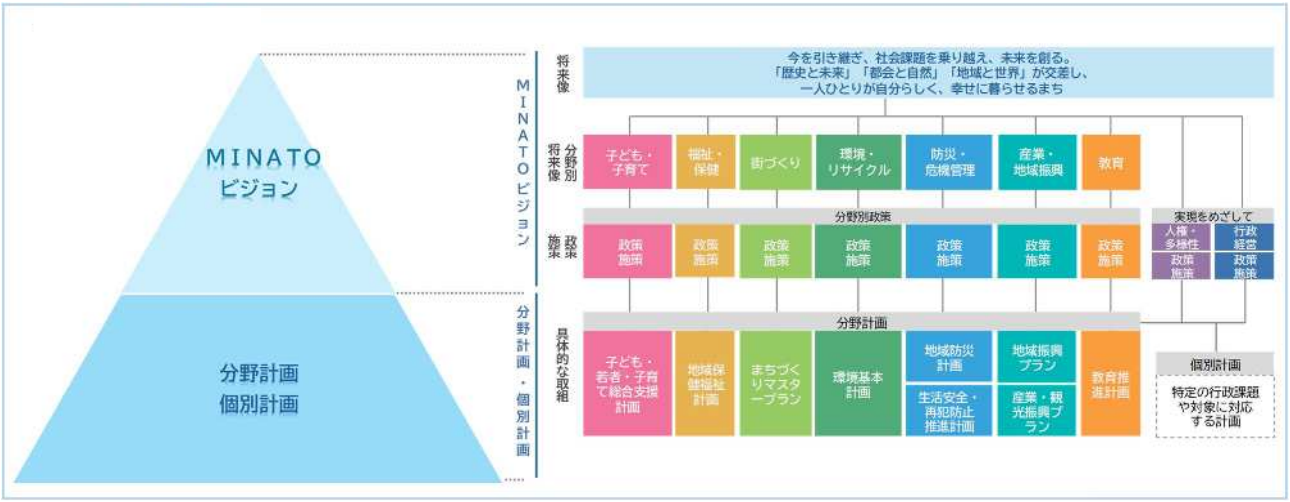
現行の個別計画である学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービスの各分野の内容を踏まえつつ新たに学びを支える環境づくり分野を加え、５分野を一体的に整理し、教育分野全体を総合的・横断的に推進する計画として位置付けます。

策定に当たっては、ＭＩＮＡＴＯビジョンとの整合を図るとともに、関連計画との連携や分野横断的な視点を踏まえます。



包含される法定計画

【学校教育・幼児教育】学校教育の情報化の推進に関する法律／市町村学校教育情報化推進計画
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法／
港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
【スポーツ分野】スポーツ基本法／地方スポーツ推進計画
【図書館分野】子どもの読書活動の推進に関する法律／市町村子ども読書活動推進計画



2　計画期間

計画期間は、ＭＩＮＡＴＯビジョンとの整合を図り、令和９（2027）年度から令和 12（2030）年度までの４年間を基本とします。また、2040 年代を見据えた長期的な将来像を共有しつつ、社会環境や教育課題の変化に応じて、必要な見直しを行います。

3　計画の進行管理

（１）管理方法

推進計画に計上した取組は、計画【Ｐｌａｎ】、実行【Ｄｏ】、点検・評価【Ｃｈｅｃｋ】、見直し・改善【Ａｃｔ】のサイクルで着実に推進します。

毎年度、各施策の進捗状況を把握・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。計画最終年度（４年目）には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえ計画の見直しを行います。

（２）評価方法

推進計画の施策・取組に対する評価は、行政による評価、区民を対象としたアンケート調査の結果等を踏まえて総合的に行います。なお、以下の「①行政による評価」については、港区ホームページ等で区民に評価結果を公表しています。

①行政による評価

ア　事業所管課による進捗・目標達成度評価［毎年度実施］

港区教育委員会は、推進計画に掲げる全事業について、見直しや改善につなげることを目的に、取組状況や成果指標の達成状況等について評価します。各事業所管課は、それに対する意見を次年度以降の施策・事業に反映します。

イ　港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価［毎年度実施］

港区教育委員会は、推進計画に計上している事業のうち、特に重点を置くべき事業について、課題や今後の取組の方向性を示すことを目的に、学識経験者の専門的な視点を活用して点検及び評価します。各事業所管課は評価結果を次年度以降の施策・事業に反映します。また、点検及び評価の結果は、港区議会へ報告します。

ウ　事務事業評価［毎年度実施］

区の全事務事業について、見直しや改善等につなげるとともに、評価結果を踏まえた予算編成を行うことを目的として、必要性、効果性及び効率性の観点から、一次評価は各事業所管課、二次評価は企画・財政部門、三次評価は学識経験者を含む港区行政評価委員会が実施します。各事業所管課は、評価結果に基づき、次年度以降の事務事業の見直し等を行います。

エ　政策評価［４年ごとに実施］

推進計画に掲げる各施策について、今後の方向性を示し、効果的な行政サービスを提供することを目的として、一次評価は各事業所管課、二次評価は学識経験者や公募区民を含む港区行政評価委員会が、専門的な視点や区民の視点から政策の４年間の達成度を評価します。各事業所管課は評価結果を受けて政策や施策の見直し等を行います。

②区民等の意見

ア　区民を対象としたアンケート調査

４年に１回程度、港区の教育施策や学校における取組への満足度や、学校への期待・要望等について調査します。

イ　子どもの思いに応える

子どもに関する施策を策定し、実施し、評価するときは、子どもを真ん中に置きながら分野横断的に取り組む子どもセンタードの考え方に基づき、当該施策の対象となる子どもや保護者、その他関係者の考えや意見を様々な手法で汲み取り、その思いを適切に施策に反映します。

第２章　踏まえるべき社会変化、各分野の動向

１　港区を取り巻く状況等

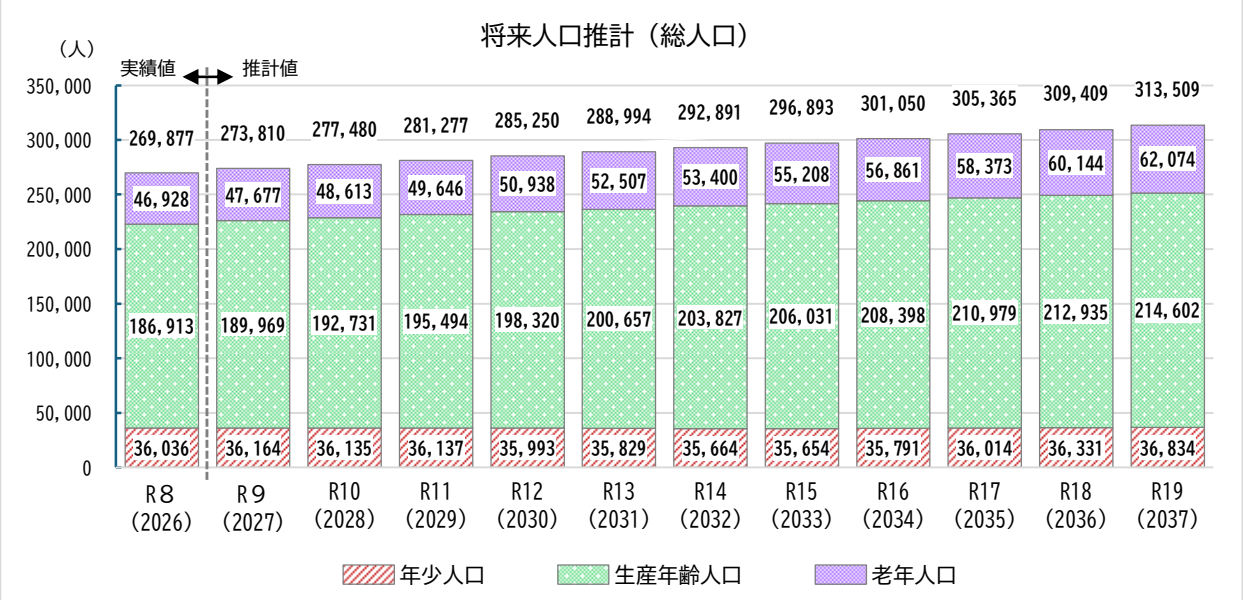
（１）人口動向

総務省統計局の令和７（2025）年国勢調査によると、我が国の総人口は１億 2,297 万 2,528 人となり、令和２（2020）年の前回調査から約 317 万４千人（2.5%）減少し、調査開始以来最大の減少幅を記録しました。

生産年齢人口（15～64 歳）は約 7,345 万人（総人口の 59.8%）まで減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は約 3,614 万人（高齢化率 29.4%）に達しています。また、厚生労働省の令和７（2025）年人口動態統計（概数）によると、日本人の出生数は 67 万 1,236 人にとどまり 10 年連続で過去最少を更新し、合計特殊出生率も過去最低の 1.14 まで低下しています。

一方、港区の将来人口推計によると、総人口は増加傾向が継続し、令和 19（2037）年には 313,509 人となる見込みです。年少人口は 35,654 人まで減少した後、令和 16（2034）年の 35,791 人以降増加する見込みです。

＜港区の将来人口推計（総人口）＞



（２）社会情勢の変化

●令和５（2023）年６月、教育基本法に基づき「第４期教育振興基本計画」が策定されました。「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を２つのコンセプトに、５つの基本的な方針と 16 の目標が掲げられています。

●多様性（ダイバーシティ）への理解やジェンダー平等への社会的認知が拡大するとともに、「ウェルビーイング」の向上が国の教育政策においても重要な方向性として位置付けられています。また、「人生 100 年時代」を見据え、成人の学び直し（リスキリング）を含む生涯学習の必要性が高まっています。さらに、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化等を背景に、学校・家庭・地域が連携した教育体制の維持が課題となっています。

●文部科学省の調査によると、小・中学校の不登校児童生徒数は約 35 万 4,000 人に達し、12 年連続の増加で過去最多を更新しています。いじめの認知件数も約 76 万 9,000 件と４年連続で過去最多を更新しており、大人が早期にＳＯＳを捉えて関係機関と組織的に連携する体制づくりが急務となっています。

●行政手続のオンライン化やテレワークの普及・定着に加え、生成ＡＩをはじめとするデジタル技術の活用が急速に進み、業務の効率化が進む一方、不正確な情報の生成・拡散や著作権侵害などの新たなリスクも顕在化しています。デジタル技術の進展に伴い社会で求められる能力も変化しており、高度なＩＴスキルやＡＩリテラシーをもつ人材への需要が高まっています。

●在留外国人数や外国籍住民の割合は継続して増加しており、生活基盤の多様化や、国籍・文化的背景の異なる住民がともに暮らす多文化共生社会への対応が一層重要となっています。こうした中、外国人住民の地域社会への参画、多言語・やさしい日本語による行政情報の提供など、地域における多文化共生に向けた取組が進められています。

●気候変動の進行により、猛暑や自然災害等が教育活動や施設運営に与える影響が大きくなっています。教育施設の環境性能向上、熱中症対策、防災・環境教育等を通じ安全で持続可能な学びの環境を整えることが求められています。

2　各分野の動向

（1）学校教育・幼児教育分野

●令和５（2023）年４月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置され、従来の子育て・福祉・教育の分野を越えた一体的な取組が進められています。また、文部科学省においては次期学習指導要領等の改訂に向けた審議が進められており、今後の改訂・移行を見据えた学校現場の体制整備が必要となっています。

●令和３（2021）年の中央教育審議会答申で、指導の個別化・学習の個性化に基づく「個別最適な学び」と、多様な他者と協働する「協働的な学び」を一体的に充実する令和の日本型学校教育の構築に向けた方向性が示されています。あわせて、「ＧＩＧＡスクール構想」により、義務教育段階における児童・生徒１人１台の学習用端末の整備が完了するとともに、高速大容量の通信ネットワーク等のＩＣＴ環境整備が進められ、ＩＣＴが学校教育の基盤的なツールとして活用されているほか、生成ＡＩの適切な利活用と情報活用能力の育成も求められています。

●幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る「幼保小の架け橋プログラム」が推進されるとともに、不登校児童・生徒への支援、特別支援教育の充実、日本語指導や医療的ケア児への対応など、誰一人取り残されない学びの保障や、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実が図られています。

●国の「第４期教育振興基本計画」（令和５（2023）年６月閣議決定）においては、国際教育、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、探究・ＳＴＥＡＭ教育、教育ＤＸ、ウェルビーイングの向上、地域との連携・協働などを重要な方向性として位置付けています。また、その基盤となる学校施設については、安全・安心で質の高い教育環境の確保を図るため、長寿命化改修等による老朽化対策、防災機能強化、バリアフリー化、脱炭素化、新しい時代の学びに対応した施設整備を計画的に推進することとしています。

●東京都は「子供の笑顔を育むチルドレンファーストの社会」を掲げ、全ての子どもが自分らしく、健やかに成長できる社会づくりに向けた支援を展開しています。保育料等の無償化拡大や「東京都教育施策大綱」、「東京都教育ビジョン（第５次）」に基づくきめ細かな教育の充実、小学校教科担任制の導入拡大等を進めるとともに、「ＴＯＫＹＯスマート・スクール・プロジェクト」により教育のデジタル化を推進しています。

●区では「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」や「港区教育ビジョン」に基づき、子育て支援施策の充実と合わせて、いじめ・児童虐待・ヤングケアラー・貧困等の複雑化する課題や医療的ケア児への支援など、誰一人取り残さない教育を推進しています。

●区独自の取組として、小・中学校では、タブレット端末等のＩＣＴを活用し、子ども一人ひとりにあった主体的な学びを支える「複線型授業（ＭＩＮＡＴＯスタイル）」を推進することに加えて、「港区国際理解教育プログラム」による幼児期から義務教

育修了までの国際理解教育の体系化を進めています。

●教育を支える学校教育職員に関しては、働き方改革の推進を背景に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）が改正されました（令和７（2025）年６月公布。業務量管理・健康確保措置実施計画に関する規定は令和８（2026）年４月１日施行）。区では同法第８条に基づき「港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（令和８（2026）年度）を策定しており、令和９（2027）年度以降はこれを推進計画と一体的に策定します。

（２）生涯学習分野

●令和６（2024）年６月に「第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」が示され、全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の展開、社会人のリカレント教育・リスキリングなど社会の変化に対応する学び直しの推進、社会教育人材の養成・活躍の在り方について、「社会人のリカレント教育」「障害者の生涯学習」「外国人の日本語学習」「社会教育人材」を重点事項として議論が行われました。

●令和６（2024）年６月には、中央教育審議会において「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」が諮問され、人口減少や地域コミュニティの希薄化等を踏まえ、社会教育が人づくりやつながりづくり、地域づくりに果たす役割について議論が進められています。その後も特別部会において検討が継続されており、社会教育人材の養成･活躍や、地域の多様な主体との連携･協働など、地域づくりにつながる社会教育の在り方が検討されています。

●東京都は令和６（2024）年２月に「インクルーシブな学び東京コンソーシアム」を設立し、企業やＮＰＯ等の交流、情報交換の場を提供することで、障害のある人々の生涯にわたる学びを支援するとともに、障害のある人もない人もともに学べる環境づくりに向けた取組を展開し、インクルーシブシティの実現をめざしています。

●令和６（2024）年３月、東京都は「東京都教育ビジョン（第５次）」を策定しました。令和６（2024）年度から令和 10（2028）年度までの教育の基本方針等を示し、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望をもって、自ら伸び、育つ教育」をめざしています。子どもの主体的な学びを促すとともに、学校・家庭・地域等が連携し、社会全体で学びを支える取組を推進しています。

●区では、生涯学習センターや青山生涯学習館を拠点に、社会情勢や区民ニーズを踏まえた多様な講座を実施するとともに、オンライン配信や録画配信、ＳＮＳ・動画等を活用した情報発信を進めてきました。また、生涯学習相談の実施や施設のバリアフリー化、案内表示の充実など、誰もが学びやすい環境づくりに取り組んできました。さらに、地域学校協働本部の設置を進め、地域コーディネーターの育成や活動事例の共有を通じて、学校・地域が連携した学びの充実を図っています。

（３）スポーツ分野

●国は令和７（2025）年６月に「スポーツ基本法」を 14 年ぶりに改正しました。スポーツを取り巻く社会環境の変化や、スポーツの価値・社会的役割の重要性の高まりを受け、スポーツを通じた社会課題の解決や、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図ることとしています。

●国では、令和９（2027）年度から始まる第４期スポーツ基本計画の策定に向けた検討が進められています。少子化や人口減少、デジタル技術の進展など社会環境が変化する中、スポーツを通じたウェルビーイングの向上や健康づくり、多文化共生や国際交流の促進、地域活性化、スポーツ産業の発展など、スポーツの社会的価値を生かした取組の推進に向けた議論が進められています。

●国では、令和４（2022）年 12 月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、学校部活動の地域連携・地域展開を推進しています。地域における持続可能なスポーツ環境の整備や生涯スポーツ社会の実現が位置付けられており、少子化の進行や教員の働き方改革等を背景に、地域全体で子どものスポーツ活動を支える体制づくりが進められています。現在検討が進められている第４期スポーツ基本計画においても、子どもが将来にわたり継続してスポーツに親しむことができる環境整備の重要性が示されています。

●東京都は、令和７（2025）年３月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、「誰もがスポーツを楽しむ東京を実現し、一人ひとりのウェルビーイングを高め、社会を変革する」ことを基本理念に掲げています。また、スポーツ実施率の向上に加え、スポーツを通じて幸福感を感じる都民の割合を指標として設定するとともに、「する」「みる」「支える」に加え「応援する」をスポーツ参画の一つとして位置付けています。さらに、ＤＸやダイバーシティの推進、大規模スポーツ大会のレガシーの活用を通じて、スポーツによる地域活性化や東京の魅力向上を図っています。

●東京都では、令和 10（2028）年に東京都初開催となる第 39 回全国健康福祉祭東京大会（ねんりんピック Chōju 東京 2028）が開催されます。ねんりんピックは、高齢者を中心としてスポーツや文化活動等を通じた健康づくりや生きがいづくり、社会参加を促進する全国規模の大会です。港区では交流大会のなぎなた競技が開催されます。大会を契機として、高齢者のスポーツ活動の促進や多世代交流の推進など、誰もが生涯を通じて活躍できる地域社会の実現が期待されています。

●区では、スポーツセンターや地域スポーツ教室等において多様なスポーツ種目の体験機会を提供し、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めています。また、障害者スポーツやｅスポーツの普及・啓発、国際大会等を契機としたスポーツへの関心喚起に取り組んでいます。あわせて、学校施設の活用などにより、区民の運動・スポーツの場の確保を図っています。

（４）図書館サービス分野

●国においては、令和４（2022）年６月、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定されました。公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けてＩＣＴなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携・協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する方針が示され、地域コミュニティ機能の維持・強化を担う役割が期待されています。

●令和５（2023）年３月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」の４つを基本的方針として掲げるとともに、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めることが求められています。

●文部科学省は令和８（2026）年３月、「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」の議論に基づき「図書館が拓く未来の学びと地域社会（報告書）」を公表しました。現状・課題としてＳＮＳの普及、生成ＡＩの活用が進む中、メディア情報リテラシー向上が喫緊の課題であることなどを指摘するとともに、図書館の今後の機能・役割として「読む」「集う」「学ぶ」の機能を総合的に展開して「地域共創」に寄与することを掲げています。

●東京都は令和８（2026）年３月、「第五次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。「発達過程に合わせた読書習慣の形成」「デジタル技術を活用した取組の充実」「多様な子供たちの読書機会の提供」「子供の視点に立った読書活動の推進」を基本方針とし、家庭、学校（園）、図書館、地域、行政が連携して子どもの読書環境を整え、発達段階に応じた読書活動を推進していくこととしています。

●区では、子どもたちの学びの場である学校の図書室や、読書や自習に適した快適な環境を提供する図書館においても、一義的な役割にとどまらず、地域の活動や人々のつながりを生み出す拠点として地域に開かれ、その役割を果たすことが求められています。また、図書館におけるＤＸや利用環境の向上を進め、区民の多様なライフスタイルに対応できる図書館づくりを進めていく必要があります。

（５）学びを支える環境づくり分野

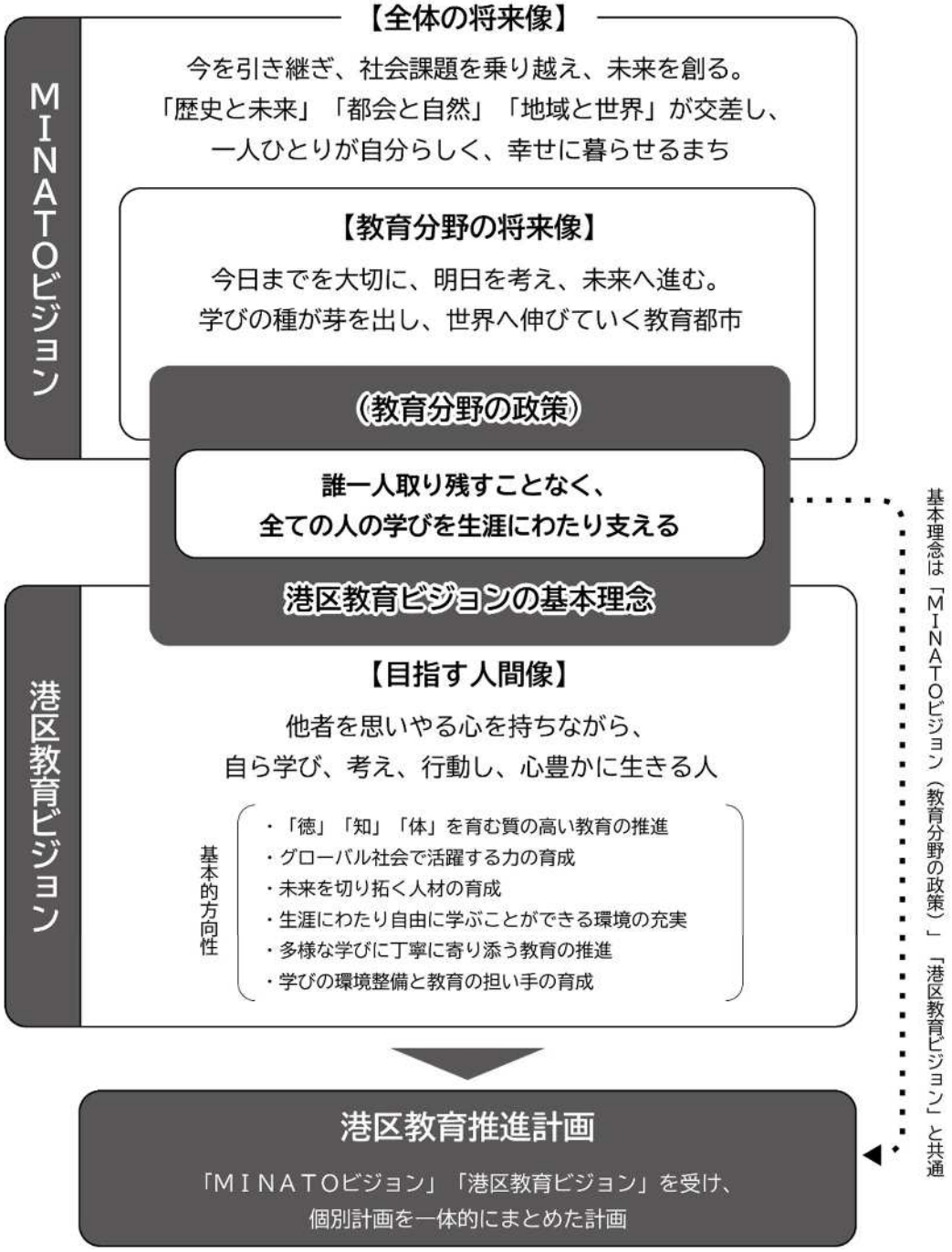
●学びを支える環境づくり分野は、従来の個別計画に対応する単一の政策分野ではなく、本計画の統合を契機に、多様な教育機会の確保、就学・教育費等への支援、文化財の保存・活用など、教育行政全体として位置付ける必要性が高い取組を新たに整理する分野です。このため、学びを支える環境づくり分野の具体的な現状と課題は、第２編第５章に示します。

第３章　めざす将来像と基本的方向性

１　「ＭＩＮＡＴＯビジョン」「港区教育ビジョン」との関係

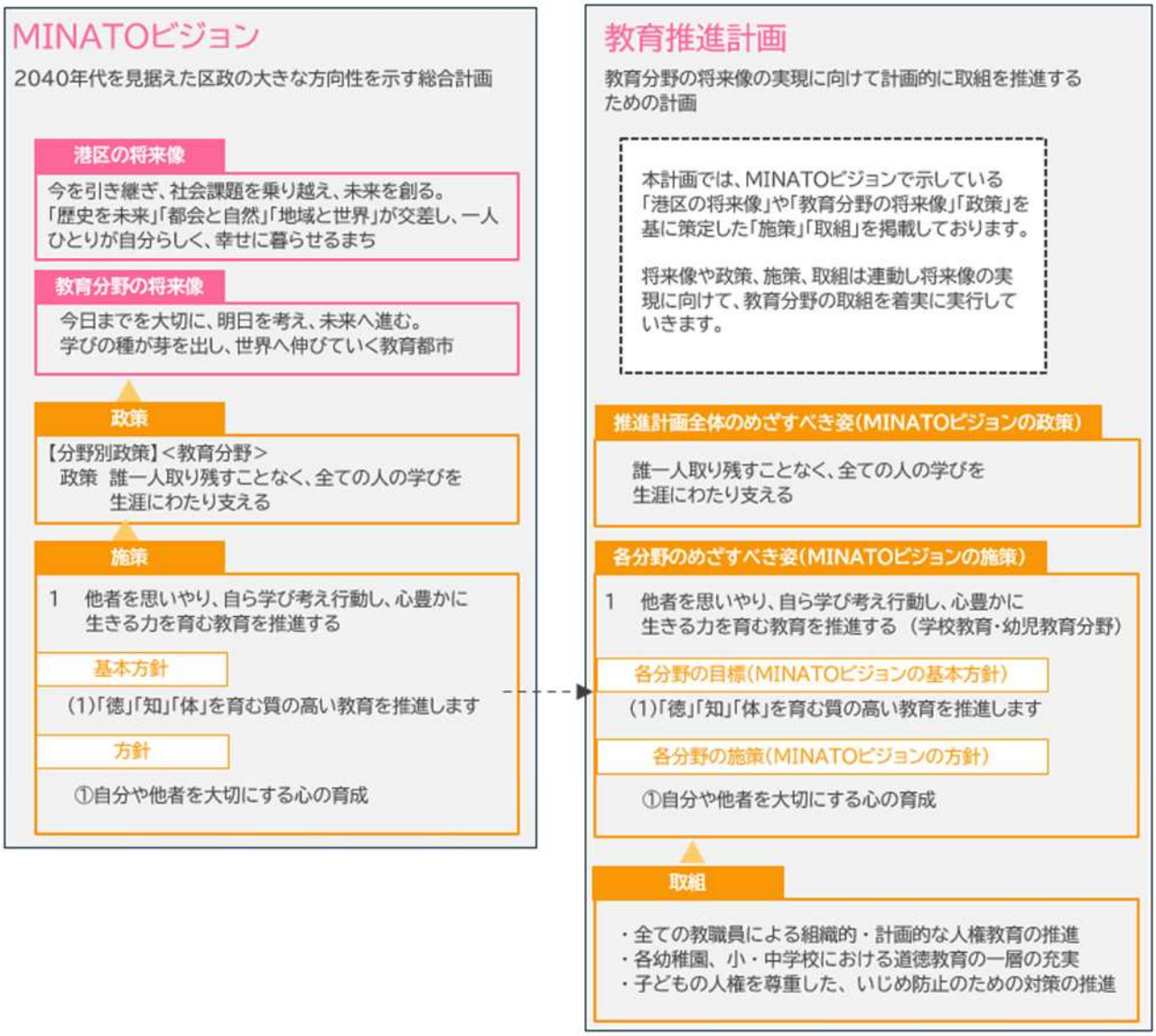
ＭＩＮＡＴＯビジョンでは、教育分野の将来像として、「今日までを大切に、明日を考え、未来へ進む。学びの種が芽を出し、世界へ伸びていく教育都市」が示されています。推進計画では、この将来像を踏まえ、教育機関をはじめ、家庭や地域に関わる多様な人や主体とともに、全ての人の学びを生涯にわたり支えます。また、一人ひとりの違いを認め合い、ともに学び、支え合いながら、地域や社会の課題に主体的に向き合い、多様な人と協働して未来をつくる担い手を育みます。

ＭＩＮＡＴＯビジョンの教育分野の将来像及び政策を踏まえ、推進計画全体のめざすべき姿を次のとおり示します。



2　ＭＩＮＡＴＯビジョンと推進計画の全体構成イメージ

ＭＩＮＡＴＯビジョンと推進計画は階層的な関係にあり、以下のイメージ図のとおり、ＭＩＮＡＴＯビジョンの「政策」が「推進計画全体のめざすべき姿」を示しています。さらにＭＩＮＡＴＯビジョンの「施策」が「各分野のめざすべき姿」に対応し、その下の「基本方針」が「各分野の目標」、「方針」が「各分野の施策」に位置付けられる構成となっています。



3　基本理念・各分野の施策

基本理念

誰一人取り残すことなく、
全ての人の学びを生涯にわたり支える

推進計画は、「ＭＩＮＡＴＯビジョン」及び「港区教育ビジョン」と共通の基本理念のもと、５分野（学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービス、学びを支える環境づくり）に関わる計画を一体的に策定したものです。

人生 100 年時代において、生涯にわたって心豊かに生きるためには、ニーズに応じた学習やスポーツの機会を適切に得ることが重要です。

乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じ、誰一人取り残すことなく、個々の状況に応じた多様な学びを支援します。さらに、一人ひとりの違いを認め合い、ともに学び、支え合う地域社会の実現につなげます。

誰一人取り残すことなく、全ての人の学びを生涯にわたり支える

【学校教育・幼児教育分野】

他者を思いやり、自ら学び考え行動し、心豊かに生きる力を育む教育を推進する

【生涯学習分野】

誰もが学び、つながり、その成果を生かし合う生涯学習を推進する

【スポーツ分野】

誰もが生涯を通じてスポーツを楽しみスポーツで元気になる環境づくりを推進する

【図書館サービス分野】

豊かな学びを支える図書館サービスを推進する

【学びを支える環境づくり分野】

一人ひとりが自分にあった学びを選び、安心して学び続けられる環境をつくる

4　施策の体系と分野横断的な取組

推進計画は、学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービス、学びを支える環境づくりの５分野で構成しています。

分野ごとに目標（ＭＩＮＡＴＯビジョンの基本方針）、施策（ＭＩＮＡＴＯビジョンの方針）を踏まえた上で、その具体的な取組を実施します。ここでは分野ごとに体系を示し、第２編でそれらの具体的な内容を説明します。

なお、５分野それぞれの取組を着実に推進するとともに、教育施策全体の実効性を高めるため、複数の分野に共通する重要な課題について、分野の枠を越えて横断的に取り組んでいきます。分野横断的な取組は本計画を推進する重要な視点として位置付け、第２編第６章において、各分野の具体的な取組との関係を整理して示します。

また、学びを支える施設、設備等の環境整備に関する取組は、その目的や対象に応じて各分野に位置付け、分野ごとに進行管理します。



○学びを支える環境づくり分野

学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービスの各分野に単独で位置付けることが難しい施策のうち、教育行政全体として計画に位置付ける必要が高い支援施策・取組を整理する分野。

○分野横断的な取組

学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービス及び学びを支える環境づくり分野に位置付けた取組のうち、複数の分野に共通するものを横断テーマごとに再整理し、教育施策全体のつながりを分かりやすく示す。

（１）学校教育・幼児教育分野

基本目標 （ＭＩＮＡＴＯビジョンの基本方針）	施策 （ＭＩＮＡＴＯビジョンの方針）
１　「徳」「知」「体」を育む質の高い教育を推進します	（１）自分や他者を大切にする心の育成
	（２）ウェルビーイングの向上
	（３）健やかな体の育成
２　未来を切り拓く人材を育成します	（１）ＩＣＴを活用した学びの充実
	（２）理数教育やＳＴＥＡＭ教育の推進
	（３）グローバル社会で活躍する力の育成
３　多様な学びに丁寧に寄り添う教育を推進します	（１）「自分らしさ」を尊重した学びの支援
	（２）障害のある児童・生徒の学びの支援
	（３）日本語指導が必要な児童・生徒の学びの支援
	（４）個々の理解や状況に応じた学びの支援
４　学びの環境整備と教育の担い手を支援します	（１）幼児・児童・生徒が安心して学べる環境の整備
	（２）教員の負担軽減と働きやすい職場環境の整備の推進

（２）生涯学習分野

基本目標 （ＭＩＮＡＴＯビジョンの基本方針）	施策 （ＭＩＮＡＴＯビジョンの方針）
１　区民の多様な学びのニーズに対応します	（１）誰もが、いつでも、どこでも、自発的に学べる環境の整備
	（２）様々な年代、ライフスタイルに応じた学びの充実
	（３）子どものときから主体的・持続的に学べる機会の提供
２　生涯学習施設の充実と多様な主体との連携による学びの機会を提供します	（１）生涯学習情報や区の取組の積極的な発信と相談機能の充実
	（２）多様な主体との連携・交流による生涯学習事業の推進
	（３）身近な学びの場としての生涯学習施設の活用
３　学びの成果を生かす取組を支援します	（１）多様な主体との連携による地域学校協働活動の充実と活用の促進
	（２）学びと活動の循環を促す地域人材の発掘・育成・活用

（３）スポーツ分野

基本目標 （ＭＩＮＡＴＯビジョンの基本方針）	施策 （ＭＩＮＡＴＯビジョンの方針）
１　誰もが気軽に楽しみ継続できるスポーツ活動を推進します	（１）スポーツ活動に親しむきっかけづくり
	（２）ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進
	（３）スポーツ観戦機会の創出
	（４）先端的なデジタル技術を活用したスポーツ活動の推進
	（５）健康づくりにつながるスポーツ活動の推進
２　スポーツ活動を支援する担い手の育成と多様な主体との連携を図ります	（１）スポーツボランティアの育成と活用
	（２）スポーツ指導者の確保と活用
	（３）地域スポーツ団体等の活動支援と連携の推進
	（４）大規模スポーツ大会に向けた東京都や関係機関との連携の推進
３　スポーツに身近に親しめる環境づくりを推進します	（１）区立スポーツ施設等の計画的な整備と充実
	（２）学校施設の活用の推進
	（３）民間施設等・区外スポーツ施設の活用の推進
	（４）多様なスポーツ参画の場やスポーツを通じてつながる機会の充実
	（５）スポーツ情報の提供

（４）図書館サービス分野

基本目標 （ＭＩＮＡＴＯビジョンの基本方針）	施策 （ＭＩＮＡＴＯビジョンの方針）
１　一人ひとりの学びに寄り添う図書館サービスを充実します	（１）電子資料を含めた多様な方法による図書館資料の充実
	（２）図書館の専門性を生かした多様な学びの支援
２　子ども･若者の読書体験と学びを充実します	（１）本とふれあう環境づくり
	（２）子ども・若者の学びの機会の充実
３　誰もが利用しやすい図書館サービスと環境づくりを推進します	（１）図書館におけるＤＸの推進
	（２）誰もが利用しやすい図書館サービスの提供
	（３）人が集い、つながる図書館の場づくり

（５）学びを支える環境づくり分野

基本目標 （ＭＩＮＡＴＯビジョンの基本方針）	施策 （ＭＩＮＡＴＯビジョンの方針）
１　成長段階に応じた自分にあった学びを選べる機会を充実します	（１）子どもたちの多様な学びの機会の創出
	（２）私立学校等との連携による情報発信の充実
	（３）多様な教育ニーズに対応した教育環境の整備
２　誰もが安心して学び､成長し続けられる環境を整備します	（１）安心して学び続けるための経済的支援の充実
	（２）子どもの成長と将来への挑戦を支える環境の整備
	（３）文化財の保存と活用の推進

第２編　分野

第１章　学校教育・幼児教育分野

１　めざすべき姿

学校や幼稚園を取り巻く環境は、制度改正や社会情勢の変化を背景に、大きな転換期を迎えています。教育ＤＸの進展、部活動の地域連携・地域移行、多様な文化的背景を有する幼児・児童・生徒の増加、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加など、教育活動や学校運営をめぐる課題は、ますます多様化・複雑化しています。また、デジタル機器や情報通信環境の普及は、学びの可能性を大きく広げる一方で、生活習慣や身体活動の在り方にも新たな課題をもたらしています。不登校やいじめへの対応を含め、誰一人取り残されることなく、全ての子どもが安心して学び、自らのよさや可能性を伸ばすことのできる教育環境を整えることが、これまで以上に重要となっています。

こうした中、港区では、全国的な少子高齢化や人口減少の傾向とは異なり、子育て世帯の流入が続き、子どもの数は増加傾向にあります。まちの活力と多様性は、本区の教育に豊かな可能性をもたらす一方、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、質の高い学びの実現を一層重要なものとしています。これからの教育には、知識や技能の習得にとどまらず、他者と協働しながら課題を見いだし、自ら学び、考え、行動する力を育むことが求められます。あわせて、子どもたちが互いの違いを認め合い、安心して自分らしさを発揮できる学校・幼稚園づくりを進めることが、地域社会の未来を支える基盤となります。

港区は、「他者を思いやり、自ら学び考え行動し、心豊かに生きる力を育む教育を推進する」ための施策を展開し、めざすべき学校教育・幼児教育の姿を実現していきます。

他者を思いやり、自ら学び考え行動し、心豊かに生きる力を育む教育を推進する

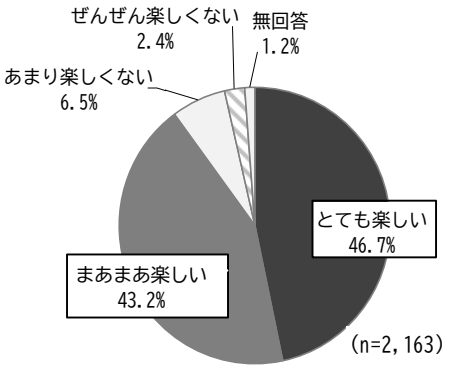
2　現状と課題

（1）「徳」「知」「体」を育む教育

港区では、これまで「徳」「知」「体」の調和のとれた教育を推進し、子どもたちの豊かな心や確かな学力、健やかな体の育成に取り組んできました。一方で、社会の変化が加速し、子どもたちに求められる資質・能力が多様化する中、自ら学び続ける力や課題を解決する力の育成が一層重要となっています。

① 学校に関する児童・生徒、保護者の意識

「学校生活が楽しい」と感じている
児童・生徒の割合
（小学５年生・中学２年生）

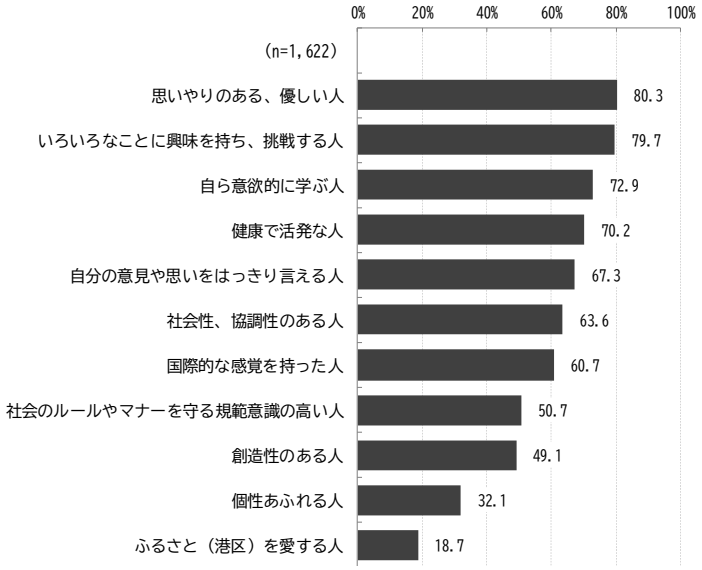


出典：港区教育推進計画の策定に向けた
アンケート調査(小中学生)

令和７（2025）年度に実施した児童・生徒向けアンケート調査では、「学校生活が楽しい」と感じている割合が高く、多くの子どもが学校生活を肯定的に捉えていることが分かりました。

また、保護者向けアンケート調査では、子どもに育ってほしい姿として、「思いやりのある、優しい人」、「いろいろなことに興味をもち、挑戦する人」、「自ら意欲的に学ぶ人」、「健康で活発な人」といった回答が多く見られました。

子どもに育ってほしい姿（保護者）（抜粋）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査(満２～15 歳の子どもの保護者)

② 基礎学力や活用力の習得・向上への期待

区立小・中学校ともに、「習熟度別授業や少人数指導などによる基礎学力や活用力の習得・向上」の充実が、保護者から期待されていることが分かりました(グラフは（３）に後掲)。

今後も子ども、保護者のニーズや受け止め方を踏まえながら、自分や他者を大切にする心の育成をはじめ、基礎学力や活用力の確実な定着と向上、健康的な体づくりを推進し、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばしつつ、「徳」「知」「体」をバランスよく育む教育の充実を図る必要があります。

（２）未来を切り拓く人材育成

デジタル情報やデータ活用が社会の基盤となり、生成ＡＩの急速な普及など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、グローバル化の進展や訪日外国人及び外国人人口の増加に伴い、文化や価値観の多様化が一層進んでいます。

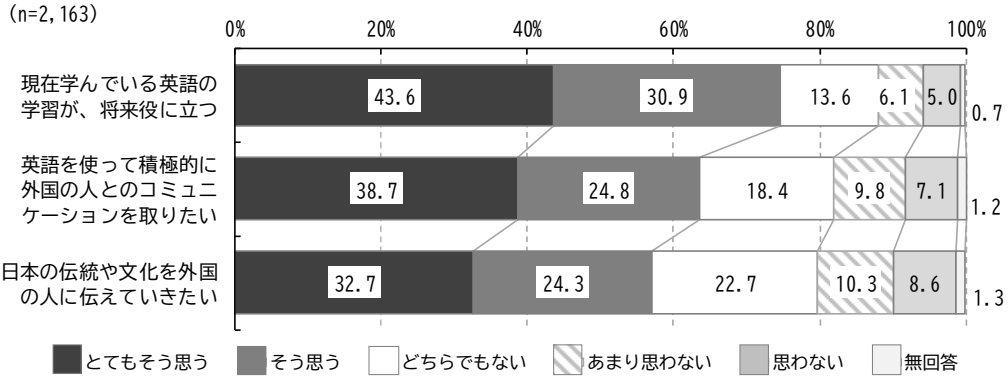
国の第４期教育振興基本計画では、国際教育や探究・ＳＴＥAM教育を重要な方向性として位置付けており、東京都においても、東京都教育ビジョン（第５次）において、理数教育や国際理解教育の充実を推進しています。

港区では、タブレット端末等を活用した主体的・対話的で深い学びの充実や、「港区国際理解教育プログラム（ＭＩＮＡＴＯグローバルコンパス)」※に基づいた国際理解教育の推進などをとおして、未来を担う人材の育成に取り組んできました。

① 国際化教育やＩＣＴに対する評価

令和７（2025）年度に実施した児童・生徒向けアンケート調査では、英語学習や外国の人とのコミュニケーションについて肯定的に捉えている子どもが多く、パソコンやタブレット端末を使った授業についても高い評価が見られました。

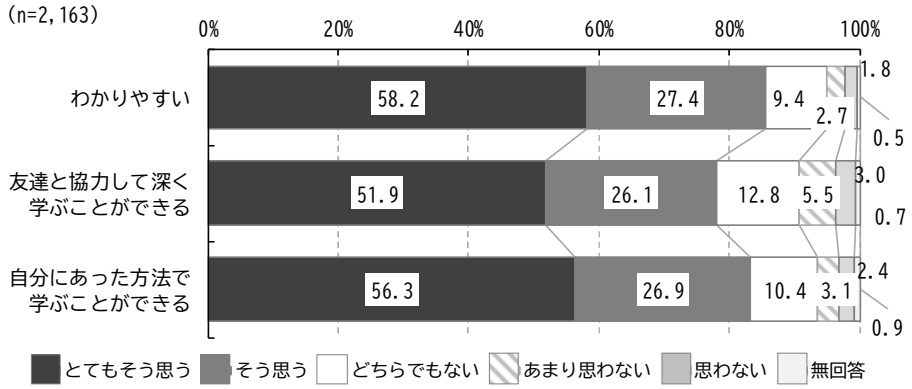
英語学習や外国人とのコミュニケーションについてどう思うか（小学５年生・中学２年生）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査(小中学生)

※港区国際理解教育プログラム（ＭＩＮＡＴＯグローバルコンパス）：港区が令和７（2025）年 10 月に策定した、幼児期から義務教育修了までの国際理解教育を体系的に進めるためのプログラム。「言語」「共生」「伝統」の三つの領域を柱としている。愛称には、子どもたちが広い世界へ歩み出すための羅針盤（コンパス）という思いが込められている。

パソコンやタブレット端末を使った授業についてどう思うか（小学５年生・中学２年生）

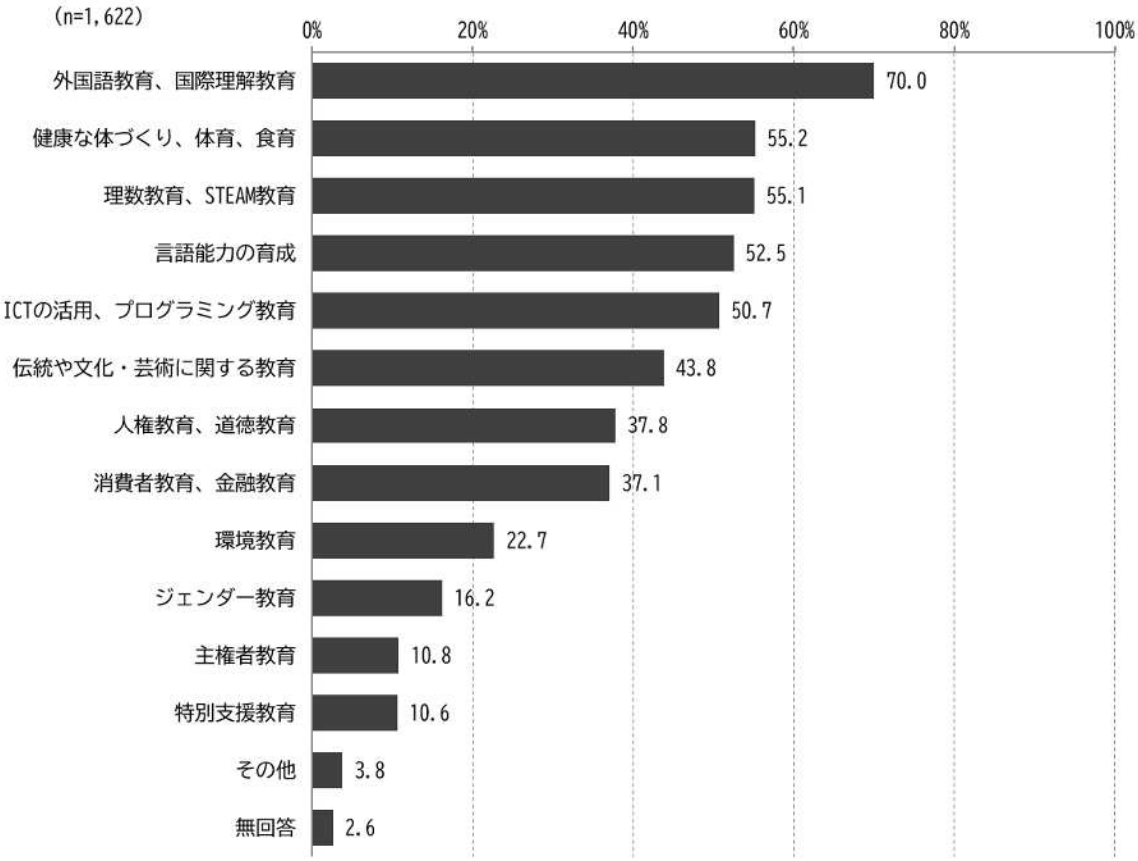


出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査(小中学生)

②外国語教育、国際理解教育への期待

保護者向けアンケート調査では、今後の教育の方向性で大切にするべきものとして「外国語教育、国際理解教育」が特に高い回答率（70.0%）となっており、グローバル化の浸透が強く映し出されています。

今後の教育の方向性として何を大切にするべきか（保護者）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査(満２～15 歳の子どもの保護者)

今後、区立小・中学校に期待することとして、理数教育・ＳＴＥＡＭ教育の充実等とともに、多様な文化に触れる国際理解教育、英語能力の向上は上位に挙がっています（グラフは（３）に後掲）。

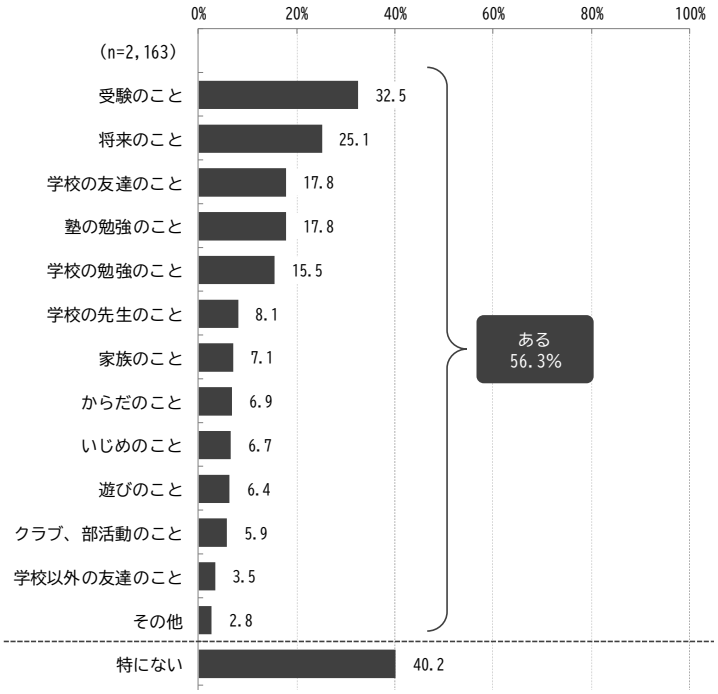
社会の変化や子ども、保護者の期待を踏まえ、ICTの効果的な活用をはじめ、理数教育や国際理解教育をさらに充実させ、変化の激しい時代の中で新たな価値を創造し、未来を切り拓く人材の育成を一層推進していく必要があります。

（３）多様な学びに丁寧に寄り添う教育

国では、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた多様な学びの場の確保や相談支援体制の充実を進めるとともに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらずともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築を推進しています。東京都においても、不登校支援の充実や教育のインクルージョンの推進を重点施策に位置付け、多様な教育ニーズに対応した教育環境の整備を進めています。

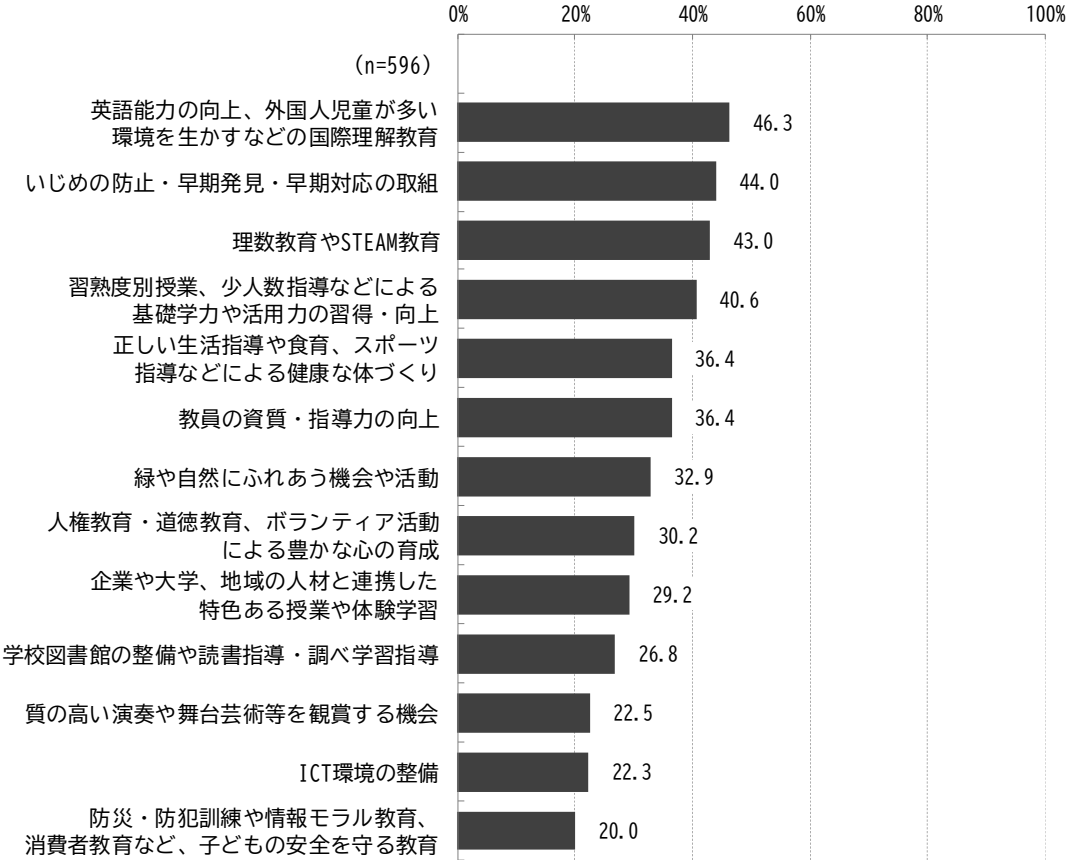
港区では、不登校児童・生徒への支援体制の充実や学びの多様化学校の設置など、多様な学びの場の確保を進めていますが、令和７（2025）年度の保護者向けアンケート調査では「いじめ」や「不登校」への対策・対応の強化が一層求められていることが把握されており、引き続き子どもの悩みや困りごとを把握しつつ支援の充実を図っていく必要があります。また、特別支援教育や日本語指導を必要とする児童・生徒が増加する中、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援が求められています。幼稚園においては、幼児一人ひとりがもつ多様な個性に寄り添いながら、発達段階に応じた必要な支援や家庭へのサポート体制を一層充実させていくことが重要です。

悩んでいることや困っていること（小学５年生・中学２年生）

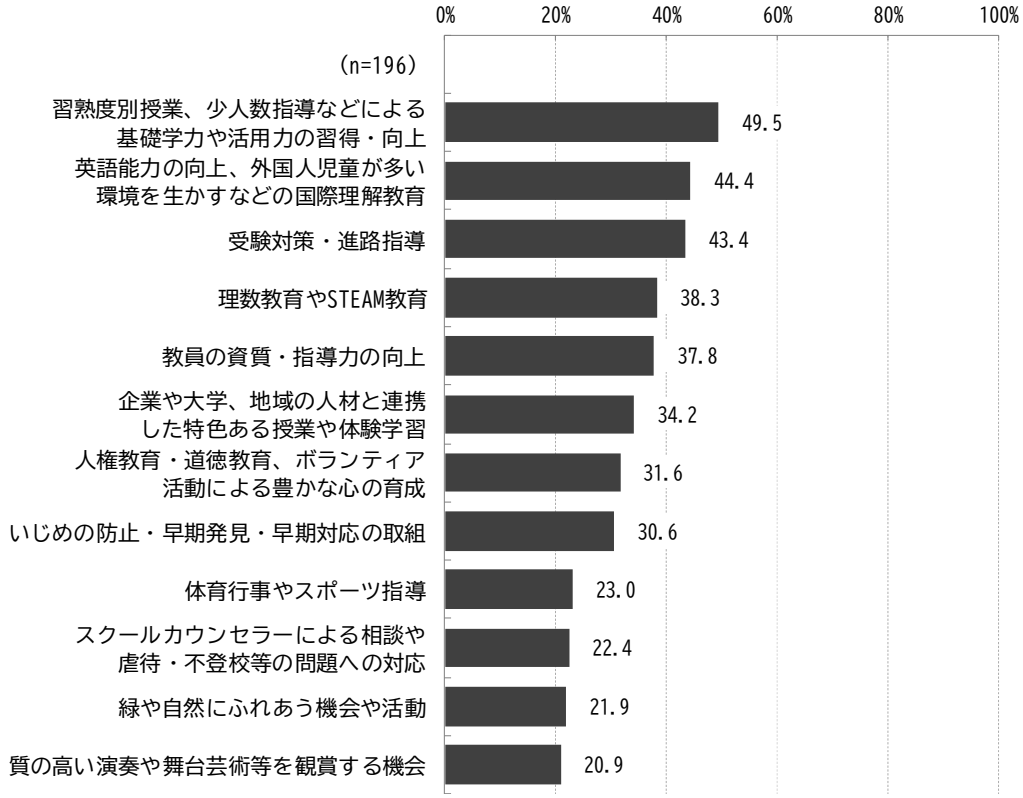


出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査(小中学生)

今後、区立小学校に充実を期待すること（保護者）（抜粋）



今後、区立中学校に充実を期待すること（保護者）（抜粋）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査(満２～15 歳の子どもの保護者)

全ての子どもが安心して学び、自分らしく成長できる環境を整えるため、不登校支援の充実、多様な学びの機会の確保、特別支援教育及び日本語指導の充実など、誰一人取り残さないインクルーシブな教育環境の整備を一層推進していく必要があります。

（４）学びの環境整備と教育の担い手への支援

国では、教員を取り巻く環境整備として、働き方改革のさらなる加速化、学校の指導・運営体制の充実及び処遇改善を総合的に推進しています。また、令和７（2025）年の給特法改正を踏まえ、教育委員会には、教育職員の業務量の適切な管理及び健康確保のための措置を計画的に実施し、その内容を公表することが求められています。東京都においても、「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」に基づき、外部人材の活用や校務ＤＸの推進などが進められています。

港区では、校務支援システムの整備・改善による事務負担の軽減、定時退勤及び夏季休業中の閉校期間の設定、部活動指導員や小学校教科担任講師、スクール・サポート・スタッフ、幼稚園事務補助員等の配置による人的支援、給食費の公会計化による学校徴収金事務の見直し等を実施し、教員の時間外在校等時間の縮減や負担軽減に取り組んできました。令和８（2026）年３月に給特法第８条に基づき策定した「港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、業務量管理・健康確保措置の内容及び成果指標・目標値を定め、より具体的な実効策に取り組んでいます。

また、学校給食費、学用品、移動教室等に係る保護者の教育費負担の軽減や、学校施設の計画的な改修・改築など、教育環境の充実を図っています。

「港区立学校の教育職員に関する業務量管理･健康確保措置実施計画」は、令和9（2027）年度以降を「港区教育推進計画」（本計画）の学校教育分野と一体に策定するものとし、基本目標4の施策（2）以降に掲載します。

教員の時間外在校等時間の状況

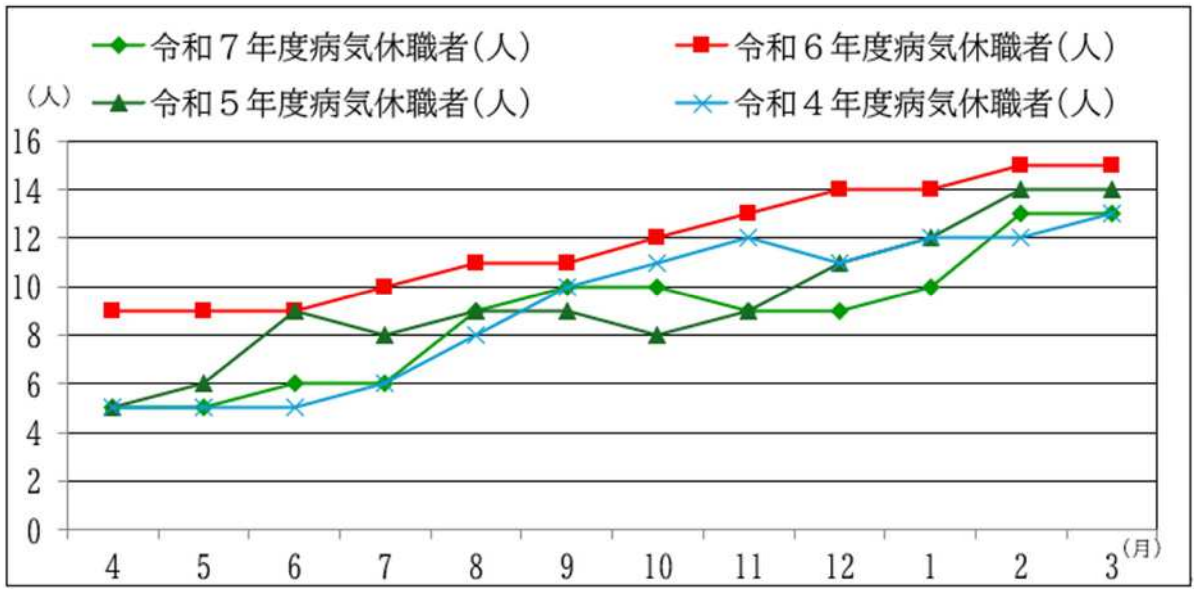
（%）

指標	校種	令和６年度	令和７年度
１か月当たり 45 時間超の教員の割合	幼稚園	6.4	5.4
	小学校	19.4	16.8
	中学校	18.9	19.7

（時間）

指標	校種	令和６年度	令和７年度
１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間	幼稚園	21.6	21.5
	小学校	28.5	26.9
	中学校	28.2	27.9

教員の病気休職の状況



出典：港区教育委員会

教員が専門性を十分に発揮し、幼児・児童・生徒一人ひとりに寄り添って対応していくためには、校務DXのさらなる推進による業務の効率化や専門スタッフ、地域人材との連携強化を図るとともに、学校における業務の見直しを継続的に進めていく必要があります。また、保護者の教育費負担の軽減や学校施設の計画的な改修・改築を通じて、誰もが安心して学ぶことができる教育環境の維持・向上を図ることも重要です。教員の働きやすさの向上と安全で良好な教育環境の確保を両立しながら、持続可能な学校運営体制の構築を進めていく必要があります。

3　施策の全体像

他者を思いやり、自ら学び考え行動し、心豊かに生きる力を育む教育を推進する

基本目標１　「徳」「知」「体」を育む質の高い教育を推進します

（１）自分や他者を大切にする心の育成
（２）ウェルビーイングの向上
（３）健やかな体の育成

基本目標２　未来を切り拓く人材を育成します

（１）ＩＣＴを活用した学びの充実
（２）理数教育やＳＴＥＡＭ教育の推進
（３）グローバル社会で活躍する力の育成

基本目標３　多様な学びに丁寧に寄り添う教育を推進します

（１）「自分らしさ」を尊重した学びの支援
（２）障害のある児童・生徒の学びの支援
（３）日本語指導が必要な児童・生徒の学びの支援
（４）個々の理解や状況に応じた学びの支援

基本目標４　学びの環境整備と教育の担い手を支援します

（１）幼児・児童・生徒が安心して学べる環境の整備

（２）教員の負担軽減と働きやすい職場環境の整備の推進

港区立学校の教育職員に関する業務量管理･健康確保措置実施計画

4　目標・施策・取組の展開（具体的な取組等）

めざすべき姿を実現するための施策展開の方向性として、４つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

拡充・・・内容を充実するもの
重点・・・取組目標と成果指標を明示し、年次計画を設け重点的に取り組むべきもの

基本目標１　「徳」「知」「体」を育む質の高い教育を推進します			
施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）自分や他者を大切にする心の育成	① 全ての教職員による組織的･計画的な人権教育の推進		38
	② 各幼稚園、小・中学校における道徳教育の一層の充実		38
	③ 子どもの人権を尊重した、いじめ防止のための対策の推進		38
（２）ウェルビーイングの向上	① 保幼小の連携の推進による「架け橋期の教育」の充実	拡充	39
	② 子どもの自主性、協調性を育む体験的な学習の充実		40
	③ 学力の向上、論理的思考力、判断力、表現力の育成	重点	40
（３）健やかな体の育成	① 発達段階に応じた運動能力を伸長させるための教育の推進		42
	② 発達段階を考慮した体系的・計画的な食育の推進		42
	③ 体を動かすことやスポーツの楽しさを伝える取組の推進		42

基本目標２　未来を切り拓く人材を育成します			
施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）ＩＣＴを活用した学びの充実	① デジタルを活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進		43
	② 児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の推進		43
（２）理数教育やＳＴＥＡＭ教育の推進	① 体験的、探究的な学習活動を通じた理数教育等の充実		44
	② 教科横断的な探究活動を通じたＳＴＥＡＭ教育の推進		44
（３）グローバル社会で活躍する力の育成	① 英語を活用したコミュニケーション能力のさらなる向上		45
	② 幼児期からの一貫した港区ならではの国際理解教育の推進	拡充 重点	45

基本目標３　多様な学びに丁寧に寄り添う教育を推進します

施策	施策に対する取組	新規拡充重点	掲載ページ
（１）「自分らしさ」を尊重した学びの支援	① 子どもが自己存在感等を高められる不登校対策の推進	重点	47
	② 子どもや保護者が安心して生活できる相談機能の充実		47
（２）障害のある児童・生徒の学びの支援	① よりよく生きる力を育むための特別支援学級の充実		48
（３）日本語指導が必要な児童・生徒の学びの支援	① 学校生活への適応をめざした日本語指導の充実	拡充	48
	② 教育機会提供のためのイングリッシュサポートコースの充実		48
（４）個々の理解や状況に応じた学びの支援	① 幼稚園、小・中学校の 12 年間を見通す視点に立った特別支援教育体制の整備		49
	② 特別な配慮を必要とする幼児への支援体制の充実		49

基本目標４　学びの環境整備と教育の担い手を支援します

施策		施策に対する取組	新規拡充重点	掲載ページ
（１）幼児・児童・生徒が安心して学べる環境の整備		① 区立幼稚園における適切な受入れ体制の確保		50
		② 区立小・中学校における教育費用の無償化の推進	重点	50
		③ 安心・安全で新しい時代の学びに対応した魅力ある教育環境の整備	拡充	50
		④ 安全な通学環境の確保		51
（２）教員の負担軽減と働きやすい職場環境の整備の推進 港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画	業務量管理措置	① 業務見直しと校務ＤＸ等による効率化及び負担軽減の推進	拡充 重点	52
		② 外部人材の効果的活用も含めた業務分担の推進と体制強化		53
	健康確保措置	③ 健康確保と安全対策の推進による働きやすい環境の整備		55

■評価指標

【分野の数値目標、重点取組の取組目標・成果指標等】			現状	４年間			
			令和８年度末（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
基本目標１	成果指標	全国学力・学習状況調査で国語・算数（数学）とも全国平均を上回った学校数	小 17 校 中6校	小 17 校 中7校	小 18 校 中7校	小 18 校 中8校	小 19 校 中8校
基本目標２	成果指標	日常で外国人に対してコミュニケーションをとりたいと思った小・中学生の割合	小 60% 中 70%	小 63% 中 73%	小 65% 中 75%	小 68% 中 78%	小 70% 中 80%
基本目標３	成果指標	教育相談等において、不登校に関する相談・支援を行った結果、状態が改善した割合	85%	86%	87%	88%	89%
基本目標４	成果指標	学用品等の無償化により、学校における児童・生徒の学習基盤の充実につながっていると感じる教員の割合	―	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
	【成果指標】港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画	１か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間超の教員の割合	―	10%	5%	0%	0%
		１か月当たりの時間外在校等時間の年間平均	―	30 時間以下を維持	30 時間以下を維持	30 時間以下を維持	30 時間以下を維持
		教職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値	―	100 以下	100 以下	100 以下	100 以下
		教職員のストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値	―	100 以下を維持	100 以下を維持	100 以下を維持	100 以下を維持
		仕事と仕事以外の生活とのバランスに満足している教員の割合	50%以上	55%以上	60%以上	65%以上	70%以上
		教員（管理職を含む）の１年当たり年次有給休暇取得日数	18 日以上	18 日以上	19 日以上	19 日以上	20 日以上
		男性教員（管理職を含む）の育児休業取得率	40%以上	42%以上	45%以上	48%以上	50%以上
		授業準備の時間が取れていると感じる教員の割合	40%以上	45%以上	50%以上	55%以上	60%以上
		園児と向き合う時間、児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じる教員の割合	60%以上	65%以上	70%以上	75%以上	80%以上
		教員としての仕事そのものについて満足していると感じる教員の割合	80%以上	82%以上	83%以上	84%以上	85%以上

基本目標１　「徳」「知」「体」を育む質の高い教育を推進します

豊かな心を育む道徳教育、確かな学力を育む学習指導、健やかな体を育む健康教育を基盤とし、教育活動全体を通じた学びの質の向上を図り、幼児・児童・生徒一人ひとりの発達段階に応じた質の高い教育を充実させ、主体的に学び、互いを尊重し、未来を創造する力を育成します。

施策（１）自分や他者を大切にする心の育成

自分のよさや可能性に気付き、自分を大切にする心を育むとともに、相手の気持ちや考えを理解し、互いを尊重できる態度を養い、思いやりや協力する心を育て、安心して生活できる温かな人間関係づくりを推進します。

① 全ての教職員による組織的・計画的な人権教育の推進

人権教育推進の方針を示し、各幼稚園、小・中学校が人権教育の全体計画・年間指導計画を作成し、研修や授業実践、情報共有をとおして幼児・児童・生徒一人ひとりの人権意識の向上と尊重する態度を育成します。

② 各幼稚園、小・中学校における道徳教育の一層の充実

道徳教育推進教師連絡会を開催し、各幼稚園、小・中学校との連携を図るとともに、各小・中学校が道徳教育の全体計画を作成し、各教科等との関連を意識した道徳教育を実践し、豊かな心の育成をめざします。幼稚園では直接的、具体的な体験をとおして道徳性や規範意識の芽生えが培われるよう、遊びや活動の充実を図ります。

③ 子どもの人権を尊重した、いじめ防止のための対策の推進

子どもの権利を尊重し、一人ひとりが安心して学び、成長できる環境の実現に向けて、いじめやいじめに類する事案の未然防止・早期発見・早期対応を徹底します。月１回の学校生活アンケートや年間２回実施するＷＥＢＱＵ※（ウェブ・キューユー）、ふれあいアンケート等を活用し、幼児・児童・生徒の状況を把握するとともに、いじめやいじめに類する事案を認知した場合は校内いじめ対策委員会を即日開催し、組織的に対応します。また、ＳＣ※（スクールカウンセラー）やＳＳＷ※（スクール・ソーシャル・ワーカー）、関係機関と連携し、子どもに寄り添った支援を行います。さらに、教職員等を対象としたいじめ防止推進研修を実施し、未然防止や対応力の向上を図り、学校・家庭・地域・教育委員会が一体となって安全・安心な学校づくりを推進します。

※ＷＥＢＱＵ（ウェブ・キューユー）：オンラインを活用した楽しい学校生活を送るためのアンケートのこと。児童・生徒一人ひとりについての理解と対処方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。
※ＳＣ（スクールカウンセラー）：臨床心理士資格、臨床発達心理士又は学校カウンセラー・ガイダンスカウンセラー等の心理ケアに関わる資格を有し、各学校で児童・生徒のカウンセリングを行う者。
※ＳＳＷ（スクール・ソーシャル・ワーカー）：臨床心理士資格、臨床発達心理士又は学校カウンセラー・ガイダンスカウンセラー等のほか、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワークに関わる資格を有する者。問題を抱える児童・生徒が置かれた環境の改善・関係機関との連携により、問題の解決を行う。

施策（２）ウェルビーイングの向上

一人ひとりが心身ともに健康で、自分らしく生活できるよう、学びや成長を支える環境づくりを推進し、互いを尊重し合う中で、自己肯定感や充実感を高め、豊かな人生を送ることができる取組を実施します。

① 保幼小の連携の推進による「架け橋期※の教育」の充実

拡充

「港区版架け橋期のカリキュラム」に基づく保幼小連携の取組を広く周知し、保幼小合同研修会の一層の充実を図りながら、子ども主体で保幼小の学びのつながりを踏まえた「架け橋期の教育」の実践・改善を進めることで、保育者・教員の相互理解を深めます。また、「家庭で大切にしたいことハンドブック」を活用し、３～５歳児の発達や就学までの見通し、それぞれの時期の子どもの姿や大切にしたい関わりを家庭と共有することで、家庭との連携を深め、「架け橋期の教育」の充実を図ります。

コラム

「架け橋期の教育」について

港区では、平成 27（2015）年度に「みなときっずなび 育ちと学びをつなぐ 小学校入学前教育カリキュラム」を策定し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を推進してきました。また、区内 19 の小学校の学区域ごとに、公私立保育園・幼稚園・小学校による保幼小合同研修会を毎年実施し、教職員が互いの保育や授業を参観しながら、子どもの発達や学びについて共通理解を深めています。

令和４（2022）年に文部科学省が示した「架け橋期」の考え方を踏まえ、令和６（2024）年度に港区の接続カリキュラムを「港区版 架け橋期のカリキュラム－接続のとびらをあけて－」へ改訂し、「幼保小の架け橋プログラム」の推進に取り組んでいます。

さらに、架け橋期における子どもとの関わり方や環境づくりについて家庭や地域への理解を深めるため、令和７（2025）年度に「家庭で大切にしたいことハンドブック」を改訂し、区内の３～５歳児の保護者へ配付するなど、家庭における子育て支援の充実も図っています。





港区がめざす幼児教育の推進理念

※架け橋期：義務教育開始前後の５歳児から小学校１年生の２年間をいう。

② 子どもの自主性、協調性を育む体験的な学習の充実

創意ある教育活動や学校 2020 レガシーを生かした体験的な学習の充実を推進し、各幼稚園、小・中学校の特色ある教育活動の展開を支援することで、子どもの自主性・協調性の育成をめざします。特に、中学校では職場体験や幼稚園・保育所等との連携による乳幼児とのふれあい体験を推進するとともに、体験前後の学習をとおして、自らの生き方や働き方について主体的に考える機会を充実させます。

③ 学力の向上、論理的思考力、判断力、表現力の育成

重点

「複線型授業（ＭＩＮＡＴＯスタイル）※」の推進をとおして、児童・生徒が自ら課題を設定し、多様な方法で学びを深める個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。また、小学校における教科担任制による専門性を生かした指導の充実や、各教科等における言語活動・探究的な学習の推進をとおして、主体的に学び、未来を創造する力の育成をめざします。さらに、全国学力・学習状況調査やＣＢＴ（コンピュータ利用型試験）による学習状況等の結果を分析・活用し、各小・中学校における課題の把握と指導方法の改善を図ることで、児童・生徒の論理的思考力、判断力、表現力の育成をめざします。

※複線型授業（ＭＩＮＡＴＯスタイル）：港区が推進する授業の形。教員の適切な支援のもと、児童・生徒が「先生と一緒に」「友達と」「一人で」など自分にあった学び方を選び、自分のペースで学習を進める。タブレット端末で学習状況や考えを共有しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる。詳細は次ページのコラム参照。

コラム

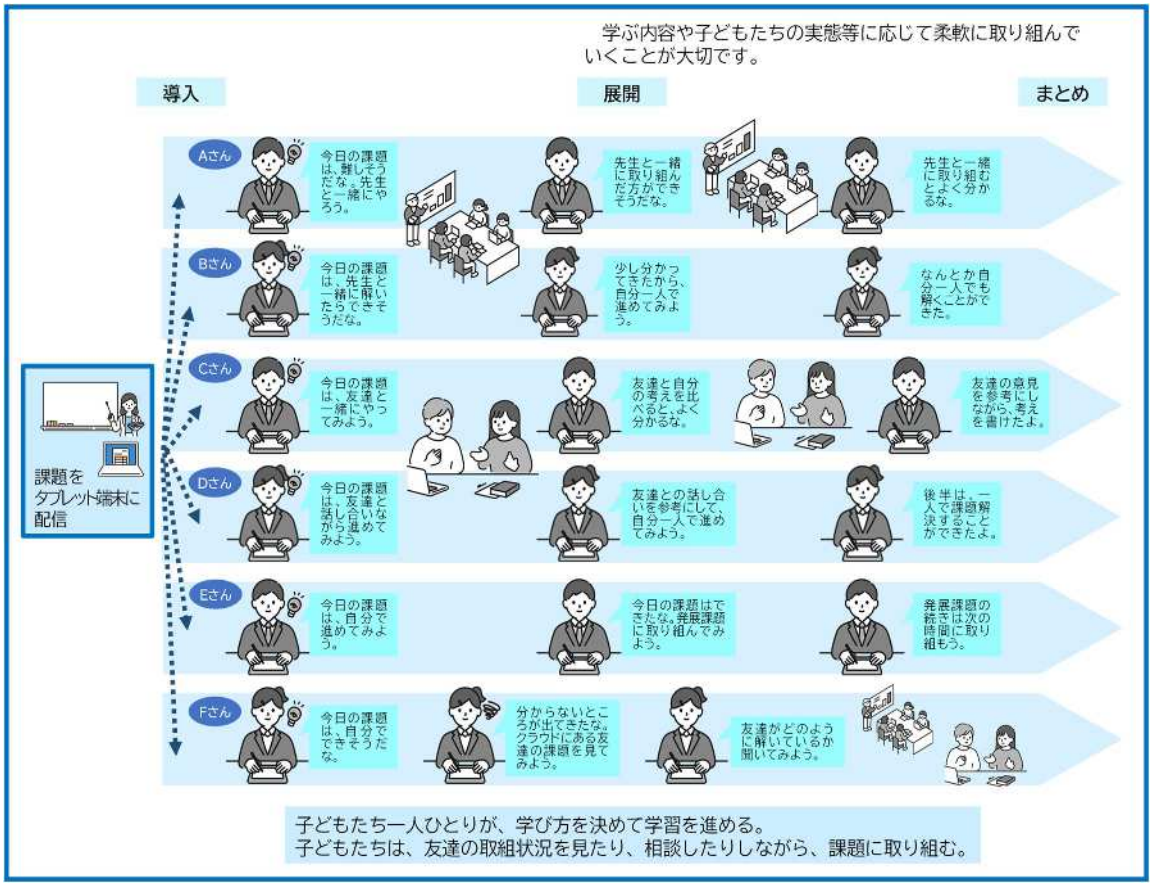
「ＭＩＮＡＴＯスタイル」で実現する一人ひとりが主役の学び



教育委員会では、教師の適切な支援のもと、児童・生徒が自ら学び方を選択し、自分のペースで学びを進める授業「複線型授業（ＭＩＮＡＴＯスタイル）」を推進しています。

子どもたちは多様な学習方法の中から自分にあった方法を選びながら学習を深めていきます。また、学習者用タブレット端末を活用し、学習状況や考えをリアルタイムで共有し、互いの学びから気付きや発見を得ることができます。こうした取組は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるとともに、自ら考え、判断し、表現する力の育成につながります。引き続き、子どもたち一人ひとりが主体的に学び、「授業が楽しい」、「学校が楽しい」と実感できる学びの実現をめざしていきます。

ＭＩＮＡＴＯ
スタイル



施策（３）健やかな体の育成

体育・健康教育の充実や多様な運動機会の提供を通じて、運動習慣の定着を図るとともに、体力の向上と心身の健やかな成長を支援し、生涯にわたり健康に生活する基礎を育みます。

① 発達段階に応じた運動能力を伸長させるための教育の推進

幼稚園から中学校までの発達段階に応じて運動に親しむ機会を充実させ、生涯にわたって健康で活力ある生活を送るための基礎を育みます。幼稚園では、園庭等を活用した外遊びの機会を設け、ダイナミックな遊びや四季の自然の移り変わりを捉えた活動の充実など、園や近隣の環境を生かした教育活動に取り組みます。小・中学校では、体育・保健体育の授業改善をはじめ、体力向上に向けた取組や運動習慣の定着を図るとともに、一人ひとりの運動能力や興味・関心に応じた指導の充実を推進します。また、体力調査の結果を活用し、各小・中学校が児童・生徒の実態に応じた取組を実施できるよう支援します。さらに全区立幼稚園、小学校のボルダリング設備及びＭＩＮＡＴＯボルダリングスクールを活用し、発達段階に応じた運動能力の伸長と挑戦する心の育成に努め、心身の健やかな成長と体力の向上を図ります。

② 発達段階を考慮した体系的･計画的な食育の推進

文部科学省の示す「食に関する指導の手引」に基づき、各幼稚園、小・中学校が食育の全体計画・年間指導計画を作成し、食への関心と正しい知識を身につけ、健康な生活を営む力の育成をめざします。幼稚園では、食への興味・関心を育み、楽しく食べる経験をとおして基本的な生活習慣の基礎を培います。小学校では、望ましい食習慣や食に関する知識を身に付け、自ら健康づくりに取り組む態度を育成します。中学校では、健康・環境・食文化との関連を理解し、生涯にわたり主体的に食を選択し実践できる力を育成します。その一環として、学校給食を生きた教材として活用し、有機農産物や国産食材の積極的な活用、連携自治体との協力による食農教育及び港区ならではのメニューの開発などを行う「みなとハッピー給食プロジェクト」を推進し、子どもたちの食への関心や理解を深め、食育の充実を図ります。

③ 体を動かすことやスポーツの楽しさを伝える取組の推進

幼稚園では遊びを通じた運動習慣の基礎づくり、小学校では体育授業や体力向上活動による運動への親しみの醸成、中学校では部活動や各種競技を通じた主体的なスポーツ活動の充実を図り、生涯にわたって健康で活力ある生活を送る力を育成します。また、トップアスリートによるスポーツ教室や実技指導等を通じて、体を動かす楽しさやスポーツの魅力を実感できる機会を充実させ、生涯にわたり運動に親しむ態度を育成します。

基本目標２　未来を切り拓く人材を育成します

予測困難な時代において、自ら課題を発見し、主体的に学び続ける力が求められています。ＩＣＴの活用、理数・ＳＴＥＡＭ教育、国際理解教育を推進し、創造力や探究心を育むとともに、多様な価値観を尊重しながら社会の変化に対応し、新たな価値を生み出す未来の担い手を育成します。

施策（１）ＩＣＴを活用した学びの充実

ＩＣＴや生成ＡＩを活用し、一人ひとりの可能性を伸ばす個別最適な学びと協働的な学びを推進し、未来を創造する力を育成します。

① デジタルを活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進

１人１台端末やクラウドツール、デジタル教材、生成ＡＩ等を効果的に活用するとともに、児童・生徒が自ら課題を設定し、学習方法や学習内容を選択しながら学びを深める個別最適な学び「複線型授業（ＭＩＮＡＴＯスタイル）」を推進します。また、共同編集や意見共有、発表等の学習活動を充実させ、多様な考えに触れながら学びを深める協働的な学びを推進します。さらに、学習履歴や学習状況等のデータを活用した授業改善や教員研修の充実を図り、情報活用能力や課題解決能力を育みながら、主体的・対話的で深い学びの実現をめざします。

② 児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の推進

発達段階に応じて、情報の適切な扱い方、個人情報や著作権、ＳＮＳ等の利用、生成ＡＩとの関わり方について学ぶ機会を充実させ、児童・生徒がデジタル技術の危険性を理解して安全に活用する力を育成します。

コラム

子どもたちの生成ＡＩ利用に当たって
～「決める」のは君。ＡＩは「サポーター」～



教育委員会では、急速に発展する生成ＡＩについて、その利便性と課題の両面を理解しながら、子どもたちが適切に活用する力を育成するための取組を進めています。

その一環として、令和８（2026）年度に「港区立学校版生成ＡＩの利用に関する基本ルール」や児童・生徒向けリーフレットを作成し、生成ＡＩを利用する際の考え方や注意点について周知しました。

「先生の指示を守ること」、「自分で考えることを大切にすること」、「最終的な答えは自分で見つけること」を基本的な考え方とし、生成ＡＩを学びを支えるツールの一つとして適切に活用しながら、情報を主体的に判断し、自ら考え表現することができる子どもたちを育成していきます。

施策（２）理数教育やＳＴＥＡＭ教育の推進

理数教育及びＳＴＥＡＭ教育を推進し、科学的な見方・考え方や論理的思考力を育むとともに、ＩＣＴを活用して課題を解決し、新たな価値を創造する力を育成します。

① 体験的、探究的な学習活動を通じた理数教育等の充実

各小・中学校において、みなと科学館を活用した体験学習を実施するとともに、中学校第２学年を対象にお茶の水女子大学の講師による出前授業を実施し、児童・生徒の理数分野への興味・関心や探究心を育みます。また、毎年３校の中学校で、お茶の水女子大学の教員による授業観察や指導助言を実施し、理数教育に関する教員の指導力向上と授業改善を推進します。観察・実験やデータの分析・考察等の探究的な学習活動をとおして、科学的な見方・考え方や論理的思考力を育み、自ら課題を発見し解決する力の醸成をめざします。幼稚園では「とうきょうすくわくプログラム」の活用等、幼児の主体的・協働的な探究活動の充実を図ります。



とうきょうすくわくプログラムの様子

② 教科横断的な探究活動を通じたSTEAM教育の推進

幼稚園では遊びや自然体験をとおした「なぜ？」を育み、小学校では教科の学びを関連付けながら課題解決に取り組みます。中学校では実社会と結び付いた探究活動をとおして、創造力や課題発見・解決能力を育成します。また、みなと科学館におけるプログラミングやＡＩに関する体験活動等を活用し、ＩＣＴを活用した課題解決力や創造力、新たな価値を創造する力を育成します。



みなと科学館での理科実験中の様子

施策（３）グローバル社会で活躍する力の育成

英語によるコミュニケーション能力を土台に、港区ならではの国際理解教育を推進し、多様な文化や価値観への理解を深め、自国や地域への誇りをもちながら、国際社会で主体的に活躍する力を育成します。

① 英語を活用したコミュニケーション能力のさらなる向上

英語を用いた活動（幼稚園）、区独自の「国際科」（小学校）・「英語科国際」（中学校）でのネイティブ・ティーチャーとの交流により、英語によるコミュニケーション能力と積極的に英語を活用する態度を育成します。幼稚園では外国の文化や言語に親しむ体験をとおしてコミュニケーションへの興味・関心を育み、小学校では英語によるやり取りや表現活動を充実させ、中学校では実践的な英語コミュニケーションを通じて、多様な人々と協働できる国際社会の担い手を育成します。

② 幼児期からの一貫した港区ならではの国際理解教育の推進

拡充 重点

令和７（2025）年 10 月に策定した「港区国際理解教育プログラム（ＭＩＮＡＴＯグローバルコンパス）」に基づき、幼児期から中学校までを貫く独自の国際理解教育を推進しています。多くの大使館があることや 130 を超える国・地域にルーツをもつ人々が暮らす国際性豊かな地域特性を生かし、これまで取り組んできた英語によるコミュニケーション能力の育成に加え、国際理解教育を「言語」「共生」「伝統」の 3 領域から体系化し、幼児期から中学校まで一貫した学びとして展開します。これにより、多様な文化や価値観を尊重する力や自国・地域への誇りを育みます。また、中学校における海外修学旅行など、実際に世界とつながる体験的な学びをとおして、これまで培ってきた力を実践し、さらに高める機会を充実させます。子どもたちが世界と主体的につながり、自ら考え、発信し、多様な人々と協働しながら、未来の国際社会を担う「真の国際人」の育成をめざします。



海外修学旅行の様子

コラム

英語を学ぶ、その先へ
港区が育む「真の国際人」

港区には、多くの大使館が立地し、様々な国籍や文化的背景をもつ人々が暮らしています。港区の子どもたちにとって、異なる言語や文化、価値観との出会いは、特別な場面だけにあるものではなく、日々の生活の中にあります。

港区では、こうした地域の特性を生かしながら、幼児期から義務教育修了までの国際理解教育を体系的に進めるため、令和７（2025）年 10 月に「港区国際理解教育プログラム」を策定しました。愛称は、港区の子どもたちが広い世界へ歩み出すための羅針盤という思いを込めた「ＭＩＮＡＴＯグローバルコンパス」です。

本プログラムでは、港区の国際理解教育を「言語」「共生」「伝統」の三つの領域で整理しています。「言語」は、自分の考えを伝え、相手を理解する力を育むものです。「共生」は、多様性を認め、互いに尊重し、支え合って生きる力につながります。そして「伝統」は、地域や我が国の文化への理解を深め、自分自身の基盤を確かなものにします。

各幼稚園、小・中学校では、英語を取り入れた活動や「国際科」「英語科国際」の授業に加え、大使館と連携した学習、小中学生海外派遣、海外修学旅行など、港区ならではの多様な学びを進めています。

国際理解教育は、英語を話せるようになることだけを目的とするものではありません。自国や他国の伝統や文化を理解し、異なる考えをもつ人と対話しながら、自らの考えを堂々と発信することができる「真の国際人」を育てる教育です。港区はこれからも、まちの特色を生かした豊かな学びをとおして、子どもたちが世界とつながり、ともに新しい未来を創り出す力を育んでいきます。



港区国際理解教育
プログラム（概要版表紙）

港区国際理解教育
プログラム（本編）

紹介動画
「港区の国際理解教育」

基本目標３　多様な学びに丁寧に寄り添う教育を推進します

不登校や特別な支援を必要とする子ども、日本語指導を必要とする子どもなど、一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの機会を充実させます。誰一人取り残すことなく、自分らしさを大切にしながら主体的に学び、成長できる教育環境を引き続き整備します。

施策（１）「自分らしさ」を尊重した学びの支援

一人ひとりの状況やニーズに応じた多様な学びの場と教育機会を充実させ、子どもたちが「自分らしさ」を大切にしながら主体的に学び、可能性を伸ばして成長できる環境を整備します。

① 子どもが自己存在感等を高められる不登校対策の推進　重点

校内教育支援ルームや、学びの多様化学校 Minato School において、子どもたちの状況やニーズに応じた居場所と学びの機会を確保し、多様な教育機会の充実を図ります。また、ＶＬＰ※（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を活用し、対面での支援が難しい子どもたちを対象に、時間や場所にとらわれない学習や交流の機会を提供します。引き続き、教職員やＳＣ、ＳＳＷ、関係機関等の連携を一層深め、不登校や不登校傾向にある子どもたちの主体的な学びと社会的自立を支援することで、「どこともつながっていない子ども」をゼロにします。

※ＶＬＰ（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）：インターネット上の仮想空間を活用した学びの場。

② 子どもや保護者が安心して生活できる相談機能の充実

ＳＣや教育相談員による相談体制の充実、保護者同士が悩みを共有できる座談会の開催をとおして、いじめ、不登校、子育て等の悩みに対する早期発見・早期対応を推進します。学校・家庭・関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

施策（２）障害のある児童・生徒の学びの支援

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、多様な学びの場や教育環境を整備し、自立と社会参加に必要な力を育成します。

① よりよく生きる力を育むための特別支援学級の充実

特別支援学級において、自立活動や各教科等の指導、交流及び共同学習を推進するとともに、技能部の活動や企業と連携したキャリア教育、ワークチャレンジ・デイをとおして、働くことへの理解や職業観を育み、将来の進路選択や職業的自立に向けた意欲を高めます。また、アビリンピック※見学ツアーをとおして、障害のある方の活躍や職業技能に触れる機会を提供し、自らの可能性や将来像について考える力を育みます。これらの取組をとおして、社会とのつながりを実感しながら、よりよく生きる力を育成します。

※アビリンピック：「アビリティ（能力）」と「オリンピック」を組み合わせた言葉で、障害のある人が日ごろ職場や学校で培った職業上の技能を競い合う大会のこと。

施策（３）日本語指導が必要な児童・生徒の学びの支援

誰一人取り残さない教育の実現に向け、日本語指導や英語による支援を充実し、多様な子どもの学びを支えます。

① 学校生活への適応をめざした日本語指導の充実 拡充

区立小・中学校に日本語学級を設置するとともに、日本語学級への通級が難しい場合には日本語適応指導員を派遣し、一人ひとりの日本語能力や学習状況、生活背景に応じた指導を行います。さらに、日本語指導を必要とする児童・生徒が、それぞれの状況に応じて必要な支援を受けられるよう、日本語指導の機会の充実を図ります。また、学校、家庭、関係部署が連携し、通訳・翻訳等も活用しながら学校生活への不安の軽減と学習参加を促進し、在籍学級での学びにつながる継続的な支援体制を整えます。

② 教育機会提供のためのイングリッシュサポートコース※の充実

英語による支援を必要とする外国人児童に対し、English Support Teacher（ＥＳＴ）が学習面や生活面のサポートを行い、学校生活への円滑な適応を支援します。

※イングリッシュサポートコース：外国人児童に多様な教育の機会を提供するため、通常の学級に外国人児童を受け入れ、英語で授業等を行う学級のこと。

施策（４）個々の理解や状況に応じた学びの支援

一人ひとりの教育的ニーズや状況に応じた学びを保障するとともに、多様な学びの機会や保護者支援の充実を図り、誰もが安心して学び成長できる教育環境を整備します。

① 幼稚園、小・中学校の12年間を見通す視点に立った特別支援教育体制の整備

東京大学先端科学技術研究センターと連携した「ＬＥＡＲＮ　ｉｎ　港区」では、児童・生徒が学校だけでは見えにくい自らの強みや可能性に気付き、多様な学び方をとおして主体的に学ぶ力を育みます。また、「みんなとＣａｆｅひだまり」では、就学や進学、将来の自立や就労を見据えた情報提供や保護者同士の交流の機会を充実し、保護者が安心して子育てや進路選択を支えられる環境を整備します。あわせて、幼稚園、小・中学校及び関係機関が連携し、子どもと保護者を切れ目なく支える支援体制の充実を図ります。

② 特別な配慮を必要とする幼児への支援体制の充実

特別な配慮を必要とする幼児の早期発見に努めるとともに、指導に当たっては、家庭や医療機関、区立児童発達支援センター「ぱお」、保健所、教育センター、子ども家庭支援センターなどの関係機関と連携し、効果的な指導を行います。就学に当たっては、就学相談や就学支援シートを活用し、園と学校での円滑な情報共有と支援体制の整備を進めます。

基本目標４　学びの環境整備と教育の担い手を支援します

幼児・児童・生徒が安心して学び、健やかに成長できる教育環境の整備を進めるとともに、教育費負担の軽減や安全・安心な学校施設・機能の充実を図ります。また、校務ＤＸや外部人材の活用等による業務負担の軽減、健康確保と安全対策を推進し、教育の質の向上を支える環境づくりを進めます。

施策（１）幼児・児童・生徒が安心して学べる環境の整備

区立幼稚園、小・中学校の全ての幼児・児童・生徒が安心して学べる環境をつくるため、小・中学校においては所得制限のない学校教育費の無償化を推進するとともに、園や学校施設の需要に的確に対応し、安全・安心な教育環境を計画的に整備します。

① 区立幼稚園における適切な受入れ体制の確保

共働き世帯の増加等も踏まえ、預かり保育の充実や弁当給食事業の実施等、区立幼稚園の魅力と利便性の向上を図りながら、幼児人口や入園ニーズの動向を的確に把握し、受入れ体制を確保します。

② 区立小・中学校における教育費用の無償化の推進　重点

学校給食費の不徴収をはじめ、授業で一律に使用する学用品（補助教材や学習材料）や、体験的な学びである校外学習、移動教室、夏季学園の無償化を着実に推進し、家庭の経済状況にかかわらず、区立小・中学校に通学する全ての児童・生徒が安心して学習できる環境を整備します。

③ 安心・安全で新しい時代の学びに対応した魅力ある教育環境の整備　拡充

これまで進めてきた学校施設の改修や改築などの施設整備に加え、学校施設の長寿命化と計画的な改築を一体的に推進する「（仮称）港区未来の学校づくり計画」を策定し、将来的な改修及び改築需要の平準化を図るとともに、安心・安全で新しい時代の学びに対応した魅力ある教育環境の整備を進めます。

多様な学習活動が展開できる空間



読書・学習・情報のセンターとなる図書館



安全・安心な教育環境、地域コミュニティの拠点



学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（令和４（2022）年３月）
「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について　最終報告」より引用

④ 安全な通学環境の確保

区立小学校の民間警備員や通学路への登下校誘導員の配置、児童に対するＧＰＳ機能付き見守り端末の無償貸与を着実に実施します。あわせて、地域やＰＴＡ等と連携した通学路点検、緊急時のメール配信など様々な対策を通じ、安全な通学環境を確保します。

施策（２）教員の負担軽減と働きやすい職場環境の整備の推進

港区立学校の教育職員に関する業務量管理･健康確保措置実施計画

業務見直しや校務ＤＸ、外部人材の活用等により教員の負担軽減を図るとともに、健康確保と安全対策を推進し、教員が安心して働き続けられ、その専門性を十分に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めます。

なお、本施策は、給特法の第８条に基づき策定する「港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の施策として位置付けるものです。業務量管理措置については主に①②、健康確保措置については主に③の施策により、それぞれ推進します。

① 業務見直しと校務DX等による効率化及び負担軽減の推進

業務量管理措置　拡充　重点

校務支援システムや生成ＡＩ等のデジタル技術の活用を進めるとともに、業務の棚卸しや手順の見直しを実施します。また、効率化・省力化につながった取組や好事例を各校に積極的に共有・周知し、効果的な取組の横展開を図ることで、学校現場における業務改善を一層推進します。こうした取組により教職員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保することで、教育の質の向上につなげます。

教育課程における年間授業時数等について	教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1,086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
課題を抱える活動等の見直しについて	当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などの工夫を行います。
校務の効率化等について	小・中学校においては、区独自に毎年実施している「港区教育ＩＣＴ環境の効果を検証するためのアンケート調査」において、校務の効率化の質問項目で肯定的に回答した教員の割合について 90%以上を維持するため、校務支援システムの操作研修動画の配信や各学校からの要請に基づく訪問研修を実施します。 幼稚園においては、園務支援システムを活用した保護者連絡やお知らせ配信の活用を促進して業務のさらなる効率化を図るため、必要に応じて園ごとに園務支援システムの操作研修を行います。 校務の効率化を図るため、行事の工程表や保護者への通知文、会議資料の作成等の校務において、生成ＡＩの活用を推進します。また、児童・生徒の生成ＡＩの利用方針も含めた「港区立学校版生成ＡＩの利用に関する基本ルール」に基づき、学校現場における生成ＡＩの適切な利活用を促進し、教員の負担軽減を図ります。

② 外部人材の効果的活用も含めた業務分担の推進と体制強化　業務量管理措置

国の指針に定められた「学校と教師の業務の３分類」の 19 項目を踏まえ、以下の業務の見直しを図ります。特に、部活動指導員や小学校教科担任講師、スクール・サポート・スタッフ、学校経営支援員、エデュケーション・アシスタント、幼稚園介助員などを各幼稚園、小・中学校へ配置し、教員の負担軽減と教育の質の一層の充実を図ります。

	業務の見直し内容　（番号は「学校と教師の業務の３分類」の 19 項目の番号）
学校以外が担うべき業務	4．地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整については、地域学校協働本部の地域コーディネーターが担うこととします。（生涯学習スポーツ振興課） 5．保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ○幼稚園、学校での問題について、法律的な視点が必要な場合は、担当の弁護士から指導・助言を受けられる体制により、訴訟など大きな事案への発展を防止するとともに問題の早期解決を図り、教員の負担軽減につなげます。（教育指導担当） ○幼稚園、学校が判断に迷う事案や対応が長期化する事案には、教育委員会が早期から関与し、対応方針の整理や助言等を行うことで、幼稚園、学校の負担軽減と組織的対応の徹底を図ります。社会通念を超える要望等への対応については、組織的な対応を検討し、支援体制を整備していきます。（教育人事企画課） ○令和８（2026）年度から順次、電話機に録音機能を追加し、教員の負担軽減に繋げます。（学校施設担当）
教師以外が積極的に参画すべき業務	7．学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ○広報資料やウェブサイトの作成・管理に当たっては、ＩＣＴ支援員による支援を行うとともに、小・中学校においてはスクール・サポート・スタッフ、幼稚園においては事務補助員が積極的に参画する体制を整え、校務の効率化と情報発信の充実を推進します。（先端教育担当・教育人事企画課） 10．校舎の開錠・施錠 ○小・中学校については、全校に機械警備を導入するとともに、学校施設開放業務等に係る校舎の開錠・施錠の業務を外部委託するなど、特定の教員に責任や負担が集中しない体制を整備しています。幼稚園についても、令和８（2026）年度中に全園への機械警備の導入を完了し、学校（園）全体として安全管理体制の一層の充実を図ります。（学校施設担当・生涯学習スポーツ振興課・教育人事企画課） 11．児童・生徒の休み時間における安全への配慮 ○学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、副担任業務を担うエデュケーション・アシスタント等の参画を促進し、役割分担に基づく組織的な見守り体制を構築することで、休み時間における児童・生徒の安全確保と教員の業務負担軽減を図ります。（教育人事企画課） 12．校内清掃 ○学級担任等の教員は児童・生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の回数や範囲の合理化を検討します。（教育人事企画課） ○日常的な環境衛生の維持又は改善のための活動以外のワックスがけ等の清掃については、用務職員及び用務委託事業者又は清掃委託事業者が実施します。 （教育人事企画課・学校施設担当）

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	14．給食の時間における対応 〇給食時間の業務負担軽減のため、学級担任の指導内容を簡素化し、栄養職員・栄養指導員による食育資料等の事前配布を強化します。（学務課・教育人事企画課・教育指導担当） 17．学校行事の準備・運営 〇運動会の運営に当たっては、学校特有の事情を踏まえ、委託事業者を活用した来場者の会場案内や動線整理等の支援業務を試験的に実施するなど、教職員が児童・生徒の指導や安全管理に専念できる体制を検討し、行事運営の円滑化と教職員の業務負担軽減を図ります。（学務課・教育人事企画課）

※組織名称は現時点の名称となります。

参 考

「学校と教師の業務の３分類」

「学校と教師の業務の３分類」とは、文部科学省が学校の働き方改革を進めるために示している考え方で、学校で行われている業務を下のように三つに分類したものです。

業務の３分類	19 項目
学校以外が担うべき業務	1　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3　学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
教師以外が積極的に参画すべき業務	6　調査・統計等への回答 7　学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 8　ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 9　学校プールや体育館等の施設・設備の管理 10　校舎の開錠・施錠 11　児童生徒の休み時間における安全への配慮 12　校内清掃 13　部活動
教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	14　給食の時間における対応 15　授業準備 16　学習評価や成績処理 17　学校行事の準備・運営 18　進路指導の準備 19　支援が必要な児童生徒・家庭への対応

③ 健康確保と安全対策の推進による働きやすい環境の整備　健康確保措置

教育職員が心身ともに健康で安心して働き続けられるよう、ストレスチェックの活用や健康相談体制の充実、年次有給休暇の取得促進、男性育児休業取得の促進等を図り、働きやすい職場環境を整備します。

	取組内容
時間外在校等時間が多い教員への対応	1か月の時間外在校等時間が45時間を超えた教員に対しては、医師による面接指導を実施するとともに、健康に不安のある職員については、学校管理職と十分に情報を共有し、勤務状況や業務内容の見直し等を通じて、健康状態の改善を図ります。
勤務間インターバルの確保	業務終了後から翌日の業務開始までの間に、11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に努め、職員の心身の健康保持及び疲労の蓄積防止を図ります。
ストレスチェック及び集団分析結果等を活用した職場改善	50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
心身の健康に関する相談窓口の設置等	心身の健康問題について相談窓口を設置し、必要に応じて専門医等による保健指導を受けるよう促します。
年次有給休暇の取得促進	年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。学期に1回以上、教員が計画的に年次有給休暇を取得する日（「有給取得デー」）を設定することを目標とします。
定時退勤等の促進	幼稚園、学校における定時退勤日を月２回以上設定するとともに、該当日には原則として放課後に会議を設定しないよう促します。また、夏季休業期間中には引き続き３週間の一斉閉校期間を設定します。
柔軟な働き方に関する周知・啓発	時差出勤及びテレワークの制度について、改めて各学校（園）に周知・啓発を図ります。
コミュニケーションの活性化に資するスペースの検討	教員同士が忌たんのない意見交換、話し合いができる職場風土を醸成していく場として、コミュニケーションを活性化させるスペースの設置を検討します。

「港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に関連する取組とフォローアップ

施策（２）の①②③の取組の実効性を高めていくために、関連する取組及びフォローアップとして下表のような内容を実施します。

関連する取組及びフォローアップ	
進捗状況の把握及び公表等	取組の着実な実行を図るため、各園・学校の教員の在校等時間の状況を把握します。また、本計画の実施状況を毎年度、区ホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告します。
専門人材の確保に向けた取組	各園・学校において、子どもを支援する専門的な知見を有する人材を適切に配置し、教員の負担軽減に資する人的支援に取り組みます。人材確保に当たっては、関係部局・関係機関とともに取り組みます。また、幼稚園事務の在り方について検討します。
目標達成状況等の把握	時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、その他の目標については、港区教育委員会が実施するストレスチェックの結果及び教員に対するアンケート調査結果等から把握します。
課題解決に向けた各幼稚園、小･中学校への支援･指導	港区教育委員会において、各園・学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該校（園）に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる園・学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている園・学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該校（園）に対する個別の支援・指導を実施します。
働き方改革の実現に向けた取組の推進	各園・学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各幼稚園、学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに東京都教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促します。各園・学校においては、校園長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
保護者、地域への理解促進	保護者、地域の理解を促進するため、学校運営協議会等において「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

第２章　生涯学習分野

■本計画における「生涯学習」とは

区民が生涯にわたり主体的に行う学習活動に関する施策のうち、学校教育、スポーツ及び図書館に関する施策を除く、学習機会の提供、学習成果の活用、社会参加及び地域活動の推進等に関する施策をいいます。

本計画における生涯学習施策は、学びの成果を地域社会や人づくりに生かすことを目的とした社会教育を中心に構成しています。

１　めざすべき姿

人生 100 年時代の到来やデジタル技術の進展、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、生涯学習には、一人ひとりが生涯を通じて学び続け、自らの可能性を広げるとともに、人や地域とのつながりを育み、誰もが豊かに暮らせる社会の実現に寄与することが期待されています。また、国においても、第４期教育振興基本計画において「学びを通じたウェルビーイングの向上」を中核に据え、多様な主体との連携・協働による学びの充実や、学びの成果を地域や社会で生かす「学びと活動の循環」の構築を重視しています。

こうした社会情勢や国の方向性を踏まえ、推進計画では、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができる機会と環境の充実を図ります。また、学校、地域、企業、大学、ＮＰＯなど多様な主体との連携・協働により学びを支える体制を充実させるとともに、学びを通じた交流やつながりを育み、互いに支え合いながら地域でともに暮らす「地域共生社会」の実現につなげます。さらに、学びを通じて得た知識や経験を地域活動や社会参加、次世代への継承などにつなげることで、学びと活動が循環する仕組みを育みます。

一人ひとりの学びが個人の豊かな人生をつくり、さらには人とのつながりを生み、その成果が地域や社会で生かされ、新たな学びへとつながる好循環を創出することで、生涯学習を通じたウェルビーイングの向上と、誰もが地域の中で役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる活力ある地域社会の実現をめざします。

誰もが学び、つながり、
その成果を生かし合う生涯学習を推進する

コラム

学びがつなぐウェルビーイングと地域共生社会



ウェルビーイング（Well-being）とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあり、自分らしく幸せや生きがいを感じながら暮らせている状態を表す言葉です。

例えば、次のようなこともウェルビーイングにつながります。

- **健康で元気に暮らせている**
- **趣味や学びを楽しめている**
- **地域や友人とのつながりがある**
- **生きがいややりがいを感じている**

生涯学習は、新しい知識や技能を身につけるだけでなく、人との出会いや地域とのつながりを生み、生きがいや充実感を育むことにもつながります。

また、学んだことやこれまでの経験を地域活動やボランティアなどで生かすことは、自分自身の生きがいや役割につながるとともに、地域の中で支え合う関係を育むことにもつながります。

地域共生社会とは、年齢や性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もが地域の一員としてつながり、支え合いながら、自分らしく暮らすことのできる社会です。

「学ぶこと」は、一人ひとりのウェルビーイングを高めるだけでなく、人とのつながりを育み、学びの成果を地域で生かすことで、誰もが支え合いながら暮らせる地域共生社会の実現にもつながる大切な取組です。

2　現状と課題

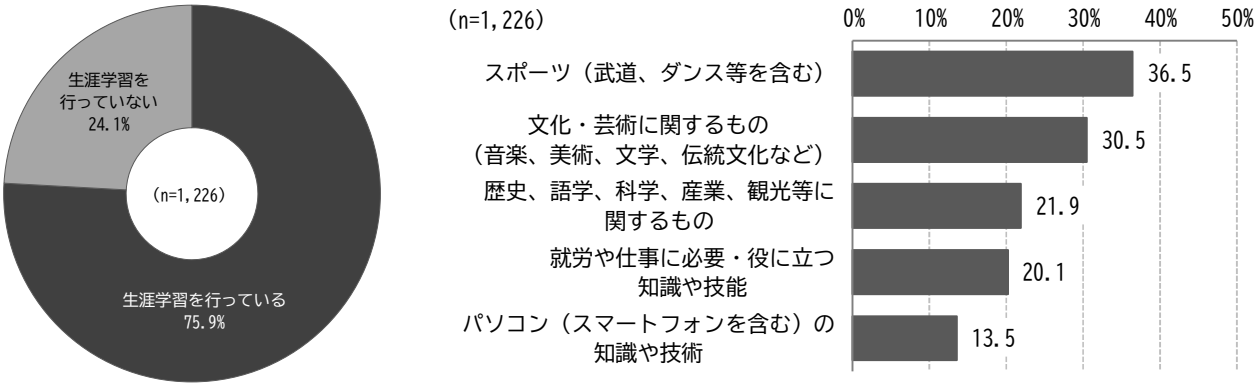
（１）多様なニーズに応じた学びの機会の充実

生涯学習センター及び青山生涯学習館（以下、「生涯学習施設」といいます。）では、社会情勢や区民ニーズを踏まえた多彩な講座を実施するとともに、オンライン講座やハイブリッド形式の導入により、多様な学び方に対応した学習環境の充実を図っています。また、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした体験型講座や企業等と連携した事業を展開し、多様な学習機会を提供しています。さらに、ＹｏｕＴｕｂｅや区ホームページ、ＳＮＳなどを活用した情報発信を積極的に行い、講座や団体活動の周知と生涯学習への参加促進に取り組んでいます。

① 生涯学習の実施状況

アンケート調査では、「生涯学習を行っている」は 75.9%となっており、行っている内容としては、「スポーツ（武道、ダンス等を含む）」が 36.5%と最も高く、次いで「文化・芸術に関するもの（音楽、美術、文学、伝統文化など）」が 30.5%、「歴史、語学、科学、産業、観光等に関するもの」が 21.9%となっています。

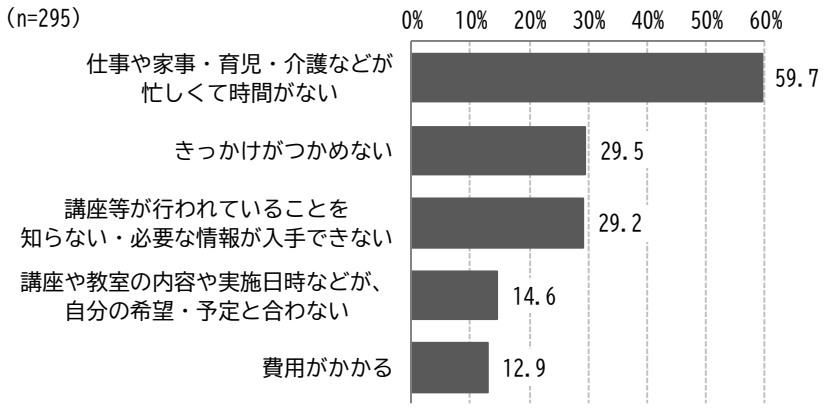
直近１年間の生涯学習の実施状況と実施した内容（抜粋）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

生涯学習を行わなかった、できなかった主な理由（抜粋）

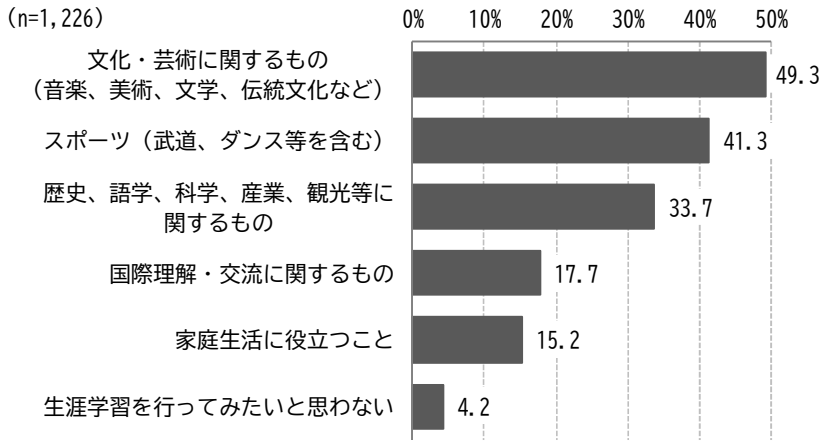
また、生涯学習を行わなかった、又は、思うようにできなかった主な理由は、「仕事や家事・育児・介護などが忙しくて時間がない」が 59.7%と最も高く、次いで「きっかけがつかめない」が 29.5%、「講座等が行われていることを知らない・必要な情報が入手できない」が 29.2%となっています。



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

② 生涯学習に対するニーズ・意向

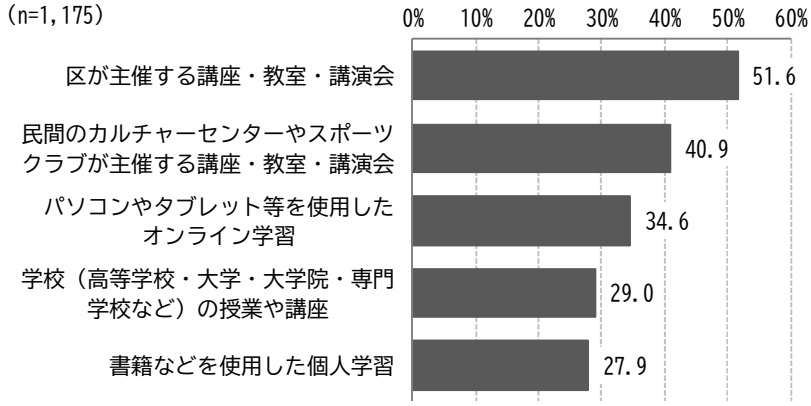
今後行ってみたい、機会が増えればよいと思う生涯学習の分野（抜粋）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

今行ってみたい、機会が増えればよいと思う生涯学習の分野については、「文化・芸術に関するもの（音楽、美術、文学、伝統文化など）」が49.3%と最も高くなっています。

今後どのような方法で生涯学習を行いたいか（抜粋）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

また、今後どのような方法で生涯学習を行いたいかについては、「区が主催する講座・教室・講演会」が51.6%と最も高くなっています。

学びたいという意欲は高いものの、「時間」「きっかけ」「情報」の不足により学習行動につながっていない状況が見られます。

今後は、多様化する学習ニーズを踏まえた講座内容の充実に加え、デジタル技術を活用した参加しやすい学習環境の整備や、効果的な情報発信により、誰もが学びにアクセスしやすい環境を充実させていくことが必要です。

（２）学びを支える環境づくりと情報発信の充実

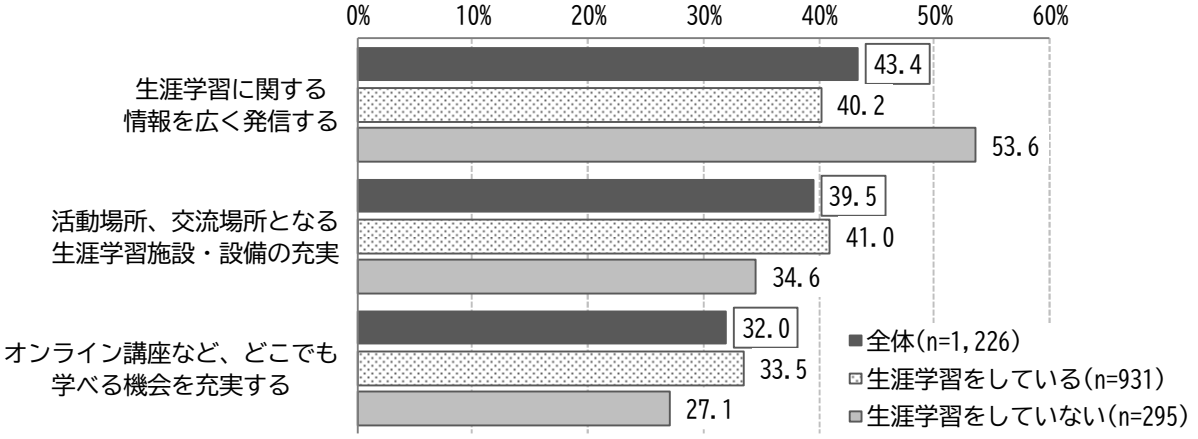
生涯学習に関する幅広い情報の収集・提供や個別相談を実施し、区民一人ひとりの学習ニーズに応じた支援を行っています。また、トイレやエレベーターへのピクトサイン※や点字案内表示の設置など、誰もが安心して利用できる施設環境の整備を進めるとともに、施設案内看板のリニューアルによる視認性の向上など、利用しやすく親しみやすい施設づくりや認知度向上に取り組んでいます。

① 生涯学習に関する情報発信の強化

生涯学習をもっと盛んにしていくために区が力を入れるべきことについて、全体では「生涯学習に関する情報を広く発信する」が43.4%と最も高くなっています。

生涯学習実施の有無別でみると、生涯学習をしている層は、「活動場所、交流場所となる生涯学習施設・設備の充実」が41.0%、生涯学習をしていない層は、「生涯学習に関する情報を広く発信する」が53.6%と最も高くなっています。

生涯学習を盛んにしていくために区で力を入れるべきこと（抜粋/全体・生涯学習実施の有無別）

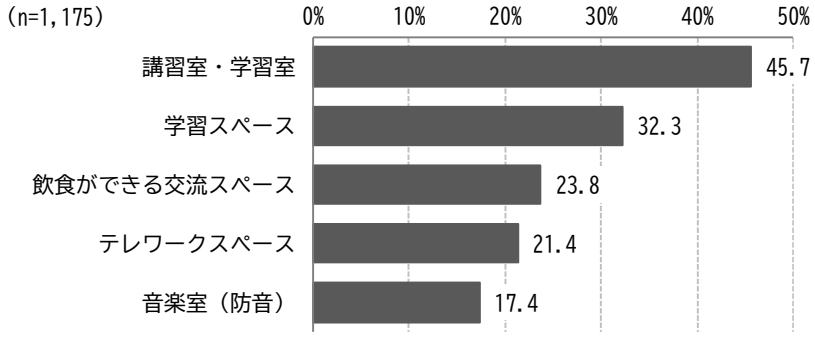


出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

② 区の生涯学習施設に求める設備や機能

生涯学習を行う上で、区の生涯学習施設に求める設備について、全体では「講習室・学習室」が45.7%と最も高くなっています。

区の生涯学習施設に求める設備（抜粋/全体）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

※ピクトサイン：文字の代わりに、絵や図形を用いて情報や場所などを分かりやすく伝える案内用の記号。

年齢別にみると、18～29 歳は「学習スペース」、30～39 歳は「子ども連れでも利用できるキッズスペース」、40 歳以上は「講習室・学習室」の割合が高くなっています。

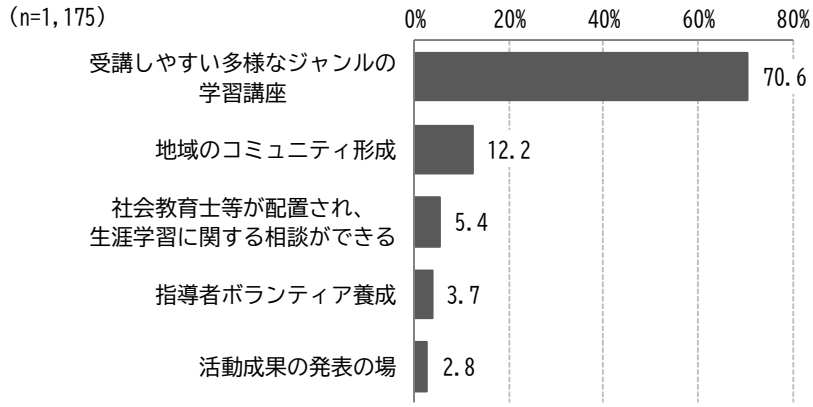
区の生涯学習施設に求める設備（抜粋/年齢別）

		生涯学習を行う上で、区の生涯学習施設に求める設備					
		合計	講習室・学習室	子ども連れでも利用できるキッズスペース	学習スペース	テレワークスペース	学習情報コーナー
年齢	18～29歳	93	35 37.6	4 4.3	48 51.6	25 26.9	6 6.5
	30～39歳	161	58 36.0	62 38.5	57 35.4	58 36.0	11 6.8
	40～49歳	353	146 41.4	75 21.2	124 35.1	79 22.4	37 10.5
	50～59歳	340	181 53.2	22 6.5	89 26.2	61 17.9	39 11.5
	60～69歳	136	74 54.4	4 2.9	42 30.9	23 16.9	16 11.8
	70歳以上	84	42 50.0	3 3.6	17 20.2	3 3.6	23 27.4

出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

生涯学習を行う上で、区の生涯学習施設に求める機能について、「受講しやすい多様なジャンルの学習講座」が 70.6%と最も高くなっています。

区の生涯学習施設に求める機能（抜粋）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

生涯学習に関する情報提供や相談機能、利用しやすい施設環境の整備を進めていますが、生涯学習を行っていない区民ほど情報発信の充実を求める傾向が見られます。また、施設には年代やライフスタイルに応じた多様な機能や講座が求められています。

今後は、デジタル媒体を含めた効果的な情報発信や相談体制のさらなる強化を図るとともに、多様な主体との連携を通じて魅力ある学習機会を提供し、誰もが利用しやすく身近に感じられる生涯学習環境を整備することが必要です。

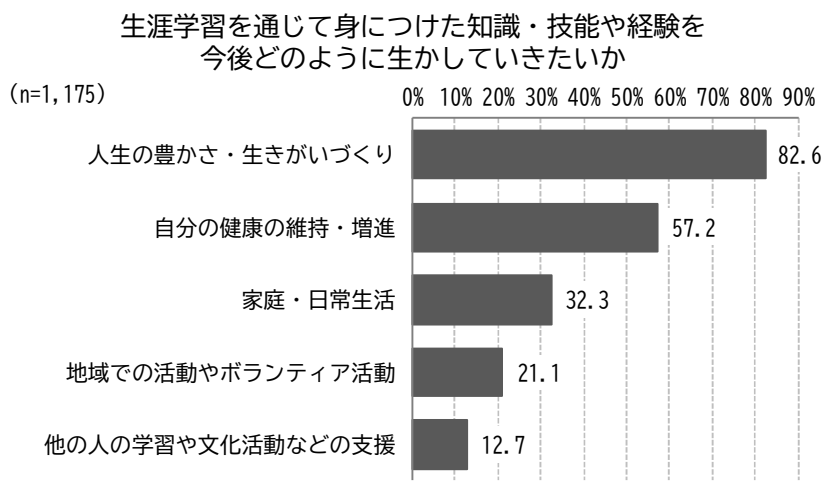
（３）学びの成果を生かす機会の充実

港区では、全ての区立幼稚園、小・中学校に地域学校協働本部を設置し、地域人材を活用した多様な学習活動や体験活動、地域ボランティアによる学校教育活動への支援を通じて、子どもたちの豊かな学びを支えています。また、地域コーディネーターを対象とした研修の実施や相互連携の促進、若手教員への事業紹介、活動事例集による情報共有などを通じて、事業の質の向上と学校における活用促進に取り組んでいます。

また、生涯学習講座提供事業（まなび屋）では、知識や技能を有する区民等が講師となり、区民の依頼に応じて、原則、無料で講座を実施しています。登録講師の交流促進やスキルアップのための研修の実施、紹介動画の配信などを通じて、講座の利用促進に取り組んでいます。

① 生涯学習を通じて身につけた知識・技能等の今後への生かし方

生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を今後どのように生かしていきたいかについて、「人生の豊かさ・生きがいづくり」が82.6％と最も高く、次いで「自分の健康の維持・増進」が57.2％、「家庭・日常生活」が32.3％となっています。



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

地域学校協働活動の推進により、地域人材の知識や経験を学校教育に生かす取組を進めています。今後は、学びの成果を地域活動や学校支援、ボランティアなどへつなげる機会や仕組みを、さらに充実させ、地域と学校が相乗的に活性化していくことが求められます。

生涯学習を通じて身につけた知識や技能を、人生の豊かさや健康づくり、家庭・日常生活などに生かしたいという意向が高くなっています。今後は、多様な主体と連携しながら、学んだ成果を地域や社会で発揮できる機会を充実させるとともに、「学びと活動の循環」を促進し、地域人材の育成・活用を一層推進していくことが必要です。

3　施策の全体像

誰もが学び、つながり、
その成果を生かし合う生涯学習を推進する

基本目標１　区民の多様な学びのニーズに対応します

（１）誰もが、いつでも、どこでも、自発的に学べる環境の整備
（２）様々な年代、ライフスタイルに応じた学びの充実
（３）子どものときから主体的・持続的に学べる機会の提供

基本目標２　生涯学習施設の充実と多様な主体との連携による学びの機会を提供します

（１）生涯学習情報や区の取組の積極的な発信と相談機能の充実
（２）多様な主体との連携・交流による生涯学習事業の推進
（３）身近な学びの場としての生涯学習施設の活用

基本目標３　学びの成果を生かす取組を支援します

（１）多様な主体との連携による地域学校協働活動の充実と活用の促進
（２）学びと活動の循環を促す地域人材の発掘・育成・活用

4　目標・施策・取組の展開（具体的な取組等）

めざすべき姿を実現するための施策展開の方向性として、３つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

新規・・・新たに取り組むもの
拡充・・・内容を充実するもの
重点・・・取組目標と成果指標を明示し、年次計画を設け重点的に取り組むべきもの

基本目標１　区民の多様な学びのニーズに対応します

施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）誰もが、いつでも、どこでも、自発的に学べる環境の整備	① だれでも学べる機会の提供事業の充実	拡充 重点	67
	② 生涯学習出前講座の実施		68
	③ 生涯学習講座の動画配信の実施		68
	④ 港ユネスコ協会の支援		68
（２）様々な年代、ライフスタイルに応じた学びの充実	① 家庭教育学級の支援		68
	② ＰＴＡとの連携		69
	③ 青年期の学びの場の創出		69
（３）子どものときから主体的･持続的に学べる機会の提供	① 子どもセミナー事業の実施		70
	② 区立小・中学校体験（自然、交流）事業の支援		70
	③ 生涯学習施設における子どもの学びの場の提供		70
	④ 子ども向け麻雀体験会の実施	拡充	71

基本目標２　生涯学習施設の充実と多様な主体との連携による学びの機会を提供します

施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）生涯学習情報や区の取組の積極的な発信と相談機能の充実	① 生涯学習情報の発信の強化	拡充	72
	② 生涯学習施設の相談機能の充実	重点	72
	③ リカレント教育・リスキリング情報の提供	新規	72
（２）多様な主体との連携･交流による生涯学習事業の推進	① 地域団体や企業等との連携による学びの場の提供		73
	② 青少年の健全育成のための支援		73
	③ 多世代交流麻雀大会の開催		74
（３）身近な学びの場としての生涯学習施設の活用	① 生涯学習施設における学びの機会の提供		74
	② 生涯学習施設の学習環境の充実		74

基本目標３　学びの成果を生かす取組を支援します			
施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）多様な主体との連携による地域学校協働活動の充実と活用の促進	① 地域学校協働活動の推進	重点	75
	② 出前授業や職場体験場所の充実		75
（２）学びと活動の循環を促す地域人材の発掘・育成・活用	① 生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実	拡充	76
	② フェスティばるーんの開催		76
	③ 社会教育関係団体との連携		77
	④ 学びの循環事業「まなマルシェ」の実施		77
	⑤ さくらだ学校の運営		77
	⑥ 語り部活動の育成・支援		77

■評価指標

【分野の数値目標、 重点取組の取組目標・成果指標等】			現状	４年間			
			令和８年度末 （見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
基本目標１	取組目標	だれでも学べる機会の提供事業の参加者数	38 人	50 人	50 人	50 人	50 人
	成果指標	新たな学びの意欲につながった割合	83.1%	83.5%	83.9%	84.3%	84.7%
基本目標２	取組目標	生涯学習施設利用者数	96,500 人	97,000 人	97,500 人	98,000 人	98,500 人
	成果指標	生涯学習施設の総合満足度	70.5%	71.2%	71.9%	72.6%	73.3%
基本目標３	取組目標	地域学校協働本部設置数	40 本部	40 本部	40 本部	40 本部	40 本部
	成果指標	地域ボランティア登録者数	1,189 人	1,197 人	1,204 人	1,211 人	1,218 人

基本目標１　区民の多様な学びのニーズに対応します

人生 100 年時代やライフスタイル・価値観の多様化が進む中、区民一人ひとりが、自らの興味や関心、ライフステージに応じて学び続けられる環境づくりが求められています。

年齢や生活環境等にかかわらず、誰もが学びに触れる機会を充実させるとともに、多様な学習ニーズに対応した学びの機会を提供します。また、子どもの頃から主体的に学ぶ姿勢を育み、生涯にわたる学びへとつながる基盤づくりを進めます。

施策（１）誰もが、いつでも、どこでも、自発的に学べる環境の整備

区民が時間や場所、年齢等にとらわれることなく、自らの興味や関心に応じて学べる環境を整備します。講座や出前講座、動画配信など、多様な学習機会を提供するとともに、関係団体との連携を通じて、誰もが気軽に学びに参加できる環境づくりを推進します。

① だれでも学べる機会の提供事業の充実　拡充　重点

誰もが学べる環境を整えるため、年齢や障害の有無等にかかわらず、生涯学習を行う機会を提供します。より多くの人が参加できるよう、開催場所は、障害のある人が参加しやすい障害者施設に加え、生涯学習施設等でも実施します。受講者のニーズを踏まえ、様々な分野の講師による講座や、連携協定を締結している大学の学生が企画する事業を実施します。

さらに、講師や受講者同士・連携協定を締結している大学の学生との交流を図るなど、多様な人と学び合える環境を提供します。



だれでも学べる機会の提供事業
「カメラ講座」の様子



カメラ講座で撮影した写真を
プリントしたトートバッグ

② 生涯学習出前講座の実施

区民等のグループが自主的に企画する防災や選挙、福祉などの学習会等に、区の職員を講師として派遣し、区政の取組を分かりやすく説明する講座を実施します。区職員の専門知識を生かした講座の充実に努め、区民の生涯学習を支援するとともに、区政参加のきっかけとします。また、年齢や国籍等にかかわらず、より幅広い人が講座を受講できる環境を提供します。

③ 生涯学習講座の動画配信の実施

誰もが、いつでも、どこでも学習できる機会を提供するため、区や関係団体が実施する講座や区政について説明する生涯学習出前講座などを撮影・編集し、その動画を区ホームページ等で公開します。

生涯学習動画

④ 港ユネスコ協会の支援

区民の国際的相互理解及び親善を促進するため、港ユネスコ協会が実施する各国の文化を紹介する講座や、日本文化の体験講座等の活動を支援します。

施策（２）様々な年代、ライフスタイルに応じた学びの充実

乳幼児期から高齢期まで、それぞれの年代や生活環境に応じた学びの機会を充実します。家庭や学校、地域との連携を図りながら、多様な学習ニーズに対応した事業を展開し、学びを通じた交流や成長を支援します。

① 家庭教育学級の支援

区立幼稚園、小・中学校の各ＰＴＡや、社会教育関係団体に登録している子育てグループ等が家庭教育について考え、知識を深めることを目的に企画・運営する講座に対し、区が講師謝礼を負担することで、保護者の学びの機会を支援します。また、必要に応じて保育スタッフを派遣し、一時保育を行います。

② PTAとの連携

子どもの健全な成長と、地域における青少年の健全育成活動や学校教育活動に大きく貢献しているＰＴＡの活動を支援します。

また、ＰＴＡ連合会と連携・協働した研修会や講演会を開催するほか、教育委員会との懇談会を開催し、意見交換を通じて、相互の連携を強化し、地域における子どもたちの健全育成環境の充実に努めます。

③ 青年期の学びの場の創出

継続的に生涯学習を行えるよう、青年期を対象に、地域活動の機会を提供し、地域での学びの場を創出します。

区内の大学等と連携し、大学生等の若者が、生涯学習施設で実施する活動成果の発表会（フェスティばるーん）や講座等へ参加するなど、地域の様々な人と交流する場を提供し、仲間とともに自ら学ぶ活動を支援します。

施策（３）子どものときから主体的・持続的に学べる機会の提供

子どもが、学ぶ楽しさや知る喜びを実感し、自ら学ぶ姿勢を育むことができるよう、多様な体験活動や学習機会を提供します。学校教育だけでは得られない体験や交流を通じて、主体性や豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって学び続ける力の基礎を育む機会の充実を図ります。

① 子どもセミナー事業の実施

区立小学校に通う児童が、体験学習を通し、自分たちの住む「まち」について考え、知識を深めるため、小学校ＰＴＡ連合会との共催で、「子どもセミナー事業（われら区役所たんけん隊）」を実施します。



子どもセミナー事業「われら区役所たんけん隊」

② 区立小・中学校体験（自然、交流）事業の支援

青少年の健全育成と社会性の向上を図るため、区立小・中学校と連携し、小・中学生の体験（自然、交流）事業を行っている各学校のＰＴＡ及びＰＴＡ連合会に対し、その交通費等の全額又は一部を補助します。

③ 生涯学習施設における子どもの学びの場の提供

生涯学習施設において、子どもや親子を対象とした講座の実施に加え、子どもが学びや交流ができる場づくりを進めることで、子どもの主体的・継続的な学びを支援します。また、講座への参加を通じて、生涯学習施設が、子どもにとって身近で、気軽に学べる場所となることで、子どものときから生涯にわたって学び続けられる場の提供を図ります。

④ 子ども向け麻雀体験会の実施

拡充

麻雀を通じて楽しみながら、論理的思考力、集中力、コミュニケーション力、数的感覚などを学ぶきっかけを提供するため、小・中学生を対象とした「子ども向け麻雀体験会」を実施するとともに、継続的な学びの機会の充実を図ります。



子ども向け麻雀体験会の様子

基本目標２　生涯学習施設の充実と多様な主体との連携による学びの機会を提供します

区民の多様化する学習ニーズに対応するためには、学びの機会を充実させるだけでなく、必要な情報を適切に届け、身近な場所で学びを支える環境を整えることが重要です。また、行政だけでなく、地域団体や企業、大学など多様な主体と連携し、それぞれの強みを生かした学びの機会を創出することが求められています。

生涯学習情報の発信や相談機能の充実を図るとともに、多様な主体との連携を推進し、生涯学習施設を「身近な学びの場」として活用できる環境づくりを進めます。

施策（１）生涯学習情報や区の取組の積極的な発信と相談機能の充実

区民が必要な学習情報を必要な時に得られるよう、多様な媒体を活用した情報発信を充実するとともに、一人ひとりの学習ニーズに応じた相談体制を整えます。また、リカレント教育やリスキリングなど、社会の変化に対応した学習情報の提供を進め、自発的な学びを支援します。

① 生涯学習情報の発信の強化　拡充

生涯学習情報を必要とする人が、それぞれに適した方法で生涯学習情報を入手できるよう、区及び生涯学習施設のホームページ、ＸやＩｎｓｔａｇｒａｍ等のＳＮＳ、施設内のデジタルサイネージ※等を活用し、積極的に発信します。さらに、社会教育関係団体等が継続的に活動できるよう、活動内容の周知や会員確保に向けた情報発信を支援するとともに、デジタル技術の活用促進など、団体活動の活性化に向けた取組を推進します。

② 生涯学習施設の相談機能の充実　重点

生涯学習施設において、社会教育士※等の専門的知識を有する人材の配置・活用を進めるなど、学習相談体制の強化を図ります。また、利用者の学習ニーズに応じた相談や情報提供を行うとともに、社会教育関係団体や地域活動とのつながりづくりに向けた助言・支援の充実に取り組みます。

③ リカレント教育･リスキリング情報の提供　新規

区民の生涯にわたる学びを支援するため、リカレント教育・リスキリングに関する講座や研修、資格取得等の学習機会に関する情報を収集し、提供します。

※デジタルサイネージ：ディスプレイなどの電子表示装置を使い、施設や公共空間などで情報を発信する仕組み。
※社会教育士：社会教育主事講習や大学等の養成課程で学んだ専門的な知識・技能を生かし、地域の学習活動を支援するとともに、人づくりや地域づくりに携わることが期待される人材。

コラム

リカレント教育・リスキリングとは？



近年、「リカレント教育」や「リスキリング」という言葉を耳にする機会が増えています。どちらも大人になってから学び続けることに関係していますが、少し意味が異なります。

リカレント教育（Recurrent Education）

学校を卒業した後も、仕事や子育てなどと両立しながら、人生をとおして学び続けることやその社会システムのことです。職務上必要な知識や技能の習得に加え、教養や文化、芸術、スポーツなど、幅広い学びが含まれます。

リスキリング（Reskilling）

仕事の変化やデジタル化などに対応するため、新たな知識やスキルを身につけることです。特に、働くために必要な能力を学び直すことを指します。

リカレント教育は人生を通じて学び続けることやその社会システム、リスキリングは仕事に必要な新しい知識やスキルを身につけることが大きな違いです。

生涯学習は、このような学びを支え、一人ひとりが変化する社会の中で、自分らしく学び、働き、活躍し続けられるよう後押しします。

施策（２）多様な主体との連携・交流による生涯学習事業の推進

地域団体や企業、教育機関など、多様な主体との連携・協働を推進し、それぞれの専門性や地域資源を生かした学びの機会を創出します。また、交流や体験活動を通じて地域とのつながりを深めるとともに、青少年の健全な成長を支える取組を推進します。

① 地域団体や企業等との連携による学びの場の提供

地域団体や企業、教育機関等、多様な主体との連携・協働を推進し、専門的な知識や技能、人材等を活用した講座や体験活動を実施することで、区民の多様な学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。

② 青少年の健全育成のための支援

青少年教育の振興を図るため、地域人材を青少年委員として委嘱し、青少年の余暇活動の充実や地域活動の推進、青少年団体の育成支援等を行います。青少年委員は、地域における青少年指導者・育成者として、教育委員会や学校、地域の関係機関と連携を図りながら、「平和青年団派遣」や「二十歳（はたち）のつどい」、区民まつり等の地域活動をとおして、青少年の健全育成をめざし活動します。

③ 多世代交流麻雀大会の開催

子どもの集中力や判断力の向上、高齢者の認知機能維持などで注目が集まっている麻雀を通じて、区民の多世代交流を図るため、小学生から高齢者までを対象とした麻雀大会を実施します。

施策（３）身近な学びの場としての生涯学習施設の活用

生涯学習施設が、区民にとって身近で利用しやすい学びの拠点となるよう、施設の特性を生かした多様な学習機会を提供するとともに、誰もが安心して快適に利用できる学習環境の充実を図ります。また、人が集い、交流し、新たな学びへとつながる地域の学びの拠点としての機能を高めます。

① 生涯学習施設における学びの機会の提供

生涯学習施設は、区民の生涯学習活動の拠点として、生涯にわたる学習活動を総合的に支援する施設です。年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが参加できる様々な生涯学習講座やイベントを実施します。

また、生涯学習情報の発信･提供のほか、区民の生涯学習活動に関する相談に対応します。

② 生涯学習施設の学習環境の充実

年齢や体力、障害の有無等にかかわらず、誰もが生涯にわたって楽しむことができる生涯スポーツの活動機会の充実をはじめ、多様化する学習ニーズや利用者のライフスタイルの変化に対応した環境づくりを進めます。また、利用者同士の世代を超えた交流を促進する場の充実を図り、新たな学びや地域活動につながる生涯学習活動の拠点としての機能向上を図ります。



生涯学習センター



青山生涯学習館

生涯学習センター

青山生涯学習館

基本目標３　学びの成果を生かす取組を支援します

生涯学習の成果は、一人ひとりの自己実現にとどまらず、地域活動や学校支援、ボランティアなどを通じて地域社会に還元されることで、さらなる学びや新たなつながりを生み出します。

区民が学びを生かして活躍できる場を充実させるとともに、多様な主体との連携による地域づくりを推進します。また、地域団体や社会教育関係団体、ＮＰＯ、企業、大学等による主体的な学習活動や学びの場づくりを支え、「学びと活動の循環」が生まれる仕組みづくりを進めます。

施策（１）多様な主体との連携による地域学校協働活動の充実と活用の促進

学校・家庭・地域・企業・関係団体など多様な主体が連携・協働し、それぞれの知識や経験、地域資源を生かした地域学校協働活動を推進します。また、地域人材による出前授業や職場体験など、子どもたちの豊かな学びを支える取組を充実させ、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを進めます。

① 地域学校協働活動の推進　重点

様々な知識や経験を有する地域の人材（地域ボランティア）と区立幼稚園、小・中学校が連携・協働し、地域の実情に応じた活動をとおして、地域と学校が一体となって子どもたちの学びや成長を支える基盤を整備します。

学校のニーズに沿ったきめ細かな支援が行えるよう、各学校に配置した地域コーディネーターが地域ボランティアの登録や活動への参画を促進し、教職員の支援と地域と学校のさらなる連携強化を図ります。

学校運営協議会と連携を図りながら、地域と学校が目標を共有し、次代を担う子どもたちの育成と学校を核とした地域づくりを推進します。

② 出前授業や職場体験場所の充実

学校と地域をつなぐ連絡・調整役である地域コーディネーターが、総合的な学習の時間等における外部講師の派遣依頼（出前授業）に対応する企業及びＮＰＯ等や、職場体験の受入れに協力を得られる事業所を開拓するとともに、情報を学校等に提供し、子どもたちの豊かな学びを支えます。

施策（２）学びと活動の循環を促す地域人材の発掘・育成・活用

学びを通じて培った知識や経験、技能を地域で生かすことができるよう、地域人材の発掘・育成・活用を推進します。また、生涯学習講座や地域イベント、社会教育関係団体との連携などを通じて、学ぶ人と教える人、活動する人が互いにつながり、学びの成果を地域や次世代に伝え、継承するとともに、新たな学びへとつながる「学びと活動の循環」の創出を図ります。

① 生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実

拡充

知識や技能を身につけた区民等が教えたい講座を区に登録し、学びたい区民団体等の依頼に応じて無料で講座を実施します。多様な学習機会を提供するため、利用者が気軽に講座を受講できる環境の充実を図り、参集形式に加え、登録講座のオンライン配信にも取り組みます。また、事業の紹介動画をＹｏｕＴｕｂｅやホームページ等で配信することに加え、生涯学習センターの生涯学習相談において、「教えたい人」と「学びたい人」をつなぐことで、登録講座の利用促進にも取り組みます。さらに、区有施設や地域団体等と連携し、登録講師による体験講座や講座紹介の機会を充実させることで、地域人材の活躍の場の拡大と新たな学びのきっかけづくりを推進します。

生涯学習講座提供事業「まなび屋」

② フェスティばるーんの開催

生涯学習施設を利用する団体が舞台発表、活動体験、展示発表等を行い、学習活動の成果を発表する場として「フェスティばるーん」を開催します。

フェスティばるーんでは、団体同士の相互交流・親睦を図り、学びの成果を地域に還元できるよう、地域との関係をより一層強化します。



フェスティばるーん

③ 社会教育関係団体との連携

多様な知識や技術を有する社会教育関係団体の協力を得て、気軽に参加できる書道や生け花、工芸等の体験講座を開催することにより、区民の学びの成果を積極的に発信し、活躍できる場を提供します。

講座では、社会教育関係団体が講師となり、団体の学びを発表する場とするとともに、参加者へ活動を紹介し、社会教育関係団体の活性化を図ります。

④ 学びの循環事業「まなマルシェ」の実施

学びをとおして地域や世代を超えたつながりを育むため、学びの成果を生かしたい人や社会参加をめざす人々が集い、自主的・主体的に講座や事業を企画・運営する「まなマルシェ」を実施します。

講座や事業等の企画や自主運営方法等の学習・実践の場を提供するとともに、子どもから高齢者まで世代を問わず興味があるテーマの講座とすることで、幅広いあらゆる年代の人々と話し合う機会を提供します。

参加者が学びを深め、得た知識や技能を地域活動等に生かすことで、地域社会の担い手として活躍し、学びの循環を生み出します。

⑤ さくらだ学校の運営

生涯を通じていきいきと暮らしていける社会を実現するため、高齢者等が講座を企画、立案及び運営し、仲間づくりや自らの意思で学べる機会を提供します。

講座を開講するに当たり、在住及び在勤者から企画運営委員を募集し、生涯学習センターと連携し、企画の立案や講座運営を行います。

⑥ 語り部活動の育成・支援

港区の歴史や戦争体験、専門的な知識・技能・経験を有する「語り部」を育成するため、学習会を開催します。

また、学習の成果を生かす機会として、港区平和青年団学習会への派遣や、生涯学習施設における昔遊びの講座への参加など、生活の知恵や地域史等の地域文化を区民に伝承する活動を支援します。

コラム

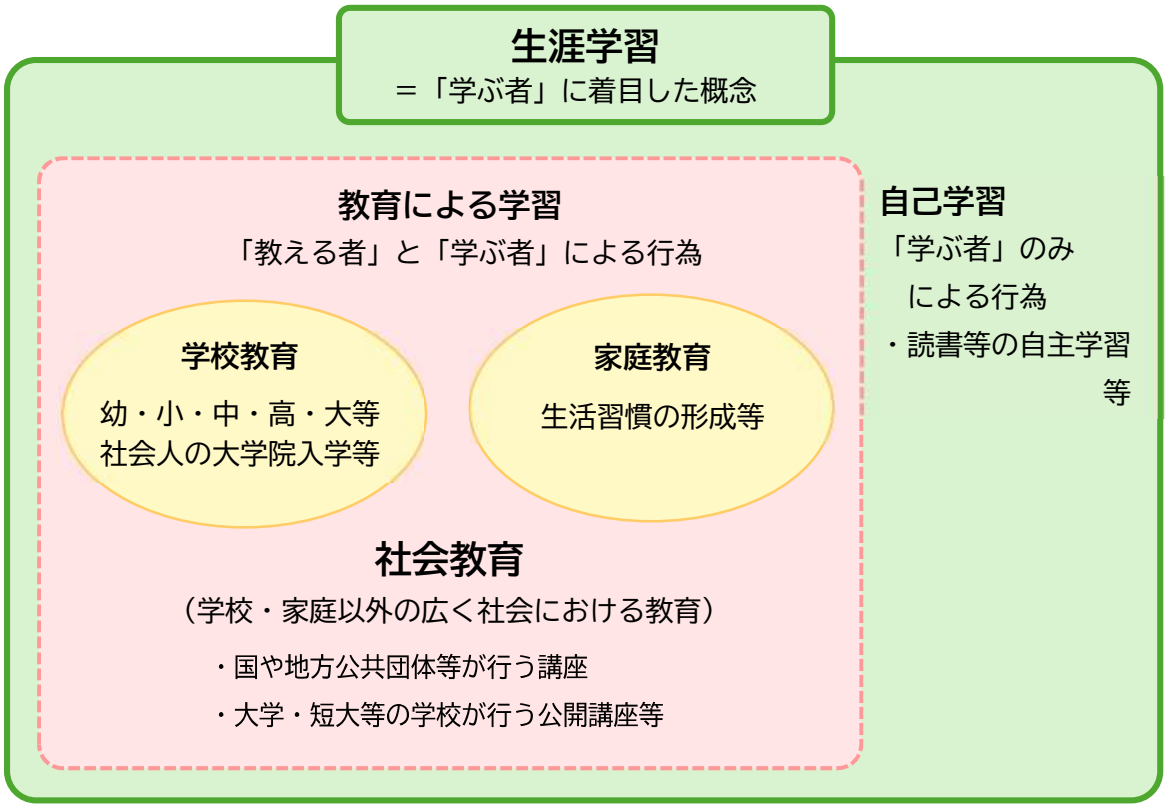
社会教育と生涯学習とは

「社会教育」と「生涯学習」は、混同して使用されることがありますが、意味には違いがあります。

社会教育とは、学校教育以外の場で行われる教育活動のことです。公民館や図書館での講座、地域での学習活動や体験活動、ボランティア活動など、行政や地域団体をはじめ、様々な主体が提供・支援する学びの場や学習活動を指します。

一方、生涯学習とは、子どもから高齢者まで、一生を通じて行う全ての学びのことです。学校での学習だけでなく、仕事や趣味、スポーツ、文化活動、地域活動など、日常生活の中での様々な学びが含まれます。

社会教育：生涯学習を支える社会における教育活動及びその環境整備
生涯学習：人生を通じて行う全ての学び



推進計画では、社会教育をはじめ、学校・家庭・地域・企業など様々な場での学びを支え、つなぐことで、誰もが学び続け、その成果を地域や社会で生かせる環境づくりをめざしています。

第３章　スポーツ分野

１　めざすべき姿

子どもから高齢者まで、年齢や国籍、障害の有無にかかわらず、港区に関わる誰もが一緒に、身近な場所で、スポーツに親しみ、楽しみながら、生涯を通じてスポーツに取り組むことができる環境づくりをめざし、量だけでなく質も意識したスポーツ活動の機会の拡充やスポーツ施設の整備を推進します。

また、スポーツを「する」だけでなく、「みる」「ささえる」「応援する」、スポーツを通じて「つながる」など、多様な形でスポーツに関わることができる社会をめざすとともに、ライフステージや個々の状況に応じて様々な関わり方でスポーツに親しめるよう取り組みます。

さらに、スポーツを通じた世代間交流や地域コミュニティの活性化を促進し、人と人との交流や地域への愛着を育むことで、誰もが地域との結びつきや豊かさを実感できる環境づくりを進めるとともに、社会環境の変化を踏まえ、スポーツを通じて誰もが健康や生きがい、つながりを実感し、ウェルビーイング※の向上につながるスポーツ環境の充実をめざします。

あわせて、企業や大学の集積、大使館が数多く立地する国際性豊かな地域特性、豊富な歴史・文化資源や観光資源、進展する先端技術を生かし、スポーツを通じた交流やにぎわいの創出、地域の活性化を図ることで、スポーツ文化都市として地域の魅力と暮らしの質の向上をめざします。

誰もが生涯を通じてスポーツを楽しみ
スポーツで元気になる環境づくりを推進する

※ウェルビーイング：ＷＨＯにおいて、健康の定義として、肉体的・精神的・社会的に「いきいきとした状態」が続いていくこととされている。

2　現状と課題

（１）誰もが気軽に楽しみ継続できるスポーツ活動の推進

誰もが気軽に楽しみ継続できるスポーツの機会として、地域のスポーツ推進委員が中心となり「地域スポーツ教室」を運営しています。また、地域が自主的に運営する総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）※では国内ではまだ競技人口の少ない種目を含めた多様な種目の体験機会を提供しています。

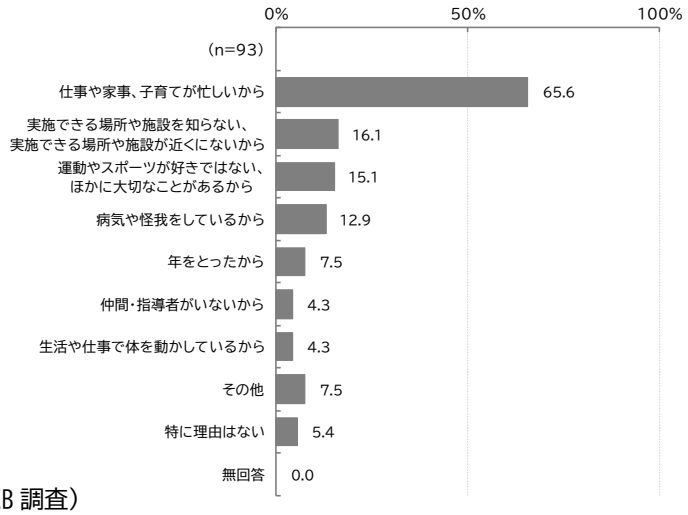
障害者スポーツの理解・普及促進を図るための取組として日本障がい者サッカー連盟と連携して、体験会や教育プログラムを展開しています。

① 区民の週１回以上のスポーツ実施率

区民の週 1 回以上のスポーツ実施率は 62.4%となっています。

② 運動やスポーツを行わない理由

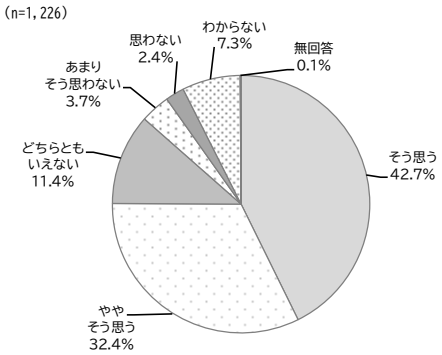
「仕事や家事、子育てが忙しいから」（65.6%）が最も高く、次いで「実施できる場所や施設を知らない、実施できる場所や施設が近くにないから」（16.1%）となっています。



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

③ スポーツへの参加や観戦、ボランティアなどでスポーツに関わることと生活の質やウェルビーイング（幸福度）との関係

「肯定的評価」（「そう思う」と「ややそう思う」との合計）が 75.1%、「否定的評価」（「あまりそう思わない」と「思わない」との合計）が 6.1%となっています。



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

※総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）：「多種目」、「多世代」、「多様な技術や技能」に合わせて継続的にスポーツを楽しむことができる自主運営のスポーツクラブで、区立の学校を拠点とし、様々な種目が自分のペースで楽しめる。

④ 現在の状況及び今後の意向

全体では「定期的に運動・スポーツをしており、６か月以上継続している」（49.4%）が最も高く、次いで「不定期ではあるが、実施している」（23.3%）となっています。

男性女性ともに「定期的に運動・スポーツをしており、６か月以上継続している」人の割合は、年代が下がるにつれて低下する傾向が見られます。

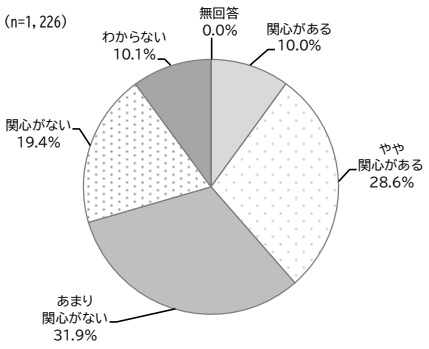
「運動やスポーツはしていないが、６か月以内に始めようと思っている」は男性の 30 歳代と女性の 40～50 歳代で 10%を上回っています。

上段:度数 下段:%		問27　あなたの運動やスポーツに関する現在の状況及び今後の意向についてお答えください。（１つ選択）								
		合計	定期的に運動・スポーツをしており、６か月以上継続している	定期的に運動・スポーツをしているが、はじめてから６か月以内である	定期的ではないが、ある特定の時期に継続して実施している	不定期ではあるが、実施している	運動やスポーツはしていないが、６か月以内に始めようと思っている	運動やスポーツはしておらず、今後もするつもりはない	その他	無回答
全体		1226 100.0	606 49.4	60 4.9	97 7.9	286 23.3	97 7.9	60 4.9	20 1.6	－
男性	18～29歳	37 100.0	17 45.9	3 8.1	7 18.9	8 21.6	－ －	1 2.7	1 2.7	－
	30～39歳	64 100.0	33 51.6	5 7.8	7 10.9	9 14.1	8 12.5	2 3.1	－ －	－
	40～49歳	184 100.0	108 58.7	10 5.4	13 7.1	34 18.5	13 7.1	6 3.3	－ －	－
	50～59歳	168 100.0	96 57.1	3 1.8	17 10.1	36 21.4	7 4.2	6 3.6	3 1.8	－
	60～69歳	67 100.0	40 59.7	1 1.5	6 9.0	14 20.9	2 3.0	3 4.5	1 1.5	－
	70歳以上	24 100.0	14 58.3	1 4.2	1 4.2	5 20.8	2 8.3	1 4.2	－ －	－
女性	18～29歳	59 100.0	18 30.5	5 8.5	6 10.2	21 35.6	3 5.1	3 5.1	3 5.1	－
	30～39歳	99 100.0	34 34.3	9 9.1	7 7.1	31 31.3	9 9.1	7 7.1	2 2.0	－
	40～49歳	180 100.0	77 42.8	8 4.4	8 4.4	49 27.2	20 11.1	14 7.8	4 2.2	－
	50～59歳	184 100.0	89 48.4	6 3.3	16 8.7	42 22.8	23 12.5	5 2.7	3 1.6	－
	60～69歳	73 100.0	32 43.8	7 9.6	5 6.8	20 27.4	5 6.8	3 4.1	1 1.4	－
	70歳以上	64 100.0	34 53.1	2 3.1	3 4.7	12 18.8	3 4.7	8 12.5	2 3.1	－

出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

⑤ 障害者スポーツ【パラスポーツ】への関心

「肯定的評価」（「関心がある」と「やや関心がある」との合計）が 38.6%、「否定的評価」（「あまり関心がない」と「関心がない」との合計）が 51.3%となっています。



出典:港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査(WEB 調査)

年齢、ライフスタイル、障害の有無等にかかわらず、誰もがそれぞれの状況に応じて気軽にスポーツに参加するきっかけづくりを進めるとともに、スポーツへの参加を妨げる時間的・空間的・心理的な障壁の軽減を図り、継続して取り組める環境や機会の充実が求められています。

障害のある人も、外国人、高齢者、子育て世代なども含めた多様な人々が、スポーツを通じて交流し、健康や生きがいを感じられる環境づくりが求められています。

デジタル技術や新しいスポーツの形を取り入れながら、区民のスポーツ参画を広げ、スポーツを通じたウェルビーイングの向上につなげていく必要があります。

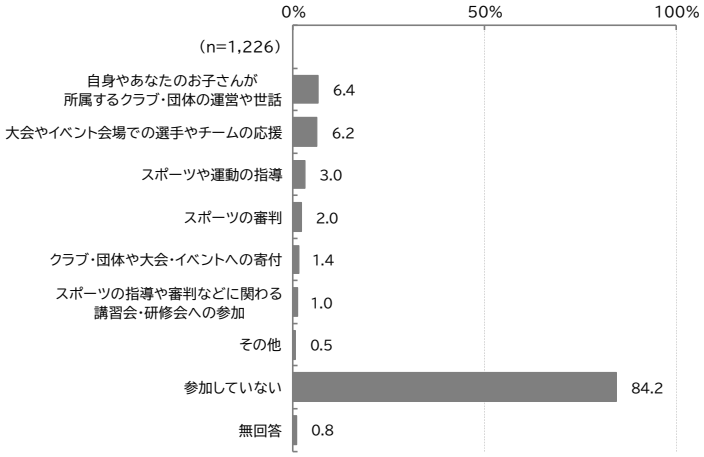
（２）スポーツ活動を支援する担い手の育成と多様な主体との連携

区民のスポーツ活動を支える指導者やボランティアの育成・確保に向けた取組のほか、総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）の運営支援や地域スポーツ団体の活動支援を行っています。また、大規模スポーツ大会を契機として機運醸成を図るとともに、スポーツ推進委員や地域スポーツ団体、学校、企業等の多様な主体との連携を図りながら、区民等のスポーツへの参画を促しています。

① スポーツに関するボランティアや支援活動への参加

直近１年間でスポーツに関するボランティアや支援活動に「参加した」人は15.0%となっています。

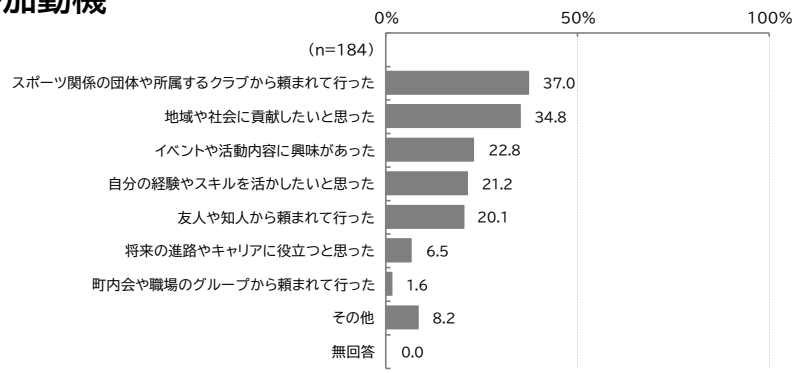
参加した内容は「自身や子どもの所属クラブ・団体の運営や世話」(6.4%)が最も高く、次いで「大会やイベント会場での選手やチームの応援」(6.2%)となっています。



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

② ボランティアや支援活動への参加動機

「スポーツ関係の団体や所属するクラブから頼まれて行った」（37.0%）が最も高く、次いで「地域や社会に貢献したいと思った」（34.8%）となっています。



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

スポーツを支える指導者、ボランティア、団体等の担い手の確保・育成や、区民、地域スポーツ団体、学校、企業など、多様な主体との連携の強化やネットワークの構築が必要です。

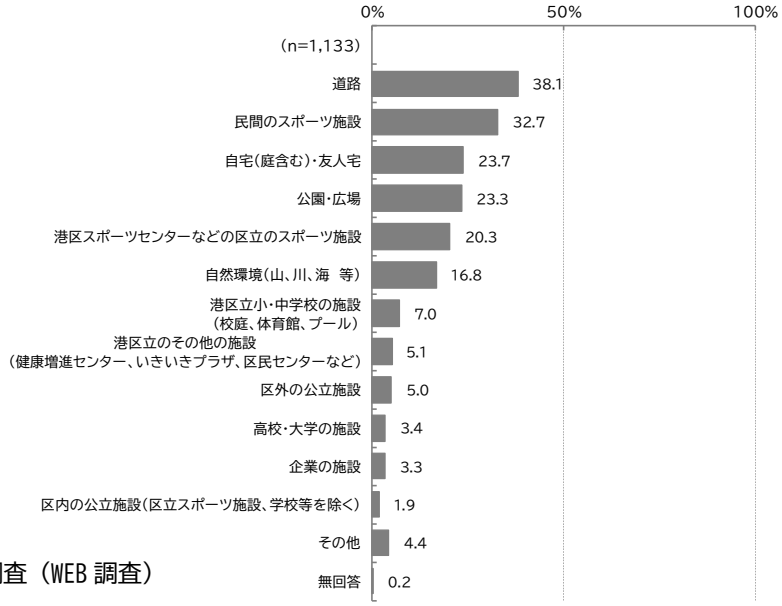
（３）誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくり

スポーツ施設だけでなく、学校の校庭や体育館、屋内プールの効果的な活用により、区民の運動・スポーツの場の確保に取り組んでいます。

また、多様なスポーツ参画の場やスポーツを通じてつながる機会を充実するために、広報みなとや区ホームページ、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用するとともに、誰もが必要な情報を取得できるようアクセシビリティに配慮した情報発信を推進しています。

① 運動やスポーツの実施場所

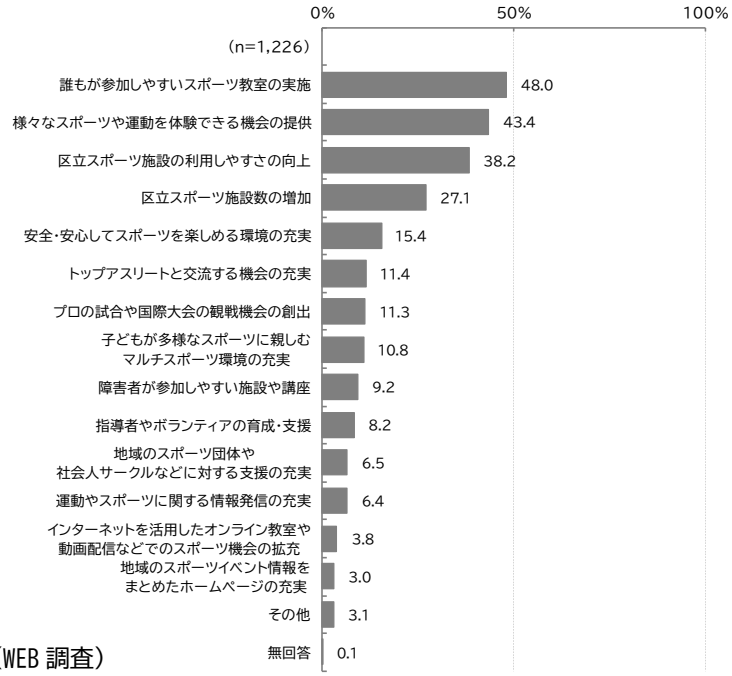
普段、主に運動やスポーツを行っている場所は、「道路」（38.1%）が最も高く、次いで「民間のスポーツ施設」（32.7%）となっています。



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

② 推進してほしいと思う区の取組

「誰もが参加しやすいスポーツ教室の実施」（48.0%）が最も高く、次いで「様々なスポーツや運動を体験できる機会の提供」（43.4%）、「区立スポーツ施設の利用しやすさの向上」（38.2%）、「区立スポーツ施設数の増加」（27.1%）となっています。



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（WEB 調査）

区立スポーツ施設の整備・維持管理、学校施設や民間スポーツ施設等の活用、情報提供の充実など、スポーツにアクセスしやすい環境づくりが重要です。

3　施策の全体像

誰もが生涯を通じてスポーツを楽しみ
スポーツで元気になる環境づくりを推進する

基本目標１　誰もが気軽に楽しみ継続できるスポーツ活動を推進します

（１）スポーツ活動に親しむきっかけづくり
（２）ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進
（３）スポーツ観戦機会の創出
（４）先端的なデジタル技術を活用したスポーツ活動の推進
（５）健康づくりにつながるスポーツ活動の推進

基本目標２　スポーツ活動を支援する担い手の育成と多様な主体との連携を図ります

（１）スポーツボランティアの育成と活用
（２）スポーツ指導者の確保と活用
（３）地域スポーツ団体等の活動支援と連携の推進
（４） 大規模スポーツ大会に向けた東京都や関係機関との連携の推進

基本目標３　スポーツに身近に親しめる環境づくりを推進します

（１）区立スポーツ施設等の計画的な整備と充実
（２）学校施設の活用の推進
（３）民間施設等・区外スポーツ施設の活用の推進
（４） 多様なスポーツ参画の場やスポーツを通じてつながる機会の充実
（５）スポーツ情報の提供

4　目標・施策・取組の展開（具体的な取組等）

めざすべき姿を実現するための施策展開の方向性として、３つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

新規・・・新たに取り組むもの
拡充・・・内容を充実するもの
重点・・・取組目標と成果指標を明示し、年次計画を設け重点的に取り組むべきもの

基本目標１　誰もが気軽に楽しみ継続できるスポーツ活動を推進します

施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１） スポーツ活動に親しむきっかけづくり	① 地域スポーツ教室の開催		89
	② みなと区民スポーツ・体育祭の開催		89
	③ ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンの開催		90
	④ 大規模スポーツ大会を契機とした気運醸成		91
（２）ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進 【子どものスポーツ活動】	① スポーツ体験機会の充実		92
	② 子どもの体力向上の取組		92
	③ 部活動の地域展開に伴うスポーツへの参加促進		92
【子育て・働き盛り世代のスポーツ活動】	④ 子育て世代のスポーツ活動への参加促進	拡充	93
	⑤ 働き盛り世代のスポーツ活動への参加促進	拡充 重点	93
【高齢者のスポーツ活動】	⑥ 高齢者向けスポーツ教室等の実施		94
【障害者のスポーツ活動】	⑦ 障害者のスポーツ参加の機会の充実		95
	⑧ パラスポーツ指導員の配置		95
	⑨ スポーツ活動の場の確保		95
	⑩ 障がい者サッカーチャレンジひろば		95
【障害者スポーツの環境】	⑪ 障害者スポーツの環境の向上		97
	⑫ 障害者スポーツの交流・体験会の実施		97
	⑬ 教育プログラムの実施		97
	⑭ 障がい者サッカーレガシーマッチ		97
（３） スポーツ観戦機会の創出	① 「みる」スポーツの機会創出	拡充	98
	② スポーツ大会・試合・催し物の誘致		98
（４） 先端的なデジタル技術を活用したスポーツ活動の推進	① 先端的なデジタル技術を活用した新たなスポーツの楽しみ方の創出		99
（５） 健康づくりにつながるスポーツ活動の推進	① 介護予防総合センター等と連携した介護予防や健康増進のための取組の実施		99

基本目標２　スポーツ活動を支援する担い手の育成と多様な主体との連携を図ります			
施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）スポーツボランティアの育成と活用	① ハーフマラソンのチャリティ募金を活用したパラスポーツメイト養成講座の支援		101
	② ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業の実施	重点	101
（２） スポーツ指導者の確保と活用	① 定期練習会の開催		102
	② 指導員を配置した個人利用向け開放の実施		102
	③ スポーツ指導者の育成と資質向上		102
（３） 地域スポーツ団体等の活動支援と連携の推進	① 総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）への支援		103
	② スポーツ推進委員協議会の活動支援		104
	③ （一財）港区体育協会への支援・連携		104
	④ 社会体育団体への支援		104
	⑤ （公財）港区スポーツふれあい文化健康財団との連携		104
	⑥ 競技団体との連携		104
	⑦ 区民大会等の開催		105
	⑧ 企業との連携によるスポーツ推進		105
（４） 大規模スポーツ大会に向けた東京都や関係機関との連携の推進	① 大規模スポーツ大会に向けた東京都や関係機関との連携強化	新規 拡充	106

基本目標３　スポーツに身近に親しめる環境づくりを推進します			
施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）区立スポーツ施設等の計画的な整備と充実	① 区立スポーツ施設等の充実		107
	② スポーツ施設の計画的な維持管理	拡充	107
	③ （仮称）北青山三丁目地区スポーツ施設の整備		108
	④ 元麻布三丁目複合施設における弓道場等の整備		108
（２） 学校施設の活用の推進	① 校庭・体育館等の開放		109
	② 学校屋内プールの開放		109
	③ みんなとジョイスポ事業の実施	拡充	109
（３） 民間施設等・区外スポーツ施設の活用の推進	① 民間施設等のスポーツ施設の活用	拡充	110
	② 区外における運動施設の活用		110
（４） 多様なスポーツ参画の場やスポーツを通じてつながる機会の充実	① トップアスリートとの交流や体験会イベント等の実施	拡充 重点	111
	② スポーツを通じた国際交流の推進		111
	③ スポーツイベント支援による地域交流の促進		111
	④ 全国大会等出場の支援		111
	⑤ 立地特性や観光資源を生かしたスポーツ推進		111
	⑥ 水辺でのスポーツに関する活動との連携	新規	112
	⑦ 地域スポーツにおける多文化共生の推進	新規 拡充	112
	⑧ 応援することによるスポーツ参画の推進		112
（５） スポーツ情報の提供	① 積極的なスポーツ情報の提供		113
	② スポーツ施設等の利用に関する情報の提供		113
	③ スポーツの安全に関する情報提供		113

■分野の数値目標

計画では、めざすべき姿の実現に向けて、スポーツへの多様な関わり方である「する」「みる」「ささえる」の３つの観点から数値目標を設定し、区民のスポーツ参画の状況や施策の成果を把握・検証します。

指標	前回（令和4年度）	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
週１日以上スポーツを実施している区民（成人）の割合	59.7%	62.4%	75.0%
１年間にスポーツを観戦した区民（成人）の割合 （会場、パブリックビューイング、テレビ、インターネット等）	73.9%	62.5%	80.0%
◆上記のうち、会場で直接観戦した区民（成人）の割合 （競技会場での大会観戦、区内のスポーツ施設や学校でのトップチーム・アスリートの試合・練習観戦等）	26.0%	54.8%	70.0%
１年間にスポーツを支援する活動を実施した区民（成人）の割合 （大会やイベント会場での運営ボランティア、特定の選手やチームの支援、審判及び指導、自身や家族が所属する団体の運営・支援、団体や大会等への寄付等）	9.7%	18.7%	20.0%

※在住者を対象としたアンケート調査結果をもとに算出（WEB 調査＋モニター調査）

■評価指標

【分野の数値目標、重点取組の取組目標・成果指標等】			現状	４年間			
			令和８年度末（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
基本目標１	取組指標	働き盛り世代が参加しやすいスポーツプログラムの開催数	240 回	245 回	245 回	250 回	250 回
	成果指標	働き盛り世代が参加しやすいスポーツプログラムの参加者数	3,200 人	3,250 人	3,300 人	3,350 人	3,400 人
基本目標２	取組指標	ポート・スポーツ・サポーターズクラブ実践活動実施数	17 回	19 回	19 回	19 回	19 回
	成果指標	ポート・スポーツ・サポーターズクラブ会員登録者数	100 人	104 人	108 人	112 人	116 人
基本目標３	取組指標	トップアスリートとの交流や体験会イベント等の開催数	4 回	5 回	5 回	5 回	5 回
	成果指標	トップアスリートとの交流や体験会イベント等の参加者数	240 人	270 人	290 人	320 人	350 人

基本目標１　誰もが気軽に楽しみ継続できるスポーツ活動を推進します

区民一人ひとりが、興味や関心、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰とでも、年齢や国籍、障害の有無にかかわらず、身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる機会を創出するとともに、継続的な活動につながる取組を推進します。

また、子どもから高齢者まで幅広い年代を対象に、これまでスポーツとの接点が少なかった人も含めて、スポーツに親しむ機会の充実を図ることで、健康や生きがいづくり、ウェルビーイングの向上につながる取組を推進します。

さらに、多様な人々がスポーツを通じて交流し、それぞれの違いや個性を認め合いながらつながることで、地域の活力や魅力の向上につなげます。

施策（１）スポーツ活動に親しむきっかけづくり

スポーツには多様な種目や楽しみ方があります。子どもから高齢者まで、生涯を通じて誰もが気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出を図ります。

①　地域スポーツ教室の開催

地域の人々が様々なスポーツに親しむ機会を提供するために、中学校区ごとに学校施設などを拠点として、スポーツ推進委員を中心に、地域スポーツ教室を開催します。子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、多様な人々が気軽に参加できる教室を実施します。



地域スポーツ教室（ランニング）

②　みなと区民スポーツ・体育祭の開催

「みなと区民スポーツ・体育祭」では、区民のスポーツ活動の推進とスポーツに親しむ機会の提供を目的として、誰もが気軽にスポーツを体験できる機会を提供する「スポーツまつり」と（一財）港区体育協会加盟団体による競技大会の「体育祭大会」を開催します。



みなと区民スポーツ・体育祭

コラム

区民が気軽にスポーツに親しめる機会の充実

○港区スポーツセンターや麻布運動場等において、年間を通じて水泳やテニス、バドミントンなど、多様なスポーツ教室や体験会を実施し、区民が気軽にスポーツに親しめる機会の充実を図っています。

○スポーツ推進委員を中心に実施する「地域スポーツ教室」や総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）において、年間を通じてモルックやボッチャなど幅広い世代が参加できるスポーツの体験機会を提供しています。

地域スポーツ教室

③ ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンの開催

子どもから高齢者まで、国籍、障害の有無にかかわらず、多くの区民が参画できるスポーツを通じた地域共生社会の実現をめざし、ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンを開催します。都心を駆け抜け東京タワーのフィニッシュとする「ハーフマラソン」のほか、中学生、高校生対象の「ユースラン」、誰もが気軽に参加できる約 800mの「ファンラン」を実施します。

開催に当たっては、区内企業や様々な関係団体等と連携するとともに、区民等のボランティア参画を促進し、地域ぐるみで世界に誇れる大会として創り上げ、育てていくことで、コミュニティの活性化と港区への愛着と誇りの醸成につなげます。

コラム

ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン

毎年開催している「ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン」においては、競技参加だけでなく、ボランティアや沿道応援など多様なスポーツ参画の機会を創出しています。令和７（2025）年度大会から世界陸上連盟のワールドランキングコンペティション（WRk）対象競技会となるとともに、令和６（2024）年度に、テストイベントとして実施した中高生を対象としたユースランを正式種目とするなど、世代を超えて楽しめる国際的な大会へと進化しています。







ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン大会公式サイト

④　大規模スポーツ大会を契機とした気運醸成

第 39 回全国健康福祉祭東京大会（ねんりんピック Chōju 東京 2028）などの大規模スポーツ大会を契機として、競技体験会や観戦機会、関連イベント等を実施し、スポーツへの関心や参加意欲を高めるとともに、区民がスポーツ活動に親しむきっかけづくりを推進します。

コラム

スポーツへの関心向上と気運醸成の取組

令和６（2024）年度から令和７（2025）年度にかけて、東京 2025 デフリンピック及び東京 2025 世界陸上競技選手権大会の開催に向けたＰＲイベントや競技体験会等を実施し、スポーツへの関心向上と気運醸成を図りました。また、令和８（2026）年度には、ラクロス女子世界選手権大会や第 39 回全国健康福祉祭東京大会（ねんりんピック Chōju 東京 2028）の開催に向けた気運醸成事業を実施しました。





施策（２）ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

ライフステージや生活状況等にかかわらず、誰もが気軽にスポーツに親しむきっかけづくりと、多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実を図り、継続的なスポーツへの参加を促進します。

【子どものスポーツ活動】

子どもの頃からスポーツ活動に親しむことは、体力・運動能力の向上が期待できるとともに、生涯を通じて楽しみながらスポーツに取り組もうとする意識の向上や運動習慣の定着につながります。

子どものスポーツに対する興味や関心を高めるとともに、体力・運動能力の向上や運動習慣の定着をめざし、取組の充実を図ります。

①　スポーツ体験機会の充実

（公財）日本ラグビーフットボール協会をはじめとする様々な競技団体と連携し、区立小・中学校の児童・生徒を対象としたタグラグビー教室等を実施することで、子どもがスポーツに触れる機会の充実を図ります。

②　子どもの体力向上の取組

就学前の幼児期において、身体を動かすことの楽しさを経験することは、その後も継続してスポーツに親しんでいくきっかけとなります。幼児を対象に、スイミングやフットサルなどの教室を実施し、運動習慣の形成や体力の向上を図ります。

また、学校屋内プール開放事業では、幼児から大人までを対象とした水泳教室を実施し、子どもたちをはじめ区民にとって身近な学校等において、気軽に運動ができる機会を創出します。

③　部活動の地域展開に伴う地域スポーツへの参加促進

国において学校部活動の地域展開が進められる中、学校と地域が連携して、中学生・高校生が身近な地域で継続してスポーツ活動に取り組める環境づくりが求められています。教育委員会による学校部活動改革の取組としての部活動指導員の確保の動向を踏まえながら、地域スポーツ団体等との連携により、中学生・高校生が身近な地域でスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ推進委員等が地域をつなぐコーディネーターとして関係団体との調整や参加機会の創出を担い、スポーツ活動の機会の充実と地域スポーツへの参加促進を図ります。

コラム

港区における学校部活動の地域展開に関する取組

区では、令和４（2022）年度から一部の中学校・部活動において専門人材を活用した部活動指導体制の整備を開始し、令和５（2023）年度には全区立中学校の全部活動へ拡大するとともに、拠点校を中心とした地域部活動を推進しています。専門性の高い指導の充実や教員の負担軽減を図りながら、生徒が継続してスポーツ・文化活動に親しめる環境づくりを進めています。

【子育て・働き盛り世代のスポーツ活動】

子育てや家事、仕事など、多様な生活状況にある区民が、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツに親しめる環境づくりが求められています。この世代のスポーツ活動を促進することは、区民全体のスポーツ実施率の向上につながることが期待されます。

親子でスポーツに気軽に参加できる機会の充実や、早朝・夜間・休日にも利用しやすい教室プログラムを実施するなど、多様なライフスタイルに応じたスポーツ活動への参加を促進します。

④　子育て世代のスポーツ活動への参加促進　拡充

子育て中の親が安心してスポーツに取り組めるよう、親子で楽しむことができる運動教室やスポーツ体験における親子参加型事業を実施し、子どもと保護者が気軽にスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

⑤　働き盛り世代のスポーツ活動への参加促進　拡充　重点

仕事をはじめとする多様な生活状況に応じて参加しやすく、日常的にスポーツに取り組めるよう、仕事前や仕事帰りなどに気軽に参加できる早朝・夜間の教室プログラムや、休日に参加できるスポーツ体験会を実施します。また、身近な場所で空いた時間に身体を動かせる動画配信など、多様なライフスタイルに対応した取組の充実を図ります。

【高齢者のスポーツ活動】

人生 100 年時代を迎え、高齢者が健康でいきいきと暮らし続けるためには、体力の維持・向上や日常的に身体を動かす習慣の定着が重要となっています。

高齢者一人ひとりの体力や目的に応じてスポーツ活動に参加できる機会の充実を図るとともに、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくり、人との交流につながる取組を推進します。

⑥ 高齢者向けスポーツ教室等の実施

スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくり、人と人との交流を促進するため、スポーツ推進委員と連携し、高齢者が気軽に参加できる種目を中心とした地域スポーツ教室やスポーツイベントを実施します。また、いきいきプラザと連携し、高齢者を対象にしたｅスポーツ※体験の機会創出に取り組みます。

※エレクトロニック・スポーツの略で、広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。区では、ｅスポーツのうち、身体を動かす等、スポーツ要素の高いｅスポーツを事業に取り入れている。

【障害者のスポーツ活動】

障害のある人が安心して日常的にスポーツに親しめるよう、スポーツ活動の場の確保やスポーツ教室等の実施に取り組みます。

また、多様な種目の障害者スポーツの普及・啓発を推進し、スポーツ活動に親しむ機会の充実を図ります。

⑦ 障害者のスポーツ参加の機会の充実

障害のある人がスポーツに親しみ、健康づくりや社会参加につながる機会を充実するため、障害のある人を対象としたスポーツ教室や体験会を実施します。また、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

⑧ パラスポーツ指導員の配置

障害のある人が気軽にスポーツに親しめるよう、（公財）日本パラスポーツ協会が認定する「パラスポーツ指導員」を区立スポーツ施設に順次配置していきます。

⑨ スポーツ活動の場の確保

障害のある人が気軽に日常的にスポーツを楽しむ機会を提供するため、スポーツセンターサブアリーナを定期的に開放し、「だれでもスポーツ開放事業」を実施します。障害者サッカー競技のほか、ボッチャ※や車いすバスケットボール等、障害のある人が定期的にスポーツを楽しむ場の確保と、障害のある人とない人が一緒にスポーツを楽しめる機会を提供します。

⑩ 障がい者サッカーチャレンジひろば

（一社）日本障がい者サッカー連盟と連携し、発達障害や知的障害のある子どもを対象に、専門コーチの指導のもと、サッカーを楽しみながら身体を動かす体験プログラムを実施します。一人ひとりの特性に配慮した環境の中で、運動習慣の形成やスポーツへの興味・関心を高める機会を提供します。



（一社）日本障がい者サッカー連盟と連携した取組

※ボッチャ：ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ６球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う競技。

コラム

一般社団法人日本障がい者サッカー連盟について

（一社）日本障がい者サッカー連盟（ＪＩＦＦ）は、８つの障害者サッカーの団体活動をサポートする中間支援組織です。公益財団法人日本サッカー協会（ＪＦＡ）の加盟団体で、ＪＦＡと協働し、理念に掲げている共生社会の実現と８つの障害者サッカーの団体の強化・普及を推進しています。

■８つの障害者サッカーの団体

日本アンプティサッカー協会	日本ブラインドサッカー協会	日本電動車椅子サッカー協会	日本知的障がい者サッカー連盟
日本ソーシャルフットボール協会	日本ろう者サッカー協会（デフサッカー）	日本ＣＰサッカー協会	日本ドワーフサッカー協会

■これまでの港区内での（一社）日本障がい者サッカー連盟の取組

・区内の学生、区民と障害者サッカーの団体及びＪＩＦＦの連携による事業実施（ブラインドサッカー交流試合、アンプティサッカー東日本リーグ、電動車椅子サッカー日本代表合宿等）
・障害者サッカーを活用した小・中学校向けＪＩＦＦインクルーシブ教育プログラム
・教員向け及び区内企業向けの研修プログラム
・知的障害・発達障害のある子どもを対象にした障がい者サッカーチャレンジひろば
・親善試合のほか、地域との交流を図る障がい者サッカーレガシーマッチ

【障害者スポーツの環境】

障害のある人とない人が一緒にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設のバリアフリー化を推進するほか、機材や設備の充実を図り、障害のある人が安心して利用できるアクセシビリティの向上に取り組みます。

また、障害者スポーツに触れる機会の充実を図ることで、障害者スポーツへの理解を深め、共生社会の実現につながる環境づくりを推進します。

⑪ 障害者スポーツの環境の向上

障害のある人が安心してスポーツに取り組めるよう、スポーツ施設のバリアフリー化やアクセシビリティの向上に取り組みます。また、障害のある人が身近な場所でスポーツ活動に参加できるよう、利用環境の整備や利便性の向上を図ります。

⑫ 障害者スポーツの交流・体験会の実施

（公財）港区スポーツふれあい文化健康財団が実施している「障がい者スポーツの集い」やスポーツ推進委員によるボッチャ大会など、障害のある人とない人が一緒にスポーツを楽しみ、交流する機会を提供します。

⑬ 教育プログラムの実施

（一社）日本障がい者サッカー連盟と連携し、障害者サッカー選手との対話や体験を通じて、障害への理解や多様性への気付きを深める教育プログラムを実施します。デフサッカー※やアンプティサッカー※等の様々な障害者サッカーの競技に触れる機会や選手との交流機会を通じて、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

⑭ 障がい者サッカーレガシーマッチ

スポーツセンターにおいて「障がい者サッカーレガシーマッチ」を開催し、障害者スポーツの魅力を発信するとともに、競技観戦や交流の機会を創出します。障害者スポーツへの理解や関心を高めるとともに、多様な区民の交流を促進します。

※デフサッカー：「デフ」とは英語で「deaf（聞こえない人、聞こえにくい人）」という意味で、ろう者（デフ）サッカーとは、聴覚障がい者のサッカー。
※アンプティサッカー：上肢または下肢に切断障がい等のある人のサッカー。

施策（３）スポーツ観戦機会の創出

「みる」スポーツの推進は、区民のスポーツに対する魅力の実感や関心を高めるなど、重要な意義を持ちます。また、スポーツを「みる」ことを通じて、興奮や感動などの非日常的な経験を得るとともに、仲間とその感情を共有することや、気分転換やストレス解消などの効用を得たりすることができるという魅力があります。

区民がスポーツ観戦を通じてスポーツの魅力に触れ、楽しみながらスポーツに親しむことができる機会の創出を図ります。

①　「みる」スポーツの機会創出　拡充

（公財）日本ラグビーフットボール協会による秩父宮ラグビー場や国立競技場の区民招待、サントリーホールディングス株式会社（東京サントリーサンゴリアス）による親子招待など、関係団体と連携し、区民の「みる」機会を創出します。

②　スポーツ大会・試合・催し物の誘致

トップアスリートによるスポーツ大会や試合、催し物を誘致することで、トップアスリートの競技を間近で観戦し、スポーツの興奮や感動を共有する機会を提供します。

施策（４）先端的なデジタル技術を活用したスポーツ活動の推進

ＡＲ※・ＶＲ※等のデジタル技術を活用したｅスポーツをはじめとする新たなスポーツ活動を推進し、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の創出を図ります。

また、区内企業や関係団体と連携し、デジタル技術等を活用した新たなスポーツ体験の提供を通じて、スポーツへの関心や参加の促進を図ります。

①　先端的なデジタル技術を活用した新たなスポーツの楽しみ方の創出

嘉悦大学との連携協定に基づくｅスポーツ推進の取組をはじめ、区内企業・大学・民間ｅスポーツ施設等と連携した体験機会の提供により、ＡＲ・ＶＲ等のデジタル技術を活用した新たなスポーツの楽しみ方を広げます。年齢や国籍、障害の有無にかかわらず多様な区民の参加を促進し、スポーツを通じた交流やコミュニティの活性化につなげます。

施策（５）健康づくりにつながるスポーツ活動の推進

スポーツに親しむ機会の充実を図ることで、健康づくりや介護予防につながる取組を推進します。また、楽しみながら身体を動かす習慣の定着を支援するとともに、交流や社会参加を促進し、心身の健康の維持・増進やウェルビーイングの向上を図ります。

①　介護予防総合センター等と連携した介護予防や健康増進のための取組の実施

介護予防総合センター（ラクっちゃ）において、嘉悦大学と連携し、フレイル※予防や認知機能の維持に効果が期待されるｅスポーツを活用した講座やイベントを協力して実施します。高齢者が楽しみながら参加できる活動を通じて、健康維持・増進や交流機会の創出、社会参加の促進を図ります。

※ＡＲ：Augmented Reality（拡張現実）の略で、現実世界にデジタル合成などによって作られたバーチャルの視覚情報を重ねて表示し、人間の現実認識を拡張する技術又はコンピューターによって拡張された現実環境を指す。
※ＶＲ：Virtual Reality（仮想現実）の略で、ヘッドマウントディスプレイ内に３６０度のコンテンツを表示し、その映像内にいるかのような臨場感を与える技術を指す。
※フレイル：年齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、要介護状態となるリスクが高い状態。

コラム

ｅスポーツについて

ｅスポーツ（Electronic Sports）は、コンピューターゲームやビデオゲームを競技として楽しむ新たなスポーツの形です。年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず参加しやすく、多世代交流や社会参加の促進につながる取組として注目されています。

また、身体的な負担が比較的少ないことから、高齢者や障害のある人も参加しやすく、認知症予防や地域コミュニティの活性化などへの活用も広がっています。

区ではｅスポーツのうち、身体を動かす等、スポーツ要素の高いｅスポーツを高齢者向け体験事業に取り入れています。



高齢者向けｅスポーツ体験イベント

コラム

嘉悦大学との連携について

嘉悦大学は、「実学」を重視し、経営学や経済学を基盤とした教育を行う大学です。企業や地域と連携した実践的な学びを推進し、地域課題の解決や社会貢献に取り組んでいます。

港区及び港区教育委員会は、令和６（2024）年 10 月に学校法人嘉悦学園と「地域社会の発展に関する連携協力協定」を締結しました。この協定に基づき、区では嘉悦大学と連携し、高齢者向けｅスポーツ事業などを実施することで、新たなスポーツ体験の機会の創出や地域交流の促進に取り組んでいます。



学校法人嘉悦学園との連携協力協定締結式

基本目標２　スポーツ活動を支援する担い手の育成と多様な主体との連携を図ります

区民のスポーツ活動を支える指導者やボランティアの育成・確保に向けた取組を推進します。

また、地域で仲間とスポーツを楽しみ、人と人との交流につながるよう、総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）の運営支援や地域スポーツ団体の活動支援を行います。

さらに、スポーツ推進委員や地域スポーツ団体、競技団体、学校、企業等の多様な主体との連携を図るとともに、スポーツを「ささえる」活動への参加を促進し、活動を通じた楽しさや交流、学びにつながるスポーツ参画を広げることで、誰もが様々な形でスポーツに関わることができる環境づくりを進めます。

施策（１）スポーツボランティアの育成と活用

区内で開催される大規模なスポーツイベントから日常的な生涯スポーツの場面まで、区民のスポーツ活動を支えるスポーツボランティアの育成に取り組むとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に「ささえる」活動に参加できる機会の充実を図ります。

また、スポーツボランティアが幅広く活躍できるよう、人材を必要とする団体や事業とのマッチングを推進します。

① ハーフマラソンのチャリティ募金を活用したパラスポーツメイト養成講座の支援

ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンのチャリティ募金を活用し、パラスポーツに参加する人を支える人材の育成を目的として、（福）港区社会福祉協議会が実施する「パラスポーツメイト養成講座」を支援します。

② ポート・スポーツ・サポーターズクラブ※事業の実施

重点

スポーツボランティアへの参加を拡大していくために、各競技やボランティアに関する知識を学ぶことができる講座を実施し、ボランティアリーダーとなれる人材の育成に取り組みます。

また、関係団体と連携し、スポーツボランティアが活躍できる機会の充実を図るほか、活動情報の発信を通じてポート・スポーツ・サポーターズクラブの周知に取り組みます。



ポート・スポーツ・サポーターズクラブ（講座）

※ポート・スポーツ・サポーターズクラブ：港＝「Port」を３つ含む単語「Port」「Sports」「Supporters」を名称に冠した、港区のスポーツボランティア組織。

施策（２）スポーツ指導者の確保と活用

区民がそれぞれ体力や技能、目的に応じてスポーツに取り組み、その楽しさや意義を実感できるよう、安全管理や指導方法、コミュニケーション能力の向上など、スポーツ指導者の確保と活用を推進します。また、生涯スポーツや競技スポーツなどの様々な場面において、充実した指導体制の確保に取り組みます。

① 定期練習会の開催

スポーツセンター等で弓道、剣道、柔道、合気道、なぎなた等の定期的な練習を行います。定期的な練習の機会を提供し、指導員を配置して実技指導を行うことで、技術の上達を支援します。

② 指導員を配置した個人利用向け開放の実施

スポーツセンターで、バドミントンやバスケットボール、卓球等の個人で利用できる定期的な練習の機会を提供します。指導員を配置して実技指導を行うことで、技術の上達を支援します。

③ スポーツ指導者の育成と資質向上

（一財）港区体育協会及び社会体育団体への支援をとおして、スポーツ指導者の育成と資質向上に向けた取組を推進します。また、学校部活動の地域展開を踏まえ、学校における部活動指導員や地域におけるスポーツ活動を担う指導者の確保や育成を進め、子どもたちが継続してスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

施策（３）地域スポーツ団体等の活動支援と連携の推進

スポーツを通じた仲間づくりやコミュニティ形成を促進するため、総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）をはじめとする、地域のスポーツ団体等の活動を支援します。

また、地域スポーツ団体や関係機関等との連携を推進し、子どもたちのスポーツ活動の受け皿の確保を図るとともに、区民が身近な地域で継続してスポーツに参加できる環境づくりを進めます。

①　総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）への支援

スポーカルは、「多種目」、「多世代」、「多様な技術や技能」に応じて継続的にスポーツを楽しむことができる自主運営のスポーツクラブであり、地域コミュニティの活性化の核となることを目的としています。区民が地域で身近にスポーツを楽しめる場として、区内にある４つのスポーカル（スポーカル六本木、スポーカル高松、スポーカル青山、スポーカル三田）の活動の場を確保するとともに、競技団体など多様な主体との連携や運営を支援することで活性化を図ります。

また、区内全域で区民が身近にスポーツを楽しめる環境を整えるため、未設置地域への設立に向けた支援に取り組みます。

コラム

区内の総合型地域スポーツ・文化クラブの団体概要

クラブ名	スポーカル六本木	スポーカル高松	スポーカル青山	スポーカル三田
設立年月	平成19年11月	平成25年7月	令和元年9月	令和5年10月
主な活動場所（区立学校）	六本木中学校 麻布小学校 東町小学校	高松中学校 高輪台小学校 白金小学校	青山中学校 青山小学校	三田中学校 芝小学校 赤羽小学校
種目（一部）	キッズテニス サッカー 和太鼓	卓球 空手 ボクシング バスケットボール	テニス バドミントン ラグビー ヨガ 絵画	ボッチャ ヨガ スポーツチャンバラ

注）上記種目は一部であり、参加者の要望や団体の運営形態等に合わせて変更する場合があります。

総合型地域スポーツ・
文化クラブ（スポーカル）

② スポーツ推進委員協議会の活動支援

スポーツ推進委員は、行政と地域をつなぐコーディネーターとして、地域スポーツ教室の開催によるスポーツ活動のきっかけづくりをはじめ、みなと区民スポーツ・体育祭など区が実施するスポーツ事業への協力を通じて、地域スポーツの推進に取り組んでいます。

スポーツ推進委員の資質向上に向け、障害者スポーツや誰もが気軽に取り組めるニュースポーツの普及に関する研修を実施するとともに、スポーツ推進委員協議会の活動を支援します。

③ （一財）港区体育協会への支援・連携

競技スポーツにおける技術の向上や競技力の強化、指導者の育成など、スポーツ事業の充実を図るため、（一財）港区体育協会加盟団体が実施する指導者育成に向けた講習会等への助成を行います。

また、（一財）港区体育協会と連携して、次代を担う青少年の健全育成、子どもから高齢者までの健康増進につながるスポーツ振興を推進します。

④ 社会体育団体への支援

区におけるスポーツ指導者の育成やスポーツ振興の充実を図ることを目的として、社会体育団体が指導者育成や資格取得等のために実施する講習会や研修会に係る費用を助成します。

⑤ （公財）港区スポーツふれあい文化健康財団との連携

区民が広く参加できるスポーツ教室等を実施している（公財）港区スポーツふれあい文化健康財団と連携し、お台場海浜公園など区内の観光資源を活用したスポーツイベントを実施するほか、多様なスポーツ活動の機会を提供することで、区民のスポーツ活動への参加促進を図ります。

⑥ 競技団体との連携

区民のスポーツ活動の推進やスポーツに親しむ機会の充実を図るため、競技団体と協定を締結しています。競技団体が有する専門的な知見や人的資源などの互いが有する資源を活用することで、スポーツ振興事業を推進します。

団体名	締結時期
（公財）日本ラグビーフットボール協会 （旧：（財）日本ラグビーフットボール協会）	平成 21 年２月
（公社）日本トライアスロン連合、（一社）東京都トライアスロン連合、 （一社）港区トライアスロン連合（旧：港区トライアスロン連合）	平成 28 年 11 月
（一社）日本障がい者サッカー連盟	令和５年７月

⑦ 区民大会等の開催

日頃のスポーツ活動や練習の成果を発揮する機会を提供するため、「区民大会」、「都民体育大会港区予選会」、「都民生涯スポーツ大会港区予選会」等を開催し、区民の競技スポーツへの参加を促進します。

⑧ 企業との連携によるスポーツ推進

企業や大学等が集積する港区の特性を生かし、連携協定を締結している企業等が有する専門的な知見や人的資源、ノウハウを活用したスポーツ教室や体験会等を実施します。企業との連携による事業共創を推進することで、区民がスポーツに親しむ機会の充実を図るとともに、多様なニーズに対応したスポーツ活動を推進します。

施策（４）大規模スポーツ大会に向けた東京都や関係機関との連携の推進

第 39 回全国健康福祉祭東京大会（ねんりんピック Chōju 東京 2028）などの大規模スポーツ大会を見据え、東京都や大会主催者、競技団体その他関係機関との連携を強化し、大会の円滑な開催やスポーツを通じた地域活性化を推進します。

また、大会を契機に構築されたネットワークや連携体制を生かし、スポーツボランティア等の「ささえる」活動の経験や「応援する」文化の醸成、大会運営で培われたノウハウを地域スポーツ活動へ継承することで、大会後のレガシーにつなげます。

①　大規模スポーツ大会に向けた東京都や関係機関との連携強化

新規　拡充

東京都等で開催される大規模スポーツイベントに向けて、東京都、大会主催者、競技団体、区内関係機関等との連携強化を図ります。情報共有や協力体制の構築を進めるとともに、大会の開催準備や周知啓発、関連事業の実施などを通じて円滑な大会運営を支援します。また、大会を契機として形成された関係機関とのネットワークを生かし、スポーツボランティアや地域スポーツ活動との連携を進めることで、継続的なスポーツ推進につなげます。

基本目標３　スポーツに身近に親しめる環境づくりを推進します

区民が身近な場所で安全かつ快適にスポーツに親しむことができるよう、区立スポーツ施設等の計画的な整備・充実や学校施設の活用を推進します。また、民間施設や区外スポーツ施設、企業、大学等との連携により、スポーツ活動の場の拡充を図ります。

さらに、「する」「みる」「ささえる」「応援する」スポーツへの多様な参画機会の充実やスポーツ情報の提供を通じて、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

施策（１）区立スポーツ施設等の計画的な整備と充実

区民が気軽にスポーツに親しむためには、住まいや職場など、それぞれの生活に身近な場所でスポーツを楽しめる環境が整備されていることが重要です。また、年齢や体力、目的に応じて、多様なスポーツ活動に取り組める施設や環境の充実が求められています。

区内には、スポーツセンターや運動場、武道場などのスポーツ施設のほか、学校施設、公園、児童遊園等、様々な区有施設があります。区民が身近な場所で安全かつ快適に、競技スポーツや健康づくりのための運動、日常的な身体活動などに取り組めるよう、アクセシビリティにも配慮しながら、計画的な整備と充実を図ります。

①　区立スポーツ施設等の充実

区民にとって身近な場所にある区立のスポーツ施設等について、施設利用者の要望も踏まえながら、安全かつ快適にスポーツを楽しめる環境を整備します。

また、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して利用できるバリアフリーな施設整備に努めるとともに、アクセシビリティの向上を図ります。

さらに、既存のスポーツ施設をはじめとする区有施設等の改修や再整備の際に、利用者ニーズを踏まえた機能の充実や利便性の向上に取り組みます。

②　スポーツ施設の計画的な維持管理

拡充

スポーツ施設を計画的に維持保全するため、中長期的な視点に立ち、「予防保全型管理」の考え方を取り入れた維持管理及び改修を推進します。また、令和 10（2028）年度に予定している芝浦中央公園運動場の大規模改修をはじめ、利用者ニーズを踏まえた施設の機能向上や長寿命化に取り組みます。

港区スポーツセンター

③　（仮称）北青山三丁目地区スポーツ施設の整備

（仮称）北青山三丁目地区スポーツ施設を整備し、区民がスポーツに親しむ機会の充実を図ります。多様なスポーツ活動に対応した環境を整えることで、スポーツ参加の促進と地域における交流機会の創出につなげます。

④　元麻布三丁目複合施設における弓道場等の整備

元麻布三丁目複合施設において弓道場等を整備し、区民が身近にスポーツ活動を行える環境の充実を図ります。多様なスポーツ活動の場を創出することで、スポーツ参加の促進と地域における交流機会の充実につなげます。



（仮称）北青山三丁目地区スポーツ施設多目的競技場パース　©日本設計



（仮称）北青山三丁目地区スポーツ施設外観パース　©日本設計

施策（２）学校施設の活用の推進

区立小・中学校は、学校施設の開放を通じて、地域の人々にとって、身近なスポーツ活動の場として親しまれています。

区立小・中学校の校庭や体育館、プール等の施設を学校教育上支障のない範囲で開放し、区民が身近な場所でスポーツに親しめる環境の充実を図ります。また、学校施設の活用を通じて、地域におけるスポーツ活動の場の確保に取り組みます。

①　校庭・体育館等の開放

地域の人々のスポーツ活動の場として、教育委員会に登録した港区立学校施設等使用事前届出団体等に、全ての区立小・中学校の校庭及び体育館を開放し、学校施設の活用を推進します。

より多くの団体が利用できるよう、運用方法の見直しや利用手続きの利便性向上を図り、学校施設のさらなる活用を推進します。

②　学校屋内プールの開放

誰もが身近な場所でスポーツに親しめるよう、区立小・中学校の屋内プールを開放します。学校屋内プールの利用を一層促進するため、水泳教室の充実や利用環境の向上に取り組むとともに、施設の周知を図り、さらなる活用を推進します。

③　みんなとジョイスポ事業の実施　拡充

学校校庭や体育館を開放し、スポーツや運動に親しむ機会を提供します。子どもたちが安全に楽しく身体を動かせる環境を整えることで、健全な成長を促すとともに、スポーツへの関心を高める活動の充実を図りながら、地域における交流の促進につなげます。

コラム

学校屋内プールの開放

区立小・中学校の校庭、体育館及び屋内プールを学校教育に支障のない範囲で開放し、区民の身近なスポーツ活動の場の確保に取り組んでいます。令和７年度から芝浦小学校及び芝浜小学校（夏季期間のみ）、令和８年度から三田中学校及び白金の丘学園白金の丘中学校の屋内プールを一般開放しています。



学校施設開放 港南プール



学校施設開放 御成門プール

施策（３）民間施設等・区外スポーツ施設の活用の推進

区内には民間スポーツ施設をはじめ、企業や大学等が保有する施設や資源が存在しています。これらの施設や資源の活用に向けて、民間スポーツ施設や企業、大学等との連携を推進し、区民のスポーツ活動の場の充実を図ります。

また、区民の多様なスポーツニーズに対応するため、区外スポーツ施設の活用を進め、スポーツ活動の場の拡大を図ります。

①　民間施設等のスポーツ施設の活用

拡充

民間スポーツ施設のプール等を活用し、区民がスポーツに親しめる機会の拡充に取り組みます。

また、区内の企業や大学等と連携し、企業や大学等の所有する施設等を最大限活用したスポーツ活動の場の拡充に努めます。

その他、身近な場所で区民大会等を開催できるように、都立運動場等の利用を継続します。

②　区外における運動施設の活用

区民が幅広くスポーツ活動に参加できるよう、区内の運動施設に加え、区外にある運動施設を活用できるよう検討します。

コラム

民間施設等のスポーツ施設の活用

民間スポーツ施設や区内企業、大学等との連携による施設活用を進めるとともに、区外スポーツ施設の活用により、区民のスポーツ活動の場の充実を図っています。令和６年度から江戸川河川敷グラウンドを借上げ施設として開放しているほか、令和７年度には企業と連携し、民間プール施設の休館日等を活用した区民向けに無料開放を試行実施し、令和８年度も継続して実施しています。

施策（４）多様なスポーツ参画の場やスポーツを通じてつながる機会の充実

スポーツを通じた多様な参画や交流の機会を創出し、人と人、人と地域とのつながりを深めます。また、トップアスリートやプロスポーツチームとの交流、国際交流、スポーツイベントへの参加や支援などを通じて、誰もがスポーツに関わることができる環境の充実を図るとともに、地域の活性化やスポーツの魅力向上につなげます。

スポーツを「する」だけでなく「みる」「ささえる」ほか「応援する」など、多様なスポーツ参画の促進につなげるとともに、トップアスリートの発信力を生かしながら、地域や社会への関心を高め、スポーツを通じた活力ある地域社会の形成につなげます。

①　トップアスリートとの交流や体験会イベント等の実施

拡充　重点

トップアスリートやプロスポーツチーム等との交流は、技術や競技に取り組む姿勢を学ぶほか、スポーツへの関心や意欲を高める機会となります。

区内にはトップアスリートが所属する企業や実業団チーム、プロスポーツチームの活動拠点が集積している地域特性を生かし、スポーツ教室や交流事業を通じて、トップアスリートやプロスポーツチーム、実業団チーム等から直接指導を受ける機会の創出を図ります。

②　スポーツを通じた国際交流の推進

ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンの国際レース化により、外国人参加者を含む多様な人々が交流する機会を創出するとともに、大使館等と連携したサッカー大会などのスポーツ交流事業を実施します。スポーツを通じた国際交流を推進し、国際性豊かな港区の特色を生かした多文化共生や相互理解の促進につなげます。

③　スポーツイベント支援による地域交流の促進

スポーツ活動支援補助金により、地域の団体等が実施する非営利のスポーツイベントを支援します。スポーツ活動の活性化を図るとともに、スポーツを通じた地域住民の交流やつながりを促進し、地域コミュニティの活性化につなげます。

④　全国大会等出場の支援

全国大会等に出場する区民に対して祝金を支給し、競技活動への挑戦を支援します。競技者を応援する機運の醸成を図るとともに、区民のスポーツへの関心や参加意欲の向上につなげます。

⑤　立地特性や観光資源を生かしたスポーツ推進

お台場の海を活用したスポーツ活動を推進するとともに、港区が有する歴史・文化資源や観光資源を生かし、スポーツと地域の魅力を結び付けた取組を展開します。スポーツを通じて区内外の人々の交流を促進するとともに、港区の魅力発信や地域のにぎわいの創出につなげます。

⑥　水辺でのスポーツに関する活動との連携

新規

芝浦運河をはじめとする区内の豊かな水辺空間を生かし、地域団体等が実施する水辺を活用したスポーツイベントやスポーツ活動との連携を推進します。地域と協力しながら、水辺におけるスポーツ活動の環境づくりを支援するとともに、水辺の魅力を生かしたスポーツの推進や地域のにぎわいの創出につなげます。

⑦　地域スポーツにおける多文化共生の推進

新規　拡充

地域スポーツ教室等において、多言語での案内や多言語対応が可能な学生等の協力を得ることで、外国人が安心して参加できる環境づくりを進めます。また、外国で親しまれているスポーツを取り入れるなど、参加者が多様な文化に触れる機会を創出し、スポーツを通じた交流の促進と多文化共生の推進につなげます。

⑧　応援することによるスポーツ参画の推進

区内を拠点に活動するプロスポーツチームや実業団チーム、トップアスリートを応援する機会の充実を図ります。東京サントリーサンゴリアスをはじめとする区内を拠点とするチーム等との連携により、スポーツへの関心を高めるとともに、港区にゆかりのあるチームや選手を「応援する」ことを通じて、多様なスポーツ参画の促進につなげます。

施策（５）スポーツ情報の提供

区民の主体的なスポーツ活動を支えるため、スポーツ施設の利用案内や予約方法、スポーツ教室・講座、イベント、スポーツ団体の活動情報など、多様なスポーツ情報を分かりやすく提供します。

また、広報みなとや区ホームページ、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用し、区民の関心やニーズを捉えながら、誰もが必要な情報を取得できるようアクセシビリティに配慮した情報発信を推進します。スポーツ施設の利用方法や施設へのアクセス方法、スポーツ活動、安全に関する情報の充実を図ることで、スポーツ活動への参加のきっかけづくりや不安の軽減につなげるとともに、区民とスポーツをつなぐ環境の充実を図ります。

① 積極的なスポーツ情報の提供

広報みなとや区ホームページ、ＬＩＮＥやＸ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）などのＳＮＳ等の多様な広報媒体を活用し、スポーツ教室等の開催情報や区立スポーツ施設の混雑情報等の提供に積極的に取り組みます。また、誰もが必要な情報を取得できるよう、分かりやすく利用しやすい情報発信に努めるとともに、目的に応じて必要な情報を探しやすい環境の充実を図り、情報アクセシビリティの向上を図ります。あわせて、応援メッセージの発信などスポーツを応援する取組に関する情報発信を通じて、スポーツ参画の促進に取り組みます。

② スポーツ施設等の利用に関する情報の提供

区のスポーツ施設の利用案内や予約方法等の情報を、区ホームページやＳＮＳ、スポーツガイドマップ等の様々な媒体で広く発信します。

また、地域の人々が学校施設を利用しやすい環境を整えるため、利用案内や予約方法等の情報を分かりやすく提供するとともに、誰もが必要な情報を取得しやすい環境づくりに取り組みます。

③ スポーツの安全に関する情報提供

区立スポーツ施設等において熱中症指数（ＷＢＧＴ）やＡＥＤ設置場所の周知を行います。また、熱中症対策セミナーの開催や運動場へのミストファンの設置など、熱中症対策を推進するとともに、区民が安全・安心にスポーツ活動に取り組むための意識啓発を図ります。

第４章　図書館サービス分野

１　めざすべき姿

社会のデジタル化や生成ＡＩ※などの普及により、誰もが多様な情報に容易にアクセスできるようになる一方で、情報の信頼性を見極め、自ら必要な情報を収集・活用する力の重要性が高まっています。

そのような中、図書館には、幅広い資料や情報を提供するだけでなく、調べものや課題解決を支援する専門的な機能や、多様な学びを支える場としての役割が求められています。

区立図書館では、港区の特色を生かした資料・情報の充実を図るとともに、レファレンスサービス（調べもの相談）※やパスファインダー（調べ方の手引き）※、講座・展示、電子図書館等の多様なサービスを通じて、子どもから高齢者まで、誰もが学び、情報に触れ、自らの関心や課題に応じて活用できる図書館サービスを推進します。

また、電子書籍や音楽配信など来館しなくても利用できるサービスの充実を図るとともに、読書バリアフリーや利用環境の向上、多様な主体との連携を進め、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。

「港区教育推進計画（図書館サービス分野）」では、図書館の専門性や多様な知識資源を生かし、一人ひとりの興味や関心を育み、主体的な学びを支える図書館を実現します。

豊かな学びを支える図書館サービスを推進する

※生成ＡＩ：利用者の指示や質問に応じて、文章や画像などの新たな内容を自動的に生成する人工知能技術のこと。
※レファレンスサービス（調べもの相談）：調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を案内するサービス。図書の所蔵の有無はもとより、関連資料のご紹介や他機関所蔵資料の探し方の案内、新聞記事や雑誌記事、論文などの探し方の案内のこと。
※パスファインダー（調べ方の手引き）：テーマについて参考になる資料や情報を探すための手順をまとめた調べ方ガイドのこと。

2　現状と課題

（１）生成ＡＩ時代における図書館の専門性を生かした学びと情報提供の充実

デジタル技術の進展により、情報を容易に入手できる一方で、生成ＡＩが事実と異なる情報や根拠が不明確な情報を、事実のように提示する場合があることなどから、情報の信頼性を確認し、必要な情報を適切に選択・活用する力の重要性が高まっています。こうした中、信頼できる情報へのアクセスを支援する図書館の役割は一層重要となっており、図書館の専門性を生かした情報提供やレファレンスサービス（調べもの相談）の充実が求められています。

区立図書館では、電子図書館や多様な資料の整備、レファレンスサービス（調べもの相談）など、学びや課題解決を支える取組を進めてきました。しかし、令和７年度に実施した「港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査」では若者を含め図書館の多様なサービスを十分に知らない人が一定数あり、図書館がもつ多様な資料や専門的なサービスの価値が十分に伝わっていない状況が見られます。

① 図書館の専門性を生かした課題解決支援

区立図書館では、レファレンスサービス（調べもの相談）について、令和６年５月からホームページでの受付を開始しました。令和７年度には、調べ方や参考資料を紹介するパスファインダー（調べ方の手引き）を９点作成するとともに、各館の事例を図書館職員間で共有するフィードバック会を実施するなど、区民の学びや課題解決を支えるサービスの充実を進めています。レファレンスサービス（調べもの相談）の実施件数は、令和８年度末で 1,250 件を見込んでいます。

令和６年５月	令和７年度	令和８年度末見込み
ホームページでの相談受付開始	パスファインダー９点作成 毎月フィードバック会を実施	レファレンスサービス実施件数 1,250 件

② 区立図書館の多様なサービスの認知度

区立図書館では、蔵書検索・予約や電子図書館、レファレンスサービス（調べもの相談）など多様なサービスを提供していますが、図書館が提供する各種サービスについて、年代によって認知状況に差が見られ、特に若者（18 歳～29 歳）への周知が課題となっています。

③ 所蔵資料数の推移

区立図書館の所蔵資料数は、特に電子書籍の充実を図ったことで、現在では約 137 万冊と豊富な資料を有しています。さらなる充実を図るため、資料の量を増やすだけでなく、利用者の多様なニーズや地域特性を踏まえた魅力ある資料構成が必要です。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所蔵資料数 （実績）	1,333,888	1,382,480	1,368,052

今後は、図書館の専門性を生かした資料・情報の充実とともに、多様なサービスの認知向上を図り、区民の主体的な学びや課題解決を支える機能を一層充実していくことが必要です。

（２）子どもの頃から図書館に親しみ、生涯にわたり学び続ける機会の充実

子どもの頃から図書館に親しみ、本や情報に触れながら学ぶ経験は、生涯にわたる学びの基盤となります。

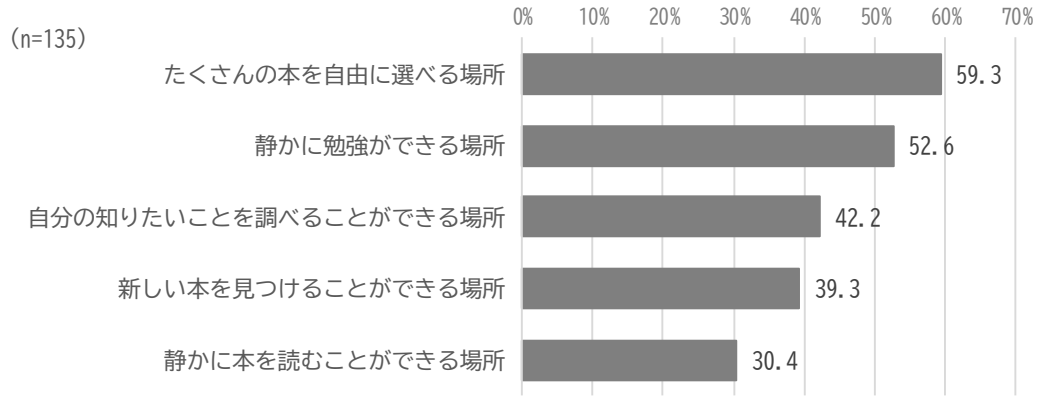
区立図書館では、おはなし会や絵本貸出定期便、港区図書館を使った調べる学習コンクール※、中高生書評合戦など、子どもの発達段階に応じて本と出会い、学びにつながる様々な取組を進めてきました。

アンケート調査では子ども向け事業の認知度や利用者は十分とはいえず、子どもの成長とともに図書館利用が減少する傾向も見られることから、子どもの発達段階に応じた読書活動や図書館利用のきっかけづくりを継続していくことが求められます。

① 子どもの読書・学びを支える図書館

子どもへのアンケート調査では、図書館は「たくさんの本を自由に選べる場所」のほか、「静かに勉強ができる場所」や「知りたいことを調べることができる場所」として認識されています。子どもの頃から図書館に親しみ、本や情報に触れながら学ぶ経験は、生涯にわたる学びの基盤となります。

「図書館とはどのような場所か」（上位５位）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（満 10～17 歳までの子ども）

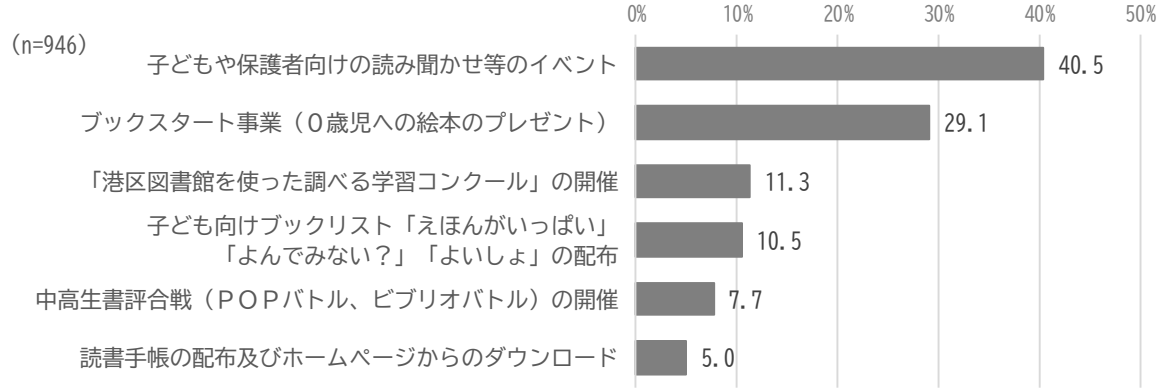
② 子ども向け事業の認知・利用状況

区立図書館では、おはなし会や絵本貸出定期便、港区図書館を使った調べる学習コンクール、中高生書評合戦など、子どもの発達段階に応じた様々な取組を進めています。一方で、アンケート調査では子ども向け事業の認知度や利用者は十分とはいえず、より多くの区民や子育て世帯に取組を知ってもらうことが課題となっています。

※港区図書館を使った調べる学習コンクール：図書館の利用促進と調べる学習の普及を目的に公益財団法人図書館振興財団が実施している全国コンクールの地域コンクールとして、港区教育委員会が開催している。

	令和７年度末時点
絵本貸出定期便の登録者数	1,711 人　（令和６年度末比　1.5 倍以上増）

区立図書館で行っているサービス(子ども向け事業)の認知度

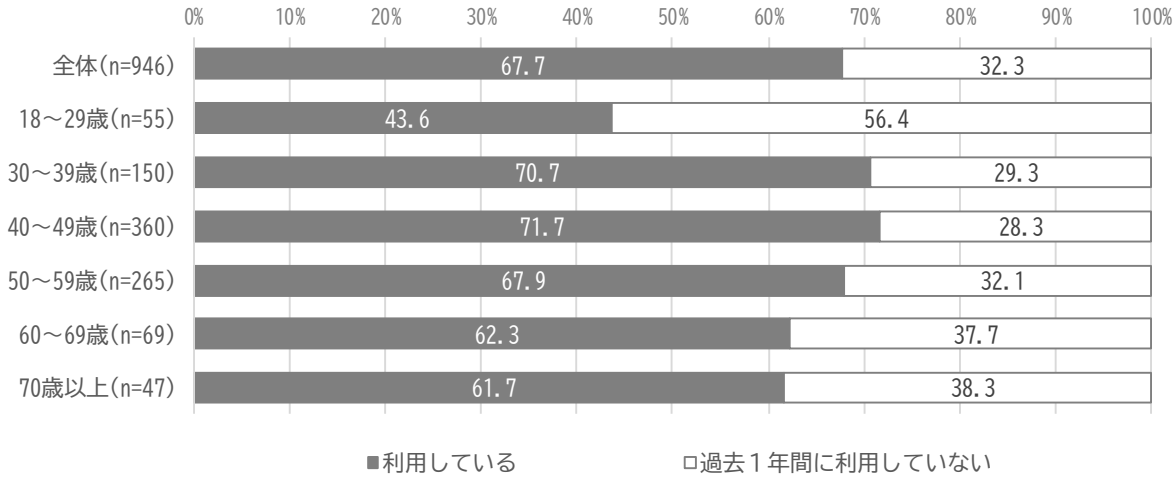


出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査(18 歳以上の区民)

③ 若者の図書館利用の状況

アンケート調査では、18～29 歳では過去１年間に区立図書館を利用していない人が半数を超えており、他の年代と比べて利用が少ない傾向が見られます。子どもの頃から図書館に親しみ、成長やライフステージに応じて利用を継続できるよう、若年層の関心や利用実態に応じた取組を進めていくことが求められます。

過去１年間の区立図書館の利用の有無（年代別）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査(18 歳以上の区民)

今後は、子どもの頃から図書館に親しむ機会を充実するとともに、成長やライフステージに応じたサービスや情報提供を進め、読書や学びを通じて、生涯にわたり図書館を身近な学びの場として利用してもらえる環境づくりを進めることが必要です。

（３）誰もが利用しやすく、地域とつながる図書館づくり

区立図書館では、台場図書館の開設やＩＣＴ※を活用したサービスの充実、ブックポストの増設など、利用しやすい環境づくりを進めてきました。

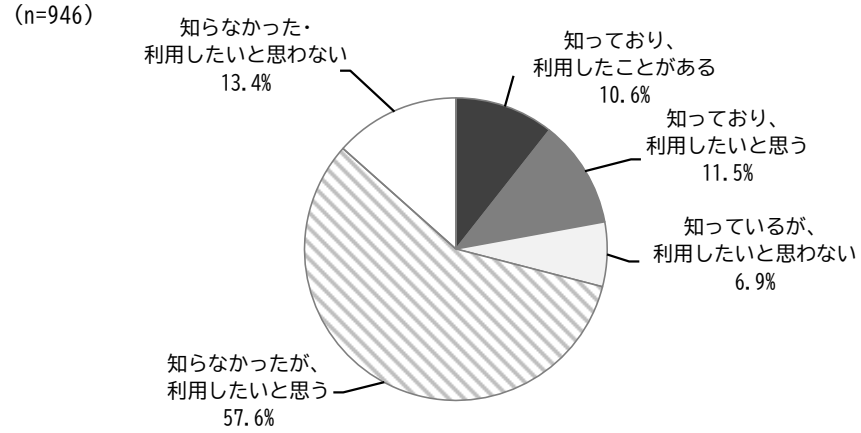
多様な講座や展示、関係機関との連携などを通じて、区民が学びや交流につながる機会の充実にも取り組んでいます。

年代やライフステージによって図書館に求める役割は多様化しており、来館・非来館を問わず利用しやすいサービスへのニーズも高まっています。

① 利用しやすい図書館サービスの充実

区立図書館では、台場図書館の開設や電子図書館、図書館カードのカードレス化、予約資料受取棚※の設置、ブックポストの増設など、ＩＣＴを活用したサービスや利用環境の充実を進めています。時間や場所を問わず利用できるサービスの充実により、図書館の利便性向上を図っています。

電子図書館の認知・利用状況



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（18 歳以上の区民）

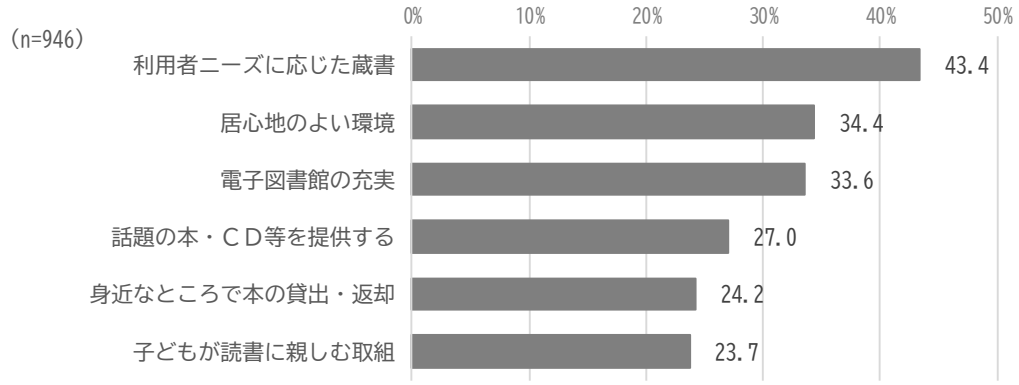
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
電子書籍 貸出数（実績）	24,190	45,267	46,843

② 多様な利用ニーズへの対応

アンケート調査では、年代やライフステージによって図書館に求める役割は異なっており、電子書籍など来館を伴わないサービスへの利用意向も見られます。多様な利用形態に対応したサービスの充実や、より利用しやすい環境づくりが求められています。

※ＩＣＴ：情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称のこと。
※予約資料受取棚：利用者が予約した資料を配架するための棚のこと。図書館システムと連携することで、カウンターをとおさずに予約資料の受取ができる。

図書館に期待するサービス（上位６項目）



出典：港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査（18 歳以上の区民）

③ 地域との連携による学びと交流

郷土歴史館やみなと科学館などの社会教育施設をはじめ、地域団体や企業、大使館等との連携を通じて、区民が学びや交流につながる機会の充実を進めています。港区の多様な人的・地域資源を生かし、学びや交流、地域とのつながりを育む図書館づくりが求められています。

連携実績（主な事例）

- 郷土歴史館の企画展に連動した展示
- みなと科学館への団体貸出・出張おはなし会
- 大使館・文化交流機関との講座・ワークショップ・スタンプラリー
- 企業との共催による講座・展示　など

今後は、ＩＣＴを活用した利便性向上に加え、港区の豊富な人的・地域資源を生かした多様な主体との連携を進めることで、誰もが学び、交流し、地域とつながることのできる図書館づくりを推進することが必要です。

3　施策の全体像

豊かな学びを支える図書館サービスを推進する

基本目標１　一人ひとりの学びに寄り添う図書館サービスを充実します

（１）電子資料を含めた多様な方法による図書館資料の充実
（２）図書館の専門性を生かした多様な学びの支援

基本目標２　子ども・若者の読書体験と学びを充実します

（１）本とふれあう環境づくり
（２）子ども・若者の学びの機会の充実

基本目標３　誰もが利用しやすい図書館サービスと環境づくりを推進します

（１）図書館におけるＤＸの推進
（２）誰もが利用しやすい図書館サービスの提供
（３）人が集い、つながる図書館の場づくり

4　目標・施策・取組の展開（具体的な取組等）

めざすべき姿を実現するための施策展開の方向性として、３つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

新規・・・新たに取り組むもの
拡充・・・内容を充実するもの
重点・・・取組目標と成果指標を明示し、年次計画を設け重点的に取り組むべきもの

基本目標１　一人ひとりの学びに寄り添う図書館サービスを充実します

施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）電子資料を含めた多様な方法による図書館資料の充実	① 港区の特色を生かした資料・情報の充実		124
	② 様々なニーズに対応した幅広い資料の収集と活用		124
	③ 多言語資料の収集と活用	拡充	124
（２）図書館の専門性を生かした多様な学びの支援	① 講座・講演会・展示等の充実		125
	② レファレンスサービス（調べもの相談）・学習支援	拡充 重点	125
	③ 専門図書館※・大学図書館とのネットワーク化の推進		125
	④ ビジネス支援等のための情報提供の充実	拡充	125

基本目標２　子ども・若者の読書体験と学びを充実します

施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）本とふれあう環境づくり	① ブックスタート※の推進		127
	② 絵本貸出定期便をきっかけとした乳幼児期の読書環境支援	拡充 重点	127
	③ 幼稚園・保育園等の子ども関連施設との連携強化	新規	127
	④ 親子で本と出会い、親しむ機会の充実		127
（２）子ども・若者の学びの機会の充実	① 小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進	新規	129
	② 学校図書館との情報交換及び支援		129
	③ 若者の多様な学びを支える取組の推進		129

※専門図書館：特定の分野やテーマに関する資料や情報を重点的に収集・提供する図書館のこと。
※ブックスタート：赤ちゃんが心健やかに育つよう、絵本を通じて親子が心を通わせることの喜びや、読み聞かせの大切さを伝える取組のこと。区立図書館のほか、みなと保健所の事業の中でも行っている。

基本目標３　誰もが利用しやすい図書館サービスと環境づくりを推進します			
施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）図書館におけるＤＸ※の推進	① 図書館の多様な楽しみ方や活用を伝える情報発信の充実		130
	② 電子配信サービス等の来館を前提としない図書館サービスの推進	新規 拡充	130
	③ ＩＣＴを活用した利用環境の向上	新規 重点	130
（２）誰もが利用しやすい図書館サービスの提供	① 誰でも利用しやすい読書・利用支援		131
	② 来館が困難な利用者への資料提供の支援		131
（３）人が集い、つながる図書館の場づくり	① 利用者同士が交流できる環境づくりの推進		132
	② 多様な主体との連携強化		132
	③ ボランティアの育成及び活用		132

■評価指標

【分野の数値目標、重点取組の取組目標・成果指標等】			現状	４年間			
			令和８年度末（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
基本目標１	取組目標	パスファインダー（調べ方の手引き）作成数	14	26	38	50	62
	成果指標	レファレンスサービス（調べもの相談）実施件数[注]	1,250	1,350	1,450	1,550	1,650
基本目標２	取組目標	絵本貸出定期便の利用者数	1,200	1,450	1,700	1,950	2,200
	成果指標	乳幼児・児童の新規図書館利用登録者数[注]	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800
基本目標３	取組目標	デジタルアーカイブ※（郷土・行政資料）の掲載数	1,000	1,030	1,060	1,090	1,120
	成果指標	デジタルアーカイブ（郷土・行政資料）の閲覧数[注]	2,800	3,150	3,500	3,850	4,200

［注］実施年次件数

※ＤＸ：デジタル技術やＩＣＴを活用して図書館サービスや利用環境を改善し、利用者の利便性やサービスの質を向上させること。
※デジタルアーカイブ：インターネットを通じて、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」、所蔵物の目録情報の検索、資料のデジタルコンテンツの閲覧、印刷、ダウンロードが可能なサービスのこと。

基本目標１　一人ひとりの学びに寄り添う図書館サービスを充実します

幅広い資料を収集するとともに、講座や展示、新たな資料や情報との出会いを通じて、利用者の知的好奇心や学びを広げる取組を進めます。また、レファレンスサービス（調べもの相談）、調べ学習支援など、図書館の専門性を生かし、区民の主体的な学びを支えるサービスをより一層充実します。

施策（１）電子資料を含めた多様な方法による図書館資料の充実

利用者の学びたいという思いに十分に応えることができるよう、電子資料などの多様な方法による資料の充実に努めます。基本的な資料のほか、各地区の地域性を考慮した特色ある蔵書構成で幅広い資料の収集を進め、利用者の多様なニーズに応えていきます。

① 港区の特色を生かした資料・情報の充実

港区の各地域の特性を踏まえた個性ある蔵書の実現に取り組みます。また、電子資料を含めた書籍・雑誌・新聞等の資料、ＣＤ・ＤＶＤ等の視聴覚資料、オンラインデータベース、音楽の配信等、多様な方法により資料を提供します。

主な重点収集分野

三田図書館	地域・行政資料、ビジネス支援図書、参考図書、ヤング、録音図書
みなと図書館	情報科学、災害・防災、自然科学、視聴覚資料、外国語資料・多読※
麻布図書館	児童、外国語資料（中国語・韓国語）、演劇・映画
赤坂図書館	社会科学、食品・料理、商業・コンピュータ、広告、デザイン、 外国語資料（英語・ドイツ語）
高輪図書館	医学・薬学、家政学・生活科学
港南図書館	海洋学、海洋・船舶工学、文学
台場図書館	海洋学（環境）

② 様々なニーズに対応した幅広い資料の収集と活用

質・量ともにバランスの取れた蔵書構成を図りながら、利用者の要望に沿った資料を収集し、様々なジャンルの資料を提供します。また、特設コーナーやＰＯＰ※展示により、資料を魅力的に紹介し、思いがけない本との出会いの機会を創出します。

③ 多言語資料の収集と活用　拡充

日本語を母国語としない方が多く住んでいることから、日常生活や日本語学習に役立つ多言語資料の収集を充実させます。また、多言語にて行う絵本の読み聞かせや多読などによる学習機会の提供を通じて、国際理解・異文化理解につながるよう取り組みます。

※多読：外国語の学習方法のこと。辞書を引かなくても楽しめるようなやさしい本をたくさん読むことで、母語に訳さず理解できるようになる。
※ＰＯＰ：紙を媒体とし、商品名やキャッチコピー、説明文、イラストを手書きした広告媒体のこと。

施策（２）図書館の専門性を生かした多様な学びの支援

区民の学ぶ意欲の一層の向上をめざし、資料や利用環境を整えるだけでなく、学びや知識が広がるきっかけとなる取組を積極的に進めます。また、上映会等のイベントを開催するほか、レファレンスサービス（調べもの相談）や講座・講演会等の実施により多様な学びの機会を提供することで、日々の暮らしや仕事、地域に関する学びを支援します。

① 講座・講演会・展示等の充実

知識や情報を発信する場として、各々の図書館の特性を生かした講座・講演会・展示等をより充実させます。開催に当たっては、オンラインでも参加可能なイベントを実施するなど、多くの人が参加できる取組を積極的に進めます。

② レファレンスサービス（調べもの相談）・学習支援

拡充 重点

利用者の学びを支えるレファレンスサービス（調べもの相談）を充実させます。生成ＡＩの活用により得られた情報について、出典や根拠を確認するニーズの高まりを踏まえ、利用者が主体的に調べ、必要な情報を収集・活用しながら学ぶことができるよう、パスファインダー（調べ方の手引き）を作成し、学校へ配布するなど、積極的な活用を推進します。

また、周知の強化のほか、一目見て相談窓口と分かるサイン看板の設置、相談事例を紹介するレファレンス月報の発行など、利用したことがない人に対して、サービスの内容が分かりやすく、利用してもらいやすいよう工夫します。

③ 専門図書館・大学図書館とのネットワーク化の推進

高度なレファレンスに対応する際に専門図書館等に照会できる体制を整え、港区専門図書館等連絡会をとおして情報交換をします。また、講座・講演会や資料展示を実施し、専門図書館の周知と利用促進を図ります。

④ ビジネス支援等のための情報提供の充実

拡充

ビジネス関連資料を収集し、企業・市場情報等のデータベースのさらなる充実を図るほか、港区立産業振興センターと連携して開業を考えている人や中小企業を中心に支援します。また、データベースの使い方講座の実施などにより利用の促進を図ります。

コラム

レファレンスサービス（調べもの相談）とは？

レファレンスサービス（調べもの相談）とは、知りたいことや調べたいことについて、図書館職員が資料や情報を探すお手伝いをするサービスです。

例えば、「区の歴史や地域について調べたい」、「仕事や資格取得に役立つ本を探したい」、「区に住んでいた自分の祖父母に関する記録を調べたい」、「インターネットで調べたことが本当に合っているか確認したい」といった様々な調べものをサポートしています。

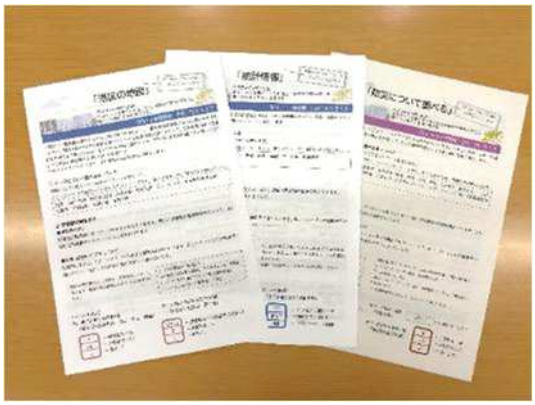
インターネットや生成ＡＩで手軽に情報を得られる時代だからこそ、必要な情報を見極め、信頼できる情報にたどり着くことがますます重要になっています。

図書館のレファレンスサービスでは、図書館職員が利用者の調べたい内容に応じて、本や新聞、雑誌、データベースなど様々な情報源を活用し、必要な資料や情報を案内します。また、区立図書館に所蔵していない資料についても、専門図書館や大学図書館などの利用を案内しています。

図書館は、本を貸し出すだけでなく、一人ひとりの学びや調べものを支える『情報の案内役』として、皆さんの知りたい・学びたいをサポートしています。



レファレンスカウンター※



パスファインダー（調べ方の手引き）

※レファレンスカウンター：調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を案内する場所のこと。

基本目標２　子ども・若者の読書体験と学びを充実します

子どもの頃から本や図書館に親しみ、成長やライフステージに応じて読書や学びを深められるよう、サービスや情報発信の充実を図り、学び続けることができる環境づくりを進めます。

施策（１）本とふれあう環境づくり

乳幼児期から本と出会い、図書館に親しむことで、読書の習慣を育むとともに、年齢に応じた読書活動を支援し、本を手に取り、楽しむことのできる環境づくりに取り組みます。

① ブックスタートの推進

０歳児とその保護者を対象に、絵本を読む楽しさや読み聞かせの大切さ、図書館の活用方法等を伝えるとともに、年齢に応じたおすすめの絵本２冊をお渡しし、乳幼児期から本に親しむきっかけづくりを推進します。

② 絵本貸出定期便をきっかけとした乳幼児期の読書環境支援　拡充　重点

家庭での読書環境を整え、乳幼児期から継続して様々な絵本に親しみ、子どもの新たな興味や関心を引き出すことができるよう、図書館職員が選定した年齢に応じたおすすめの絵本３冊を毎月家庭に届ける絵本貸出定期便を実施しています。

また、生後６か月から３歳までとしていた登録者の対象年齢を５歳まで順次拡大することで、乳幼児期の成長に応じた支援を切れ目なく実施し、図書館を身近に感じながら成長できる環境づくりを進めます。

③ 幼稚園・保育園等の子ども関連施設との連携強化　新規

大型絵本や紙芝居などのおすすめ本を定期的に区立幼稚園に届ける幼稚園貸出定期便を実施します。また、子ども関連施設での出張おはなし会、各種講座を開催するほか、施設職員を対象に選書を支援するなど、子ども関連施設との連携を強化します。

④ 親子で本と出会い、親しむ機会の充実

おはなし会や人形劇等、親子で楽しめるプログラムや、保護者向け読み聞かせ講座の開催、読書手帳の提供など、親子で本と出会い、親しむ機会を充実させます。プログラム開催においては、インターネットを活用して自宅等から参加できるよう取り組みます。

年代別 区立図書館の主な事業

主な事業を抜粋して記載しています。新は新たに取り組むもの、拡は内容を充実するもの、重は重点的に取り組むものを示しています。

	就学前の時期（おおむね６歳頃まで）	小学生の時期（おおむね６歳～12歳まで）	中学生の時期（おおむね12歳～15歳まで）	高校生の時期（おおむね15歳～18歳まで）	若者の時期（おおむね18歳～29歳まで）
	・言葉を獲得し、物語に興味をもつ ・体験を通して言葉やイメージを育み、絵本や物語を楽しむ	・場面や情景をイメージしながら読む ・本を選び、読書の幅が広がる	・共感や感動を味わう ・読書を将来に生かそうとする	・目的に応じた読書ができる ・知的興味に応じて多様な読書を楽しむ	・進学・就職・資格取得など目的に応じて学ぶ
イベント・講座	子ども会（人形劇・季節のお楽しみ会など）				講座・情報提供
	おはなし会（英語おはなし会・手話おはなし会を含む。）		中高生懇談会・書評合戦		
	プレママ・プレパパおはなし会	保育園・幼稚園でのおはなし会	特別支援学校でのおはなし会		
			新 １日図書館員、子ども司書養成講座	新 高校生ビジネスコンテストの参加支援	
			調べる学習コンクール、調べ学習講座		
多様な支援	ブックスタート	拡 重 絵本貸出定期便	拡 読書手帳の配布		拡 ビジネス支援
		新 幼稚園貸出定期便	学校図書館の支援		
	ブックリストの配布				
	障害者や来館が困難な利用者への支援（デイジー図書や点字図書、読書補助具、資料提供など）				

※ 上記の事業は、本計画の取組と必ずしも一致するものではありません。

図は、文部科学省「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和５年３月閣議決定）を基に作成



絵本貸出定期便　チラシ

施策（２）子ども・若者の学びの機会の充実

子どもの成長段階や若者のライフステージに応じて、学びや興味・関心を広げる取組を進めます。学校教育との連携による読書活動や情報活用能力の育成を進めるとともに、進学や就職、資格取得など若者の主体的な学びを支え、生涯にわたる学びへとつなげます。

① 小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進

新規

小学生を対象としたおはなし会や１日図書館員、子ども司書養成講座などの体験型講座の実施、中高生を対象とした書評合戦や職場体験の実施、高校生ビジネスコンテストへの参加の支援、読書手帳の提供など、それぞれの年代に合わせた取組を推進します。

② 学校図書館との情報交換及び支援

区立小・中学校の学校図書館資料選定の資料展示・選書会を開催し、学校への団体貸出利用の促進や資料の充実を図ります。また、課外授業のまち探検や職場体験の受入れ等、授業カリキュラムに応じて支援します。

③ 若者の多様な学びを支える取組の推進

18 歳～29 歳の若者が、進学や就職、資格取得などの目的に応じて学びを深められるよう、多様な資料や講座、情報提供を充実させます。図書館をきっかけに新たな興味や関心を育み、地域とつながりを深められる環境づくりを推進します。

基本目標３　誰もが利用しやすい図書館サービスと環境づくりを推進します

誰もが時間や場所、障害の有無等にかかわらず、図書館サービスを利用できるよう、図書館におけるＤＸや利用者に対する支援を推進するとともに、様々な主体との連携を通じて、学びや交流の拠点となる地域に開かれた図書館づくりを進めます。

施策（１）図書館におけるＤＸの推進

電子書籍（電子雑誌・オーディオブックを含む。）、音楽配信等、来館を前提としない図書館サービスの充実を図ります。また、郷土・行政資料のデジタル化やＩＣＴを活用した利用環境の整備を進め、図書館サービスの利便性とアクセシビリティ向上を図ります。

① 図書館の多様な楽しみ方や活用を伝える情報発信の充実

区の広報媒体や地域イベント等を活用し、年代やライフスタイルに応じた多様な図書館サービスの魅力や有用性を発信することで、これまで区立図書館をあまり利用しなかった人も含めて、図書館サービスの利用促進を図ります。

② 電子配信サービス等の来館を前提としない図書館サービスの推進　新規　拡充

電子書籍及び電子雑誌のコンテンツを充実させ、積極的に周知します。また、新たにクラシック音楽を中心とした音楽配信サービスを導入を検討するとともに、区立学校の児童・生徒を対象に児童書や図鑑、資格試験の参考書等の読み放題サービスの導入を検討します。

③ ＩＣＴを活用した利用環境の向上　新規　重点

郷土・行政資料をデジタル化し、インターネット上で利用しやすい形（デジタルアーカイブ）で公開し、その掲載数を増やします。

また、三田図書館で導入している来館と同時に座席を利用できる座席予約システム※や、カウンターを通さずに予約した資料の受取ができる予約資料受取棚を三田図書館以外の各館への導入に向けて取り組みます。

さらに、ＬＩＮＥを活用した利用者登録機能について、ＳＮＳ※や講座を通じてこれらの取組を周知し、利用促進につなげます。あわせて、バーチャル空間で図書を選ぶことができる３Ｄ書架・ＶＲ図書館等の導入を検討します。



座席予約システム


予約資料受取棚

※座席予約システム：利用者が事前にＷＥＢで座席を予約することで、来館と同時に座席を利用できるシステムのこと。
※ＳＮＳ：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

施策（２）誰もが利用しやすい図書館サービスの提供

読書や来館が困難な人への支援を充実させ、誰もが利用しやすい環境を整えます。図書館の施設は、一層のバリアフリー化とユニバーサルデザイン※の導入、多言語化を進め、誰もが読書を楽しみ、求めている知識や情報を得ることができるよう、利便性の向上を図ります。

① 誰でも利用しやすい読書・利用支援

拡大読書器の提供、音訳ボランティアによる対面朗読、デイジー※図書や点字図書などを充実させ、視覚障害者や高齢者への読書・利用を支援します。また、学校や福祉施設と連携し、だれもが読書に親しめるよう取り組みます。

② 来館が困難な利用者への資料提供の支援

本や雑誌を自宅などに届ける宅配サービスを実施することで、来館が困難な高齢者や障害者、妊産婦、長期入院者等を支援します。また、広報を充実させることで制度の周知を図り、利用しやすい環境づくりと利用拡大に取り組みます。

コラム

りんごの棚　～だれでも楽しめる読書のかたち～

「りんごの棚」は、子どもたちがそれぞれの特性や状況にあった方法で読書を楽しめるよう、様々な工夫がされた本を集めたコーナーです。平成５（1993）年にスウェーデンの図書館で始まり、世界各地に広がっています。

棚には、短い文章と写真や絵、ピクトグラムなどで構成された「LL ブック」をはじめ、点字の絵本、手で触って楽しめる絵本、大きな文字で書かれた本などがあります。

本の楽しみ方は一つではありません。一人ひとりの特性や状況にあった本や読み方に出会える環境をつくることで、だれもが読書に親しむきっかけを広げています。



りんごの棚

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げること。
※デイジー：視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のための電子書籍の国際標準規格のこと。

施策（３）人が集い、つながる図書館の場づくり

区内に所在する大学・専門機関の図書館、美術館、大使館等の外部組織との連携を進め、利用者の学習ニーズの高度化・専門化に応えます。また、区内企業等との連携や地域で活動する区民との協働を推進します。あわせて、図書館サービスに携わるボランティアの育成と活躍機会の充実に取り組みます。

① 利用者同士が交流できる環境づくりの推進

会話をしながら学習できるスペースや小学生の夏休みの居場所として集会室等を開放するなど、多様な過ごし方や居場所のニーズに対応できるよう、既存施設の活用を検討します。また、中高生懇談会や在勤者向け講座など、人がつながる機会を創出します。

② 多様な主体との連携強化

郷土歴史館やみなと科学館の社会教育施設、大使館、企業、地域との連携を強化し、出張おはなし会やウィキペディアタウン※をはじめとするイベントを実施します。また、区有施設への図書館連携施設※機能を付加することについて検討します。

③ ボランティアの育成及び活用

図書館活動を支えるボランティアの育成を進めるとともに、絵本の修理や資料整備、誰もが読書を楽しめる環境を整える読書バリアフリーを支える活動など、ボランティア活用の機会を拡大し、区民との協働による図書館サービスの充実を図ります。

※ウィキペディアタウン：郷土資料を駆使して調べ上げた地域の文化財や名所に関する情報を、ウィキペディア（インターネット上のフリー百科事典）に記事として掲載するイベントのこと。
※図書館連携施設：区立図書館と連携し、区立図書館が所蔵する図書の貸出し及び返却ができる区有施設のこと。

第５章　学びを支える環境づくり分野

１　学びを支える環境づくり分野の位置付け

学びを支える環境づくり分野は、学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービスの各分野における取組を補完し、区立学校に限らない多様な教育機会の確保、就学・教育費等への支援、文化財の保存・活用など、教育行政全体として計画的に推進する必要性が高い施策・取組を整理する分野です。

推進計画では、学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービスの４分野について、それぞれの特性を踏まえ、「めざすべき姿」「目標」「施策」「取組」を体系的に整理しています。

一方、学びを支える環境づくり分野は、特定の施設、対象又は既存の個別計画に限定されず、従来の個別計画では位置付けがない、又は位置付けが分かりにくかった支援施策を、教育行政全体の視点から明確に位置付けるため、新たに設けるものです。

これにより、多様な教育機会へのアクセス、就学先を横断した支援、学びの継続を支える経済的支援、地域の文化財を生かした学びなどについて、計画上の位置付けと取組相互のつながりを明確にし、教育施策全体の見通しを高めます。

２　学びを支える環境づくり分野に掲載する施策・取組の考え方

学びを支える環境づくり分野に掲載する施策・取組は、次の考え方に基づいて整理します。

① 従来の個別計画では位置付けがない、又は体系的な位置付けが明確でない取組であること

学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービスの各分野に明確な掲載先がある取組は、原則として当該分野に主掲載します。

② 教育行政全体として位置付ける必要性が高いこと

区立学校に限らない多様な教育機会の確保、就学・教育費等への支援、文化財の保存・活用など、教育行政全体の視点から計画に位置付ける意義がある取組を対象とします。

③ 支援の目的や対象が明確であること

制度や事業を単に列挙するのではなく、どのような学びの機会を支えるのか、また、どのような子ども・若者、家庭、区民を支えるのかを明確にして整理します。

コラム

学びを支える施設、設備、その他の環境整備に関する取組

学びを支える施設、設備、その他の環境整備に関する取組は、それぞれの目的や対象に応じて、学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービスの各分野に掲載しています。主な取組については、次の関連ページをご覧ください。

学校教育・幼児教育分野

施策番号	施策に対する取組	掲載ページ
4-(1)-③	安心・安全で新しい時代の学びに対応した魅力ある教育環境の整備	50
4-(1)-④	安全な通学環境の確保	51
4-(2)-①	業務見直しと校務ＤＸ等による効率化及び負担軽減の推進	52

生涯学習分野

施策番号	施策に対する取組	掲載ページ
1-(3)-③	生涯学習施設における子どもの学びの場の提供	70
2-(3)-②	生涯学習施設の学習環境の充実	74
3-(1)-②	出前授業や職場体験場所の充実	75

スポーツ分野

施策番号	施策に対する取組	掲載ページ
1-(2)-⑪	障害者スポーツの環境の向上	97
2-(3)-①	総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）への支援	103
3-(1)-①	区立スポーツ施設等の充実	107
3-(1)-②	スポーツ施設の計画的な維持管理	107
3-(1)-③	（仮称）北青山三丁目地区スポーツ施設の整備	108
3-(2)-①	校庭・体育館等の開放	109
3-(2)-②	学校屋内プールの開放	109

図書館サービス分野

施策番号	施策に対する取組	掲載ページ
3-(1)-③	ＩＣＴを活用した利用環境の向上	130
3-(2)-①	誰でも利用しやすい読書・利用支援	131
3-(3)-①	利用者同士が交流できる環境づくりの推進	132

3　めざすべき姿

学びを支える環境づくり分野では、以下の「めざすべき姿」と２つの基本目標に基づき、施策・取組を体系的に推進します。

一人ひとりが自分にあった学びを選び、
安心して学び続けられる環境をつくる

基本目標１　成長段階に応じた自分にあった学びを選べる機会を充実します

港区には、区立学校に加え、私立学校、インターナショナルスクール、大学、企業、大使館等、多様な教育機関や教育資源が集積しています。

子ども・若者が、港区の地域特性や多様な教育資源を生かした学びに触れ、自らの関心や希望に応じて学びを選択し、将来の可能性を広げることができるよう、多様な教育機会を充実します。

基本目標２　誰もが安心して学び、成長し続けられる環境を整備します

家庭の経済状況や就学先の違いにかかわらず、子ども・若者が安心して学び、将来に向けて挑戦できる環境を整備します。

また、文化財や郷土資料など、地域の歴史と文化を伝える文化財を適切に保存し、学校教育、生涯学習、図書館サービス、地域活動等に活用することで、子どもから大人までが身近な地域について学び続けられる環境を整えます。

4　現状と課題

（１）多様な学びの選択肢の充実

港区には、区立学校に加え、私立学校、インターナショナルスクール、大学、企業、大使館等、多様な教育機関や教育資源が集積しています。また、海外留学や探究型学習、文化・スポーツ活動など、学校種別や教育課程の枠を越えた学びへの関心も広がっています。

区では、海外留学支援事業、ＭＩＮＡＴＯリズムダンスフェスタ、港区中学生・高校生探究型学習発表会等を通じ、子どもたちが多様な学びや体験に触れる機会を提供しています。また、「Ｍｉｋｋｅ！!港区」により、区内の幼稚園、小・中学校、高等学校の教育方針や特色、教育活動等に関する情報を発信しています。

今後は、子どもや保護者が多様な教育機会に関する情報を分かりやすく得て、自らの関心や希望に応じた学びを選択できるよう、情報発信や教育機関等との連携を充実する必要があります。
インターナショナルスクールが多く立地する地域特性を踏まえ、多様な背景をもつ子どもと家庭に対する情報提供や支援の在り方を検討する必要があります。

（２）学び続けられる環境の整備

家庭の経済状況や就学先にかかわらず、子ども・若者が安心して学び、将来に向けて挑戦できる環境を整えることが重要です。

区では、就学援助や奨学資金、私立小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対する給食費相当額の補助、私立幼稚園に通う子どもの保護者に対する保育料等の補助を実施しています。また、小・中学校への入学や中学校の卒業という節目に、就学先を問わず、子どもの成長と新たな挑戦を応援する取組を行っています。

港区には、地域の歴史や文化を伝える文化財や郷土資料等の文化資源が豊富にあります。区では、これらの収集、調査・研究及び保存を進めるとともに、デジタル公開や郷土歴史館における展示を通じて、その価値を発信しています。

教育費の負担や支援制度の利用状況を踏まえ、必要な支援を充実するとともに、制度を必要とする家庭に分かりやすく情報を届け、確実な利用につなげる必要があります。
今後は、文化財を適切に保存して次世代へ継承するとともに、展示やデジタルアーカイブ等を通じて利用しやすい環境を整え、学校教育や生涯学習等における活用を進める必要があります。

5　施策の全体像

一人ひとりが自分にあった学びを選び、安心して学び続けられる環境をつくる

基本目標１　成長段階に応じた自分にあった学びを選べる機会を充実します

（１）子どもたちの多様な学びの機会の創出
（２）私立学校等との連携による情報発信の充実
（３）多様な教育ニーズに対応した教育環境の整備

基本目標２　誰もが安心して学び、成長し続けられる環境を整備します

（１）安心して学び続けるための経済的支援の充実
（２）子どもの成長と将来への挑戦を支える環境の整備
（３）文化財の保存と活用の推進

6　目標・施策・取組の展開（具体的な取組等）

めざすべき姿を実現するための施策展開の方向性として、２つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

新規・・・新たに取り組むもの
拡充・・・内容を充実するもの
重点・・・取組目標と成果指標を明示し、年次計画を設け重点的に取り組むべきもの

基本目標１　成長段階に応じた自分にあった学びを選べる機会を充実します

施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）子どもたちの多様な学びの機会の創出	① 海外留学支援事業の実施		140
	② ＭＩＮＡＴＯリズムダンスフェスタの実施		140
	③ 港区中学生・高校生探究型学習発表会の実施		140
（２）私立学校等との連携による情報発信の充実	① Ｍｉｋｋｅ！港区における情報発信		141
	② 私立幼稚園と連携した情報発信		141
（３）多様な教育ニーズに対応した教育環境の整備	① インターナショナルスクール施策の検討		141

基本目標２　誰もが安心して学び、成長し続けられる環境を整備します

施策	施策に対する取組	新規 拡充 重点	掲載 ページ
（１）安心して学び続けるための経済的支援の充実	① 就学援助の実施		142
	② 奨学資金の実施	拡充	142
	③ 私立学校等就学者給食費相当額給付金の支給		142
	④ 私立幼稚園に通う子どもの学びを支える環境づくり	拡充	142
（２）子どもの成長と将来への挑戦を支える環境の整備	① 新入学期等応援祝金の支給		143
（３）文化財の保存と活用の推進	① 文化財の保存とデジタルアーカイブの推進		143
	② 郷土歴史館の展示を通じた資料の活用		143

■評価指標

【分野の数値目標、成果指標等】	現状	４年間			
	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
多様な学び機会関連事業参加者数（海外留学支援事業・リズムダンスフェスタにおける参加者数）	680 人	687 人	700 人	707 人	714 人
各支援制度利用者数※	10,856 人	10,964 人	11,183 人	11,294 人	11,398 人

※　奨学資金利用者数、就学援助認定者数、私立学校等就学者給食費相当額給付金支給者数及び私立幼稚園等園児保護者補助金交付者数の合計。

基本目標１　成長段階に応じた自分にあった学びを選べる機会を充実します

港区に集積する多様な教育機関、企業、大学、文化財等との連携を生かし、子ども・若者をはじめ多くの人が港区ならではの学びや体験に触れ、自らの関心や希望に応じて学びを選択できる機会を充実します。

施策（１）子どもたちの多様な学びの機会の創出

港区に住み、学ぶ子どもたちに対して、様々な学びの機会を提供することで、自身の興味や関心に応じた知識を深め、将来を描きながら前向きに取り組む気持ちや、目標に向けて一歩踏み出す力を醸成し、社会を生き抜く力を育みます。

① 海外留学支援事業の実施

海外留学や海外大学進学に関する最新情報や体験機会の提供、個別の相談対応等を通じて、子どもが海外で学び、国際感覚を身につけるとともに幅広い進路を見出し、日本や世界で活躍するきっかけをつくります。

② MINATOリズムダンスフェスタの実施

区内公私立学校や児童館、子ども中高生プラザに通う児童・生徒を対象としたダンス大会の実施を通じて、子どもたちの健康保持・増進や体力向上に加え、ダンスに親しみながらチームの絆を深める機会を創出します。また、学校種別を越えた交流の機会を設け、多様な体験の充実につなげます。

③ 港区中学生・高校生探究型学習発表会の実施

区在住・在学の中学生・高校生が、自ら設定したテーマで行った探究活動の成果を募集・審査し、受賞した作品について発表する機会を設けます。作品の審査は、区や区と連携している企業や大学等が一緒に行い、様々な立場や視点から子どもたちを称賛します。

施策（２）私立学校等との連携による情報発信の充実

子どもや保護者が区内の幼稚園や学校に関する情報に容易にアクセスできる環境を整え、自分にあった学びを選択できるよう、区内の幼稚園、小中学校、高等学校と連携し、教育方針や学びの特色などを幅広く発信します。

① Mikke！港区における情報発信

区内の幼稚園、小・中学校、高等学校と連携し、幼稚園や学校の情報を集積したサイトを運営します。学校の基本情報に加え、様々な取組に関する情報を学校が自らタイムリーに発信することで、区内学校の魅力を多くの方に知ってもらう機会を創出します。また、サイト内で区主催事業等の情報発信を充実させることで、子どもたちの参加機会の拡大につなげます。

② 私立幼稚園と連携した情報発信

区内の公私立幼稚園や関係者による港区公私立幼稚園連絡協議会を定期的に開催し、幼稚園の魅力向上や情報共有に取り組む中で、幼稚園教育のよさや各園の特徴を紹介する冊子「ようちえんでまってるよ」の発行など、積極的な情報発信に取り組みます。

施策（３）多様な教育ニーズに対応した教育環境の整備

多様な人々が暮らし、インターナショナルスクールが立地する港区の地域特性を踏まえ、就学義務制度との関係を整理するとともに、子どもたちが安心して学べる環境の確保に向けた検討を進めます。

① インターナショナルスクール施策の検討

区内に多くのインターナショナルスクールが立地する地域特性を踏まえ、就学義務制度との関係を整理するとともに、子どもや家庭の多様な背景、生活状況等にも配慮しながら、教育環境の確保に向けた検討を進めます。

基本目標２　誰もが安心して学び、成長し続けられる環境を整備します

施策（１）安心して学び続けるための経済的支援の充実

家庭の経済状況や就学先などにかかわらず、全ての子どもや若者が安心して学び続けられるよう支援します。就学、進学、学校給食、幼児教育などに係る経済的な負担を軽減し、学びを継続できる環境を整えます。

① 就学援助の実施

経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、学校生活に必要な費用の援助を行います。全ての子どもが安心して学校生活を送り、学び続けられる環境を整備します。

② 奨学資金の実施　拡充

向学心がありながら経済的な理由により進学等が困難な生徒・学生に対して奨学資金を給付・貸付します。社会経済状況や教育費の負担、支援ニーズ等を踏まえ、奨学資金制度の対象や支援内容の充実に向けた検討を進めることで、家庭の経済状況にかかわらず、将来に向けて意欲的に学び続けられる環境を整えます。

③ 私立学校等就学者給食費相当額給付金の支給

私立小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対し、給食費相当額を支給します。就学先にかかわらず教育費負担の軽減を図り、安心して学び続けられる環境を整備します。

④ 私立幼稚園に通う子どもの学びを支える環境づくり　拡充

私立幼稚園の保育料については、国や都の給付額に加え、区独自の補助金を上乗せして支給しています。入園料や副食費についても、保護者に対してその一部を補助し、 幼稚園入園を希望する保護者が幅広く選択肢をもつことができるよう取り組みます。

また、公私立幼稚園でともに港区の幼稚園教育を推進するため、港区私立幼稚園連合会に対し、人件費や必要物品の購入に係る費用の一部を補助し、港区私立幼稚園連合会の円滑な運営と私立幼稚園の経営基盤の確立を支援することで、幼児教育のさらなる振興につなげます。

コラム

港区の幼稚園紹介「ようちえんでまってるよ」

子育て家庭をはじめ、たくさんの方に幼稚園の魅力を知ってもらうため、港区の幼稚園に共通するよさや、保育園との違い、港区にある公私立幼稚園の紹介を掲載した「ようちえんでまってるよ」を作成しています。

区ホームページに掲載するほか、各幼稚園や区の子育て関連施設等で配布をしています。

ようちえんでまってるよ

施策（２）子どもの成長と将来への挑戦を支える環境の整備

小・中学校入学や義務教育課程を修了する中学校卒業は、子どもたちが将来への希望と期待をもって新たな学びや進路へ踏み出す、人生の大切な節目です。義務教育期間の節目に、未来を担う子どもたちを社会全体で支え、その成長と挑戦を応援する取組を推進し、新たな学びや進路への希望を育みます。

① 新入学期等応援祝金の支給

義務教育期間の節目に、全ての子どもたちの新たな門出を祝い、応援するため、公私立等の区別なく、小学校新１年生、中学校新１年生、中学校３年生（卒業期）の学齢の区民を対象に、応援祝金を支給します。

施策（３）文化財の保存と活用の推進

指定文化財や郷土資料などの文化財を適切に保存し、港区の歴史と文化を次世代へ継承します。また、郷土歴史館における展示やデジタル公開を通じて、子どもから大人までが地域の歴史と文化に触れ、学びに活用できる機会を充実します。

① 文化財の保存とデジタルアーカイブの推進

郷土の自然、歴史、文化に関わる資料を積極的に収集するとともに、調査・研究を進め、適切に保存します。誰もが港区の文化財に容易にアクセスできるよう、指定文化財や歴史資料、発掘調査報告書などをデジタル形式によりインターネット上で公開し掲載数を増やします。

② 郷土歴史館の展示を通じた資料の活用

海・ひと・まちをテーマに郷土の自然、歴史、文化をまとめた常設展示をはじめ、様々な視点でとらえた港区をテーマにした企画展・特別展を開催します。常設展示の資料や設備は計画的に更新し、来館のたびに新しい発見につながる変化と躍動感に富んだものとします。さらに、常設展示室のリニューアルについて検討します。多彩な展示により、郷土歴史館の魅力向上を図り、文化財の価値を効果的に発信します。

コラム

高輪築堤跡とは

明治５（1872）年、日本初の鉄道が新橋・横浜間で開業しました。海上に線路を敷設するために築かれたのが高輪築堤です。港区の歴史と日本の近代化の歩みを伝える貴重な文化財です。

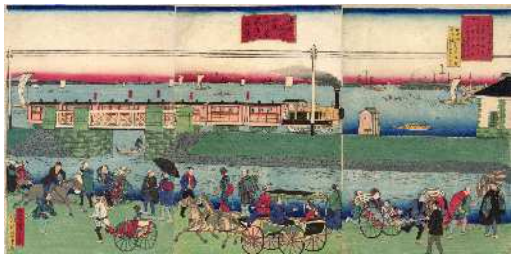
港区教育委員会では、高輪築堤跡を後世に残していくため、所有者の協力のもと、発掘調査を実施しました。

調査の成果として、高輪築堤跡が長い区間に及ぶ海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する良好な状態で残されていることや信号機跡が確認されています。

この高輪築堤跡は、令和３（2021）年９月 17 日に第７橋梁部（約 80m）及び公園部（約 40m）の２か所を「史跡旧新橋停車場」に追加指定し、史跡の名称が「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」となりました。

なお、国史跡に指定された高輪築堤跡は、令和９（2027）年度に公開される予定です。

今後も歴史的な文化財を次世代に継承するために、文化財所有者や関係機関等と連携し、文化財の保存と活用を進めながら、地域の歴史に親しみ、触れる機会を提供していきます。



歌川広重（三代）「東京品川海辺蒸気車鉄道之真景」/郷土歴史館蔵



第７橋梁 橋台部国指定史跡範囲／郷土歴史館蔵

第６章　分野横断的な取組

教育を取り巻く課題は、デジタル化の進展、子ども・家庭を取り巻く課題の多様化、地域とのつながりの変化などにより、特定の分野だけでは対応しにくいものが増えています。

推進計画では、学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービス及び学びを支える環境づくり分野に位置付けた取組のうち、複数の分野に共通するものを横断テーマごとに再整理し、教育施策全体のつながりを分かりやすく示します。

なお、「分野横断的な取組」は新たな施策分野を設けるものではなく、各分野に主掲載した取組を再掲し、計画全体を見通すための整理枠です。

分野横断的な取組１　教育ＤＸの推進と未来を切り拓く力の育成

共通する課題認識

ＡＩやデジタル技術の進展、グローバル化の進行などにより、社会環境は急速かつ複雑に変化しています。こうした中、多様化する教育ニーズに的確に対応するため、ＩＣＴや教育データ等を活用した教育ＤＸの推進が求められています。また、子どもたちには、知識・技能の習得に加え、自ら課題を発見し、主体的に考え、多様な他者と協働しながら課題を解決する力や、変化の激しい社会に柔軟に対応し、未来を創造していく力が求められています。

各分野での具体的な取組

分野横断的な取組１　教育ＤＸの推進と未来を切り拓く力の育成			
分野	施策番号	施策に対する取組	掲載ページ
学校教育	１-（１）-①	全ての教職員による組織的・計画的な人権教育の推進	38
	１-（１）-②	各幼稚園、小・中学校における道徳教育の一層の充実	38
	１-（１）-③	子どもの人権を尊重した、いじめ防止のための対策の推進	38
	２-（１）-①	デジタルを活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進	43
	２-（２）-①	体験的、探究的な学習活動を通じた理数教育等の充実	44
	２-（２）-②	教科横断的な探究活動を通じたＳＴＥＡＭ教育の推進	44
	４-（２）-①	業務見直しと校務ＤＸ等による効率化及び負担軽減の推進	52
生涯学習	１-（１）-③	生涯学習講座の動画配信の実施	68
	１-（３）-④	子ども向け麻雀体験会の実施	71
	２-（１）-①	生涯学習情報の発信の強化	72
	３-（２）-④	学びの循環事業「まなマルシェ」の実施	77

分野横断的な取組１　教育ＤＸの推進と未来を切り拓く力の育成			
分野	施策番号	施策に対する取組	掲載ページ
スポーツ	１-（４）-①	先端的なデジタル技術を活用した新たなスポーツの楽しみ方の創出	99
図書館サービス	１-（２）-②	レファレンスサービス（調べもの相談）・学習支援	125
	３-（１）-①	図書館の多様な楽しみ方や活用を伝える情報発信の充実	130
	３-（１）-②	電子配信サービス等の来館を前提としない図書館サービスの推進	130
	３-（１）-③	ＩＣＴを活用した利用環境の向上	130
学びを支える環境づくり	１-（１）-①	海外留学支援事業の実施	140
	１-（２）-①	Ｍｉｋｋｅ！港区における情報発信	141
	２-（３）-①	文化財の保存とデジタルアーカイブの推進	143

分野横断的な取組２　個別最適な学びの支援

共通する課題認識

障害の有無、言語、学習状況、生活背景等により、一人ひとりの教育的ニーズは異なります。個々の状況に応じた学びの場や支援を充実します。また、デジタル技術等を活用した指導の個別化と学習の個性化に基づく「個別最適な学び」を進める必要があります。

各分野での具体的な取組

分野横断的な取組２　個別最適な学びの支援			
分野	施策番号	施策に対する取組	掲載ページ
学校教育	1-(2)-①	保幼小の連携の推進による「架け橋期の教育」の充実	39
	1-(2)-②	子どもの自主性、協調性を育む体験的な学習の充実	40
	1-(2)-③	学力の向上、論理的思考力、判断力、表現力の育成	40
	1-(3)-①	発達段階に応じた運動能力を伸長させるための教育の推進	42
	1-(3)-②	発達段階を考慮した体系的・計画的な食育の推進	42
	2-(1)-②	児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の推進	43
	3-(1)-①	子どもが自己存在感等を高められる不登校対策の推進	47
	3-(2)-①	よりよく生きる力を育むための特別支援学級の充実	48
	3-(3)-①	学校生活への適応をめざした日本語指導の充実	48
	3-(4)-①	幼稚園、小・中学校の 12 年間を見通す視点に立った特別支援教育体制の整備	49
	3-(4)-②	特別な配慮を必要とする幼児への支援体制の充実	49
	4-(1)-③	安心・安全で新しい時代の学びに対応した魅力ある教育環境の整備	50
生涯学習	1-(1)-①	だれでも学べる機会の提供事業の充実	67
	2-(1)-②	生涯学習施設の相談機能の充実	72
	2-(1)-③	リカレント教育・リスキリング情報の提供	72
スポーツ	1-(2)-①	スポーツ体験機会の充実	92
	1-(2)-⑦	障害者のスポーツ参加の機会の充実	95
図書館サービス	2-(1)-②	絵本貸出定期便をきっかけとした乳幼児期の読書環境支援	127
	2-(2)-①	小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進	129
	2-(2)-②	学校図書館との情報交換及び支援	129
	3-(2)-①	誰でも利用しやすい読書・利用支援	131
	3-(2)-②	来館が困難な利用者への資料提供の支援	131

分野横断的な取組３　教育の担い手支援・多様な主体との連携

共通する課題認識

教育の質の向上と持続可能な教育体制の構築に向けて、教職員等の働き方改革を進めるとともに、学校、家庭、地域、大学、企業、ＮＰＯ、競技・文化芸術団体等が、それぞれの役割と強みを生かして連携･協働することが重要です。部活動の地域展開を含め、学校と地域が目標を共有し、子どもの継続的な学びや活動を支える体制を整える必要があります。

各分野での具体的な取組

分野横断的な取組３　教育の担い手支援・多様な主体との連携			
分野	施策番号	施策に対する取組	掲載ページ
学校教育	４-（２）-①	業務見直しと校務ＤＸ等による効率化及び負担軽減の推進	52
	４-（２）-②	外部人材の効果的活用も含めた業務分担の推進と体制強化	53
	４-（２）-③	健康確保と安全対策の推進による働きやすい環境の整備	55
生涯学習	１-（２）-②	ＰＴＡとの連携	69
	２-（２）-①	地域団体や企業等との連携による学びの場の提供	73
	３-（１）-①	地域学校協働活動の推進	75
	３-（１）-②	出前授業や職場体験場所の充実	75
	３-（２）-③	社会教育関係団体との連携	77
スポーツ	２-（１）-①	ハーフマラソンのチャリティ募金を活用したパラスポーツメイト養成講座の支援	101
	２-（１）-②	ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業の実施	101
	２-（２）-③	スポーツ指導者の育成と資質向上	102
	２-（３）-①	総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）への支援	103
	２-（３）-②	スポーツ推進委員協議会の活動支援	104
	２-（３）-③	（一財）港区体育協会への支援・連携	104
	２-（３）-④	社会体育団体への支援	104
	２-（３）-⑤	（公財）港区スポーツふれあい文化健康財団との連携	104
	２-（３）-⑥	競技団体との連携	104
	２-（３）-⑦	区民大会等の開催	105
	２-（３）-⑧	企業との連携によるスポーツ推進	105
図書館サービス	１-（２）-③	専門図書館・大学図書館とのネットワーク化の推進	125
	１-（２）-④	ビジネス支援等のための情報提供の充実	125
	２-（１）-③	幼稚園・保育園等の子ども関連施設との連携強化	127
	２-（２）-②	学校図書館との情報交換及び支援	129
	３-（３）-②	多様な主体との連携強化	132
	３-（３）-③	ボランティアの育成及び活用	132

分野横断的な取組４　グローバル化・多文化共生への対応

共通する課題認識

グローバル化や多文化共生社会の進展に伴い、子どもたちには、地域や自国の文化・価値観への理解を深めるとともに、多様な文化や価値観を尊重しながら協働する力が求められています。そのため、国際理解教育や外国語教育を一層推進し、コミュニケーション能力や語学力を育むとともに、海外の文化への理解を深める機会の充実を通じて、多文化共生社会を担い、国際社会で活躍できる人材の育成を図る必要があります。

各分野での具体的な取組

分野横断的な取組４　グローバル化・多文化共生への対応			
分野	施策番号	施策に対する取組	掲載ページ
学校教育	２-（３）-①	英語を活用したコミュニケーション能力のさらなる向上	45
	２-（３）-②	幼児期からの一貫した港区ならではの国際理解教育の推進	45
	３-（３）-②	教育機会提供のためのイングリッシュサポートコースの充実	48
生涯学習	１-（１）-④	港ユネスコ協会の支援	68
	１-（２）-③	青年期の学びの場の創出	69
スポーツ	１-（１）-③	ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンの開催	90
	３-（４）-②	スポーツを通じた国際交流の推進	111
	３-（４）-⑦	地域スポーツにおける多文化共生の推進	112
図書館サービス	１-（１）-③	多言語資料の収集と活用	124
	３-（３）-②	多様な主体との連携強化	132
学びを支える環境づくり	１-（１）-①	海外留学支援事業の実施	140
	１-（３）-①	インターナショナルスクール施策の検討	141

第３編　参考資料

1　港区教育ビジョン（概要）

（1）港区教育ビジョンとは

港区教育ビジョンは、令和７（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間を通じて、港区の教育の根幹となる基本理念、めざす人間像、取組の方向性を示すもので、教育基本法第 17 条第２項に基づく港区の「教育振興基本計画」です。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項に基づき、区長が定める「港区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（港区教育大綱）と理念を共有しています。

（2）港区教育ビジョンの目的

教育ビジョンは、教育委員会だけではなく、区の関係部署、学校、家庭、地域等の多様な主体が教育の担い手となり、先進的・発展的な教育施策を推進するために、学校教育と生涯学習を貫く港区の教育の方向性を一層明確にすることを目的としています。

（3）港区がめざすこれからの教育

①　基本理念

誰一人取り残すことなく、
全ての人の学びを生涯にわたり支える

人生 100 年時代において、生涯にわたって心豊かに生きるためには、ニーズに応じた学習やスポーツの機会を適切に得ることが重要です。

乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じ、誰一人取り残すことのない、個々の状況に応じた多様な学びを支援します。

②　めざす人間像

他者を思いやる心を持ちながら、
自ら学び、考え、行動し、心豊かに生きる人

誰もが生きやすく、ともに支え合いながら暮らす優しい地域社会を実現するためには、多様性を理解し、他者を思いやれる心を育むことが重要です。誰もが多様な機会や環境で学び、考え、行動し、心豊かに生きられるよう支え、人生において自身にとってのウェルビーイングを得られる人を育みます。

（４）港区の教育における基本的方向性

①「徳」「知」「体」を育む質の高い教育の推進

●人権の尊重や多様性の理解を深め、自分や他者を大切にする心を育む
●予測困難な時代でもウェルビーイングを向上させるための資質・能力を育む
●生涯を通じて健やかに生きるための体力を育む

②グローバル社会で活躍する力の育成

●身近な地域や自国の文化、価値観等を理解し、世界で活躍する礎を育む
●国際理解教育を一層推進し、コミュニケーション能力や語学力を育む
●海外の文化に対する理解を深め、多文化共生社会を担う力を育む

③未来を切り拓く人材の育成

●様々な社会課題を自ら探究し解決できる人材を育成する
●デジタル社会の実現を牽引し、新たな価値を創造する作り手を育成する
●幅広い協働や体験をとおして、持続可能な社会の創り手を育成する

④生涯にわたり自由に学ぶことができる環境の充実

●誰もが自由に学び、スポーツを楽しめる環境を整える
●様々なメディアを活用して、豊かな人生を送るための教養を育む
●郷土愛をもって地域の発展に寄与する人材を育成する

⑤多様な学びに丁寧に寄り添う教育の推進

●「自分らしさ」を尊重した学びを支援する
●障害のある子どもや外国籍の子どもの学びとその家庭を支援する
●個々の理解や状況に応じた自由な学びを支援する

⑥学びの環境整備と教育の担い手の支援

●子どもから高齢者まで、適切な学びの機会や居場所を整える
●多様な主体との連携により教育の担い手を確保・育成し、持続可能な仕組みづくりを推進する
●教育の担い手が安心して活動できる環境改善をより一層推進する

（５）教育ビジョンの実現に向けて

①　区の教育行政における計画の着実な推進

教育ビジョンが示す基本理念やめざす人間像、基本的方向性を踏まえた教育行政における計画に掲げる施策を着実に推進します。また、港区基本計画との整合性を図るとともに、子育てや保健福祉、環境、防災など、区の関係部署が策定する個別計画とも整合性を図り、分野横断的に施策を推進し教育ビジョンを実現します。

②　教育ＤＸの推進

デジタル技術の革新がもたらす課題や影響を踏まえ、その効果性を深く吟味しながら学校教育から生涯学習、スポーツ、図書館、文化財まで幅広い教育分野において DX を推進し、多様な教育・サービスを提供するとともに、業務の改善・効率化等を行い、質の高い教育を追求することで教育ビジョンを実現します。

③　子どもの思いに応える

子どもに関する施策を策定し、実施し、評価するときは、子どもを真ん中に置きながら分野横断的に取り組む子どもセンタードの考え方に基づき、当該施策の対象となる子どもや保護者、その他関係者の考えや意見を様々な手法で汲み取り、その思いを適切に施策に反映することで教育ビジョンを実現します。

④　多様な主体との連携による教育の推進

区内には、町会・自治会、ＰＴＡ、青少年委員、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員、保護司など教育を支える多くの地域団体やグローバルに活躍する企業、多種多様なカリキュラムを展開する私立学校など、豊富な地域資源を有しています。区は、参画と協働を区政運営の柱に据え、多くの地域資源と連携を深めてきました。これまで培ってきた様々な主体との絆を生かし、教育ビジョンを実現します。

⑤　教育委員会による施策の評価・充実・改善

教育委員会では、毎年度、教育行政における計画に掲げる施策の進捗を管理するとともに、その評価を行っています。教育委員会での評価を踏まえ、各施策を充実・改善することで、教育ビジョンを高度に達成し、実現させていきます。

2　関連計画等一覧

分野計画

分野	名称等（計画期間）	内容
子ども・子育て	子ども・若者・子育て総合支援計画 （令和7年度～令和11年度）	子ども･若者が健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会の実現をめざすとともに、幼稚園･保育園及び地域子ども･子育て支援事業等の提供体制や質の確保を計画的に推進する計画です。
福祉・保健	地域保健福祉計画 （令和9年度～令和14年度）	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉など、福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」など、関係する計画を一体的に策定しています。
街づくり	まちづくりマスタープラン （平成29年度からおおむね20年後）	都市計画に関する基本的な方針を示す港区の街づくり分野の最上位の計画です。港区における今後のまちづくりの“道しるべ”となり、区民、企業等、行政がまちの将来像を共有するためのよりどころとなるものです。
環境・リサイクル	環境基本計画 （令和9年度～令和12年度）	環境分野に関する取組の基本的な方向性を示す計画であり、「港区地球温暖化対策地域推進計画」「港区環境率先実行計画」「港区生物多様性地域戦略」「港区気候変動適応計画」「港区環境教育等行動計画」を包含しています。
防災・危機管理	地域防災計画 （計画期間なし）	区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策や震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的とした計画です。
	生活安全･再犯防止推進計画 （令和9年度～令和12年度）	令和９年度から港区生活安全行動計画と港区再犯防止推進計画を一体の計画へと統合し、犯罪被害の防止、犯罪への加担防止、再犯防止、立ち直り支援及び地域での見守りを相互に関連付け、港区に住み、働き、学び、訪れる全ての人が安全・安心を実感できるまちの実現に向けた方針と取組を示します。
産業・地域振興	港区地域振興プラン （令和9年度～令和12年度）	地域コミュニティ、国際化及び文化芸術の３分野に関する施策･取組を一体的に示し、多様な人・文化・地域資源がつながり、誰もが地域活動や交流に参加できる地域社会の実現に向けて、地域振興を総合的に推進する計画です。
	港区産業・観光振興プラン （令和9年度～令和12年度）	産業・観光分野の今後の方向性や取組を示す計画であり、中小企業支援、商店街振興及び観光振興における施策を体系的に掲げるとともに、分野を横断する共通課題への取組を一体的に定めています。

3　区民アンケート実施概要

推進計画策定に向け、学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービス、学びを支える環境づくりの各分野をはじめとする、今後の区の教育等に関する施策や事業を推進する際の基礎資料とするための区民アンケート調査を実施しました。

本アンケートの調査結果を踏まえ、港区の教育推進における課題を整理しました。

区分	対象者	抽出方法	言語	調査期間	調査方法	有効回収数
学校教育・幼児教育	満２～15歳の子どもの保護者	住民基本台帳より無作為	日本語 英語 中国語 ハングル	令和７年10月31日(金) ～11月28日(金)	郵送案内・ＷＥＢ回答	1,622
	区立小学校５年生 区立中学校２年生	全区立小学校５年生 全区立中学校２年生	日本語	令和７年12月５日(金) ～12月19日(金)	学校を通じて配布、ＷＥＢ回答	2,163
生涯学習・スポーツ	18歳以上の区民	住民基本台帳より無作為	日本語 英語 中国語 ハングル	令和７年10月31日(金) ～11月28日(金)	郵送案内・ＷＥＢ回答	1,226
	18歳以上の在住者	インターネットモニター	日本語	令和７年11月10日(月) ～11月25日(火)	インターネットモニター調査	600
	18歳以上の在勤者					600
図書館サービス	18歳以上 の区民	住民基本台帳より無作為	日本語 英語 中国語 ハングル	令和７年10月31日(金) ～11月28日(金)	郵送案内・ＷＥＢ回答	946
	満０～17歳までの子どもの保護者					658
	満10～17歳までの子ども					135
	来館者アンケート調査【一般】	来館者	日本語	令和７年10月24日(金) ～11月６日(木)	図書館にて配布、ＷＥＢ回答	868
	来館者アンケート調査【小学生】					44
	来館者アンケート調査【中学生】					36
	18歳以上の在勤者	インターネットモニター	日本語	令和７年11月10日(月) ～11月25日(火)	インターネットモニター調査	600

調査結果

４　教育推進計画策定委員会設置要綱

○港区教育推進計画策定委員会設置要綱

令 和 ７ 年 ７ 月 １ 日
７港教教教第１０９６号

（設置）

第１条　港区教育推進計画の策定にあたり、様々な視点を踏まえ検討するため、港区教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討する。

（１）　港区教育推進計画の策定に関すること。

（２）　その他必要と認める事項に関すること。

（構成）

第３条　委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員１４人以内をもって組織する。

（１）　区民（公募）　４人以内

（２）　教育・地域関係団体　４人以内

（３）　学識経験者　４人以内

（４）　港区教育委員会事務局教育推進部長

（５）　港区教育委員会事務局学校教育部長

（組織）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。

３　副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（分科会）

第５条　検討事項を専門的に調査検討するために、別表のとおり分科会を設置する。

２　前項の分科会は、座長、副座長、分科会委員をもって組織する。

３　分科会委員は、次に掲げる者のうちから組織する。

（１）学識経験者

（２）公募等により選出された区民

（３）教育・地域関係団体

（４）区立学校（幼稚園）長（図書館サービス分科会除く）

（５）教育関係者及び保育園長（図書館サービス分科会のみ）

４　座長は、分科会委員のうちから互選により選出し、会務を統括する。

５　座長は、分科会を招集し、分科会を主宰し、調査検討の経過及び結果を委員会に報告する。

６　副座長は、委員のうちから座長が指名し、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

７　座長は、必要に応じ、分科会に分科会会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（委員会）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委員会の公開）

第７条　委員会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部教育長室において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

別表

分科会	庶務担当課
学校教育分科会	教育人事企画課
生涯学習分科会（港区社会教育委員会議規則（昭和四十四年三月三十一日教育委員会規則第一号）により設置される港区社会教育委員の会議）	生涯学習スポーツ振興課
スポーツ分科会	生涯学習スポーツ振興課
図書館サービス分科会	図書文化財課

5　港区教育推進計画策定委員会名簿

所属等	氏名	分科会
東京海洋大学理事・副学長 （研究・国際・学術情報担当）	◎舞田　正志	学校教育・幼児教育
東京学芸大学総合教育科学系教授	柴田　彩千子	生涯学習
立教大学スポーツウエルネス学部 特別専任教授	○松尾　哲矢	スポーツ
駿河台大学メディア情報学部講師	青野　正太	図書館サービス
公募区民	工藤　英理子	学校教育・幼児教育
区立中学校ＰＴＡ連合会相談役 （前高松中学校ＰＴＡ会長）	大塚　幸太郎	生涯学習 スポーツ
公募区民	宮部　真行	図書館サービス
教育推進部長	佐々木　貴浩	－
学校教育部長	茂木　英雄	－

◎委員長、○副委員長

6　教育推進計画策定委員会検討経過

開催日程	主な議事
令和７年度　第１回 令和７年９月 26 日	○委員長・副委員長の選出について ○港区教育推進計画について ○港区教育推進計画策定委員会について
令和７年度　第２回 令和８年１月 27 日	○区民アンケート調査結果について ○港区教育推進計画策定方針（イメージ案）について
令和８年度　第３回 令和８年５月 26 日	○港区教育推進計画策定方針（案）について
令和８年度　第４回 令和８年９月４日	○港区教育推進計画素案（案）について
令和８年度　第５回 （書面開催） 令和８年９月 30 日	○港区教育推進計画素案（案）の修正内容について ○（仮称）教育支援分野の候補名称について

7　教育推進計画分科会名簿

（1）学校教育・幼児教育分野

所属等	氏名
東京海洋大学理事・副学長 （研究・国際・学術情報担当）	◎舞田　正志
芝浦工業大学　教授	○谷田川　ルミ
区立幼稚園ＰＴＡ代表	日永田　沙織（令和７年度）
	新井　南（令和８年度）
区立小学校ＰＴＡ代表	林　憲一郎（令和７年度）
	秋元　史樹（令和８年度）
区立中学校ＰＴＡ代表	市川　礼子
公募区民	髙橋　英子
公募区民	工藤　英理子
三光幼稚園長	藤井　未知江
麻布小学校長	橋本　勇一（令和７年度）
高松中学校長	大島　一浩（令和７年度）
港南小学校長	吉川　浩一（令和８年度）
御成門学園御成門中学校長	阿部　俊幸（令和８年度）
保健福祉支援部障害者福祉課長	宮本　裕介（令和７年度）
	小坂　憲司（令和８年度）
子ども家庭支援部子ども政策課長	西川　杉菜（令和７年度）
	鈴木　雅紀（令和８年度）

◎座長、○副座長

（２）生涯学習分野

所属等	氏名
東京学芸大学総合教育科学系教授	◎柴田　彩千子
日本女子大学人間社会学部准教授 東京大学高齢社会総合研究機構客員研究員	○荻野　亮吾
東京家政大学人文学部・文化情報学環准教授	宮地　孝宜
区立小学校ＰＴＡ連合会会長 （白金の丘学園白金の丘小学校ＰＴＡ会長）	秋元　史樹
区立中学校ＰＴＡ連合会相談役 （前高松中学校ＰＴＡ会長）	大塚　幸太郎
青少年委員会副会長	瀬社家　理英子
文部科学省　コミュニティ・スクール推進員 三鷹市教育委員会　三鷹市統括スクール・コミュニティ推進員	四柳　千夏子
区立幼稚園長会 （区立にじのはし幼稚園園長）	飯田　美弥
区立小学校長会 （区立白金の丘学園白金の丘小学校校長）	篠﨑　玲子
区立中学校長会 （区立六本木中学校校長）	髙松　政則

◎議長（座長）、○副議長（副座長）

（３）スポーツ分野

所属等	氏名
立教大学スポーツウエルネス学部 特別専任教授	◎松尾　哲矢
文教大学人間科学部教授	○二宮　雅也
東海大学体育学部講師	秋吉　遼子
嘉悦大学経営経済学部教授	内海　健宏
一般社団法人日本障がい者サッカー連盟事務総長	山本　康太
一般財団法人港区体育協会常任理事	福島　友子
港区スポーツ推進委員協議会会長	伊藤　洋
港区スポーツ推進委員協議会	藤原　いずみ
区立中学校ＰＴＡ連合会相談役 （前高松中学校ＰＴＡ会長）	大塚　幸太郎
芝小学校校長	磯野　智博
赤坂学園赤坂中学校校長	中田　和直

◎座長、○副座長

（４）図書館サービス分野

所属等	氏名
駿河台大学メディア情報学部講師	◎青野　正太
八洲学園大学生涯学習学部准教授	○下山　佳那子
白百合女子大学基礎教育センター准教授	今井　福司
公募区民	宮部　真行
公募区民	森川　春香
芝公園保育園園長	立野　千春
学校教育部教育人事企画課統括指導主事	富樫　学
教育推進部図書文化財課長 区立郷土歴史館長	吉田　宗史

◎座長、○副座長

8　教育推進計画分科会検討経過

（1）学校教育・幼児教育分野

開催日程	主な議事
令和７年度　第１回 令和７年８月１日	○座長・副座長の選任について ○検討委員会の委員推薦について ○スケジュールについて ○アンケート調査（案）について
令和７年度　第２回 令和８年２月６日	○港区教育推進計画策定に向けたアンケート調査の結果報告について
令和８年度　第３回 令和８年７月 24 日	○港区教育推進計画策定方針について ○学校教育分野施策展開（案）について
令和８年度　第４回 令和８年８月 31 日	○港区教育推進計画 学校教育分野 素案（案）について

（2）生涯学習分野

開催日程	主な議事
令和７年度　第１回 令和７年７月３日	○港区教育推進計画（生涯学習分野）の策定について ○教育推進計画（仮称）「生涯学習分野」のアンケート実施概要について
令和７年度　第２回 令和８年１月 26 日	○港区教育推進計画（生涯学習分野）の策定に係るアンケート調査の結果報告について
令和８年度　第３回 令和８年７月１日	○港区教育推進計画（生涯学習分野）について
令和８年度　第４回 （書面開催） 令和８年８月 24 日	○港区教育推進計画（生涯学習分野）素案（案）について
令和８年度　第５回 令和８年９月 24 日	○港区教育推進計画（素案）【生涯学習分野】について

（３）スポーツ分野

開催日程	主な議事
令和７年度　第１回 令和７年８月26日(火)	○座長・副座長の選出について ○教育推進計画（スポーツ分野）の策定について ○アンケート調査の実施概要及び設問案について ○港区教育推進計画策定委員会委員の選出について
令和７年度　第２回 令和８年１月29日(木)	○港区教育推進計画スポーツ分野の策定に係るアンケート調査の結果報告について ○港区のスポーツにおける現状・方向性（イメージ）について
令和８年度　第３回 令和８年７月23日(木)	○港区教育推進計画スポーツ分野策定方針について ○計画の全体像及び基本目標と施策体系について ○重点事業の内容について
令和８年度　第４回 （書面開催） 令和８年８月31日	○港区教育推進計画スポーツ分野 素案（案）に対する意見照会について
令和８年度　第５回 令和８年９月17日	○港区教育推進計画(素案)【スポーツ分野】について ○その他

（４）図書館サービス分野

開催日程	主な議事
令和７年度　第１回 令和７年８月18日	○座長・副座長の選任について ○検討委員会の委員推薦について ○計画の策定及びスケジュールについて ○アンケート調査（案）について
令和７年度　第２回 令和８年２月４日	○港区教育推進計画図書館サービス分野アンケート調査の結果について ○港区教育推進計画図書館サービス分野の策定における現状と課題について ○港区教育推進計画図書館サービス分野策定方針イメージについて（策定の方向性）
令和８年度　第３回 令和８年５月25日	○港区教育推進計画図書館サービス分野策定方針について ○計画の全体像及び基本目標と施策の展開について ○重点事業の内容について
令和８年度　第４回 令和８年８月７日	○港区教育推進計画図書館サービス分野（素案）について

９　港区教育推進計画検討会設置要綱

○港区教育推進計画検討会設置要綱

令和７年８月８日
７港教教教第１２４３号

（設置）
第１条　港区教育推進計画の策定にあたり、教育施策の横断的な展開を図るため、港区教育推進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　検討会は、次に掲げる事項について検討する。
（１）　港区教育推進計画の策定に関すること。
（２）　その他港区教育委員会が必要と認める事項に関すること。
（組織）
第３条　検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、教育委員会事務局教育推進部長をもって充て、会務を統括する。
３　副会長は、教育委員会事務局学校教育部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
４　委員は、別表第１に掲げる者をもって充てる。
（検討会）
第４条　検討会は、会長が招集する。
２　会長は、検討会において検討する案件によって別表１に掲げる委員のうちから当該案件に関係する委員を招集する。
３　会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（庶務）
第５条　検討会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部教育長室において処理する。
（委任）
第６条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則
１　この要綱は、令和７年８月８日から施行する。

別表第１（第３条関係）
教育委員会事務局教育推進部教育長室長
教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課長
教育委員会事務局教育推進部図書文化財課長
教育委員会事務局学校教育部学務課長
教育委員会事務局学校教育部学校施設担当課長
教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長
教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長
教育委員会事務局学校教育部先端教育担当課長
教育委員会事務局学校教育部幼児教育担当専門官
教育委員会事務局学校教育部統括指導主事

10　港区教育推進計画検討会名簿

所属	氏名
教育推進部長	◎佐々木　貴浩
学校教育部長	○茂木　英雄
教育推進部教育長室長	若杉　健次（令和７年度） 鈴木　健（令和８年度）
教育推進部生涯学習スポーツ振興課長	中林　淳一（令和７年度） 本城　典子（令和８年度）
教育推進部図書文化財課長	吉田　宗史
学校教育部学務課長	鈴木　健（令和７年度） 金田　耕治郎（令和８年度）
学校教育部学校施設担当課長	河原　一禎
学校教育部教育人事企画課長	大久保　和彦
学校教育部教育指導担当課長	清水　浩和
学校教育部先端教育担当課長	溝口　貴裕
学校教育部幼児教育担当専門官	小久保　篤子（令和７年度） 高田　清香（令和８年度）
学校教育部統括指導主事	富樫　学

◎会長、○副会長

11　港区教育推進計画検討会検討経過

開催日程	主な議事
令和７年度　第１回 令和８年１月 20 日	○港区教育推進計画及び策定体制・検討経過について ○区民アンケート調査結果について
令和８年度　第２回 令和８年５月 18 日	○港区教育推進計画策定方針（案）について
令和８年度　第３回 令和８年８月 26 日	○港区教育推進計画素案（案）について
令和８年度　第４回 （書面開催） 令和８年 10 月２日	○港区教育推進計画素案（案）の修正内容について

12　区民説明会等開催状況

区民説明会等の開催状況は、実施後に掲載します。

13　ＳＤＧｓと施策の関係

分野	基本目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
学校教育・幼児教育										
	1			●	●	●				
	2				●			●		
	3			●	●					
	4				●				●	
生涯学習										
	1			●	●	●				
	2				●					
	3			●	●					
スポーツ										
	1			●	●					●
	2				●					
	3				●					
図書館サービス										
	1				●				●	
	2				●				●	
	3				●					
学びを支える環境づくり										
	1				●					
	2	●			●					

分野	基本目標	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
学校教育・幼児教育									
	1								
	2		●		●	●	●	●	
	3	●						●	
	4								●
生涯学習									
	1	●	●					●	●
	2								●
	3								●
スポーツ									
	1								●
	2		●						●
	3		●						●
図書館サービス									
	1	●	●						
	2	●							
	3	●	●						●
学びを支える環境づくり									
	1		●					●	●
	2								

港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

区　の　木

ハナミズキ

区　の　花



アジサイ



バラ

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　区

港区では世界の恒久平和と核兵器の廃絶を広く訴えるため、
昭和６０年８月１５日に「港区平和都市宣言」を行いました。

刊行物発行番号　2026144－7220

港区教育推進計画（素案）　令和９（2027）年度～令和 12（2030）年度

令和８（2026）年 11 月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局教育推進部教育長室

港区芝公園一丁目５番 25 号

電話：03（3578）2111（代表）